

寛永十四年十二月ヨリ同十五年二月迄

有馬立ニ付御賦渡帳

五冊之内

迄日数四十六日分

日数四十六日
一合人数四百六十人

野元源左衛門殿

十人ニ而、丑ノ十二月十二日より寅ノ正月廿八日

迄日数四十六日分

同四十六日
一合人数百三拾八人

飯牟禮吉左衛門殿

三人ニ而、丑ノ十二月十二日より寅正月廿八日ま

て日数四拾六日分

同四十六日
一合人数百三十八人ハ

伊集院兼中
四元縫殿殿

三人ニ而、丑ノ十二月十二日より寅ノ正月廿八日

迄日数四十六日分

右同日
一合人数百三拾八人ハ

上村孫三郎殿

三人ニ而、丑ノ十二月十二日より寅ノ正月廿八日

まで日数四十六日分

右同日
一合人数百卅八人ハ

児玉長三郎殿

三人ニ而、丑十二月十二日より寅ノ正月廿八日迄

日数四十六日分

右同日
一合人数百三拾八人

家村六左衛門殿

三人ニ而、丑十二月十二日より寅ノ正月廿八日迄

日数四十八日

一合人数老万八百九拾六人 嶋津下野守殿

式百廿七人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日ま

て日数四十八日分

日数四十六日

一合人数式千六百六拾八人 三原左衛門佐殿

五十八人ニ而、丑ノ十二月十二日より寅ノ正月廿

八日迄日数四十六日分

同四十六日

一合人数四百六十人 大野内記殿

十人ニ而、丑ノ十二月十二日より寅ノ正月廿八日

日数四十六日分
日数三十日
一合人数三百九拾人ハ

伊集院寮中

十三人ニ而、丑十二月廿七日より寅ノ正月廿八日

迄日数三拾日分

日数四十八日
一合人数五百二拾八人ハ

海江田仲左衛門殿

十老人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日迄日数四

十八日分

右同日
一合人数四百八十人ハ

曾木甚右衛門殿

十人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日迄日数四

四拾八日分

右同日
一合人数四百八十人ハ

町田五右衛門殿

十人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日迄日数四

拾八日分

右同日
一合人数四百八十人ハ

野村与兵衛殿

十人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日迄日数四

十八日分

右同日
一合人数百四十四人ハ

本田内膳殿

三人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日迄日数

四十八日分
右同日
一合人数百四十四人ハ

上野正右衛門殿

三人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日迄日数四

拾八日分

右同日
一合人数百四十四人ハ

神
中村内蔵允殿

三人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日迄日数

四十八日分

右同日
一合人数百四十四人ハ

岩崎五右衛門殿

三人ニ而、寅ノ正月二日より二月十九日迄日数

四拾八日分

日数四十六日
一合人数千八百四拾人ハ

嶋津中務少輔殿

四十人ニ而、寅ノ正月二日より二月十七日迄日数

四十六日分

日数卅日
一合人数百五十人ハ

三原大蔵殿

五人ニ而、寅ノ正月五日より二月五日迄日数三

十日分

日数廿日
一合人数四百人ハ

吉田次郎兵衛殿

廿人ニ而、寅ノ正月廿日より二月九日迄日数二拾

日分

日数二十日
一合人数四十人ハ

山田平左衛門殿

日数十三日
式人ニ而、寅正月廿日より二月九日迄日数廿日分

一合人数三十人ハ

鬼塚源太左衛門殿

日数七十日
三人ニて、日数十三日分

一合人数六百三十人ハ

江川弥左衛門殿

日数四十日
九人ニ而、七十日分

一合人数百廿人ハ

有馬左近殿

日数廿七日
三人ニ而、日数四十日分

一合人数百五拾九人ハ

甲斐掃部殿

同卅八日
七人ニ而、日数三拾七日分

一合人数百五十二人ハ

同権左衛門殿

同三十日
四人ニ而、日数卅八日分

一合人数九十人ハ

本田新右衛門殿

同五十三日
三人ニ而、日数卅日分

一合人数千八十三人ハ

田原主膳殿

内十八人ニて、日数十日分

廿七人ニ而、日数四十三日分

同三十日
一合人数百五拾人ハ

新納二右衛門殿

同四拾七日
五人ニ而、日数卅日分

一合人数千弍百七拾四人ハ

渋谷四郎左衛門殿

同四拾九日
二拾六人ニ而、日数四十九日分

一合人数百四十七人ハ

勝部郷左衛門殿

右同日
三人ニ而、日数廿九日分

一合人数百四十七人ハ

右同断
村山藤兵衛殿

右同日
三人ニ而、日数四拾九日分

一合人数五百八十八人ハ

阿久根衆中

拾人ニ而、日数四拾九日分

惣合人数弍万五千弍百拾七人

右之人数別ニ御賦相渡分

合銀子四貫四百五拾五錢

『右式行張紙』

寛永二十一年

正月廿六日

吉田次郎兵衛

寛永十五年正月より同三月迄

諸外城

天草立軍衆

人数
究帳

五冊之内

日数六十八日 寅正月十一日より同三月十九日迄

一合人数三千七百六拾人ハ

鶴田衆中

内

二千二百廿人ハ

人躰四十二人・小者夫三十式

人ニ而、正月十一日より二月十日迄日数卅日分

五千六拾人ハ

人躰四十二人・小者夫十四人ニ

而、二月十一日より同廿日迄日数拾日分

九百八拾人ハ

人躰廿七人・小者夫八人ニ而、

二月廿一日より三月十九日迄日数廿八日分

日数六十六日 寅正月十二日より同三月十一日迄

一合人数六千八拾式人ハ

羽月衆中

内

二千三百人ハ

人躰七拾五人・小者夫四十人ニ

而、正月十二日より二月一日迄日数廿日分

千八十九人ハ

人躰七十三人・小者夫四拾八人ニ

而、二月二日より同十日迄日数九日分

二千百七十七人ハ

人躰五拾人・小者夫廿三人ニ

而、二月十一日より三月拾日迄日数廿九日分

五百七拾六人ハ

人躰四拾九人・小者夫廿三人ニ

而、三月十一日より同十八日迄日数八日分

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄

一合人数三千七百三拾四人ハ

水引衆中

内

千九百卅式人ハ

人躰四拾五人・小者夫廿四人ニ

而、正月十三日より二月十日迄日数廿八日分

五百六拾人ハ

人躰三十九人・小者夫十七人ニ

而、二月十一日より同廿日迄日数拾日分

千二百四十式人ハ 人駄卅壹人・小者夫十五人

ニ而、二月廿一日より三月十八日迄日数廿七日

分

日数六十三日 寅正月十四日より三月十七日迄

一合人数二千九百廿七人ハ 山田衆中

内

千八百八十七人ハ 人駄三拾七人・小者夫十四

人ニ而、正月十四日より二月廿日迄日数卅七日

分

千四拾人ハ 人駄卅人・小者夫拾人ニ而、二月

廿一日より三月十七日迄日数廿六日分

日数六十六日 寅正月十三日より同三月十九日迄

一合人数壹万五百六拾八人ハ 伊作衆中

内

五千三百七拾六人ハ 人駄百卅六人・小者夫五

拾六人ニ而、正月十三日より二月十日迄日数廿

八日分

千六百九拾人ハ 人駄百廿人・小者夫四拾九人

ニ而、二月十一日より同廿日迄日数拾日分

千五百五拾二人ハ 人駄九拾人・小者夫卅八人ニ

而、二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

千二百五拾人ハ 人駄九拾五人・小者夫卅人ニ

而、三月朔日より同拾日迄日数拾日分

千九十八人ハ 人駄九十三人・小者夫廿九人ニ

而、三月十一日より同十九日迄日数九日分

式人ハ 主従式人ニ而、三月十五日一日分

日数六十七日 寅正月十三日より同三月十三日迄

一合人数百七拾式人ハ 穆佐衆中

内

八拾人ハ 人駄二人・小者夫式人ニ而、正月十

三日より二月二日迄日数廿日分

七拾七人ハ 人駄二人・小者夫二人ニ而、二月

三日より同廿日迄日数十八日分

二拾人ハ 人駄壹人・小者夫壹人ニ而、二月廿

一日より三月廿日迄日数拾日分

日数六十八日 寅正月十一日より三月十九日迄

一合人数二千九百廿八人ハ 馬越衆中

内

千三百廿人ハ 人駄廿八人・小者夫十六人ニ而、

正月十一日より二月拾日迄日数三拾日分

七百拾五人ハ 人駄三十五人・小者夫廿人ニ而、

二月十一日より同廿三日迄日数十三日分

二百廿八人ハ 人駄廿六人・小者夫拾二人ニ而、

二月廿四日より同廿九日迄日数六日分

三百五拾人ハ 人駄廿四人・小者夫拾老人ニ而、

三月一日より同十日迄日数拾日分

三百拾五人ハ 人駄卅老人・小者夫四人ニ而、

三月十一日より同十九日迄日数九日分

日数六十八日 寅正月拾日より三月十八日迄

一合人数九千百五拾四人ハ 隈之城衆中

内

四千五百八拾八人ハ 人駄百十二人・小者夫三

拾六人ニ而、正月拾日より二月拾日迄日数三拾

壹日分

二千五拾貳人ハ 人駄七拾五人・小者夫三拾三

人ニ而、二月十一日より同廿九日迄日数十九日

分

千九百四拾四人ハ 人駄九十四人・小者夫拾四

人ニ而、三月一日より同拾八日迄日数十八日分

四百五拾六人ハ 夫九拾九人ニ而、正月十七日

より二月拾日迄日数廿四日分

五拾四人ハ 夫九六人ニ而、二月二日より同拾

日迄日数九日分

六拾人ハ 主従二人ニ而、二月一日より三月一

日迄日数三十日分

日数六拾五日 寅正月十四日より三月十九日迄

一合人数四千四百五拾五人ハ 松山衆中

内

三千三百拾老人ハ 人駄^五六拾人・小者夫廿七人

ニ而、正月十四日より二月廿六日迄日数四拾三

日分

千百四拾四人ハ 人躰三拾九人・小者夫十三人

内

ニ而、二月廿七日より三月十九日迄日数廿二分

八百九拾七人ハ 人躰拾九人・小者夫四人ニ而、

分

正月十二日より二月廿日迄日数廿九日分

日数六拾二日 寅正月十七日より三月十九日迄

四百拾六人ハ 人躰十四人・小者夫二人ニ而、

一合人数五千六百卅四人ハ 顯娃娃衆中

二月廿一日より三月十七日迄日数廿六日分

内

日数六十五日 寅正月十一日より三月十六日迄

式千五百四拾四人ハ 人躰七拾四人・小者夫三

一合人数千九百廿六人ハ 曾木衆中

十二人ニ而、正月十七日より二月拾日迄日数廿

内

四日分

千百五拾五人ハ 人躰廿五人・小者夫十人ニ而、

千三百六拾五人ハ 人躰七拾四人・小者夫卅壹

正月十一日より二月十三日迄日数三拾三日分

人ニ而、二月拾一日より同廿三日迄日数拾三日

三百六人ハ 人躰廿四人・小者夫十人ニ而、二

分

月拾四日より同廿二日迄日数九日分

千百四人ハ 人躰四拾八人・小者夫廿一人ニ而、

三百廿五人ハ 人躰拾七人・小者夫八人ニ而、

二月廿四日より三月拾日迄日数拾六日分

二月廿三日より三月六日迄日数十三日分

六百貳拾六人ハ 人躰四拾九人・小者夫廿人ニ

百四拾人ハ 人躰拾人・小者夫四人ニ而、三月

而、三月拾一日より同拾九日迄日数九日分

七日より同十六日迄日数拾日分

日数六十五日 寅正月十二日より三月十七日迄

日数六十六日 寅正月十三日より三月廿日迄

一合人数千三百拾三人ハ 湯之尾衆中

一合人数貳千二百八拾四人ハ 百次衆中

内

千九拾貳人ハ 人躰廿四人・小者夫拾五人ニ而、

正月十三日より二月十四日迄日数廿八日分

三百八十人ハ 人躰廿五人・小者夫拾三人ニ而、

二月十一日より同廿日迄日数拾日分

貳百五拾二人ハ 人躰廿壹人・小者夫七人ニ而、

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

五百六拾人ハ 人躰廿人・小者夫八人ニ而、三

月朔日より同廿日迄日数廿日分

日数六十一日 寅正月十八日より三月十九日迄

一合人数九千百九拾三人ハ 指宿衆中

内

三千八百拾八人ハ 人躰百拾四人・小者夫五拾

貳人ニ而、正月十八日より二月十日迄日数廿三

日分

千九百貳拾人ハ 人躰百卅人・小者夫六拾貳人

ニ而、二月十一日より同廿日迄日数拾日分

六百五人ハ 人躰七拾六人・小者夫四拾五人ニ

而、二月廿一日より同廿五日迄日数五日分

貳千六百六拾八人ハ 人躰七拾五人・小者夫四

拾壹人ニ而、二月廿六日より三月十九日迄日数

廿三日分

百八拾二人ハ 人躰七人・小者夫七人ニ而、正

月廿八日より二月拾日迄日数拾三日分

日数六十五日 寅正月十二日より三月十七日迄

一合人数壹万四千五百七拾二人ハ加世田衆中

内

七千三百三拾七人ハ 人躰百四拾人・小者夫百

拾三人ニ而、正月十二日より二月十日迄日数廿

九日分

三千百五人ハ 人躰百拾九人・小者夫八拾八人

ニ而、二月十一日より同廿五日迄日数拾五日分

七百四拾四人ハ 人躰百八人・小者夫七拾八人

ニ而、二月廿六日より同廿九日迄日数四日分

三千百六拾二人ハ 人躰百拾壹人・小者夫七拾

五人ニ而、三月一日より同拾十七日迄日数拾七

日分

百三拾人ハ 人躰壹人・小者四人ニ而、正月廿九日より二月廿五日迄日数廿六日分

廿六人ハ 人躰八人・小者夫五人ニ而、二月九

日より同拾日迄日数二日分

廿四人ハ 人躰三人ニ而、二月十三日より同廿

日迄日数八日分

三拾式人ハ 人躰壹人ニ而、正月九日より二月

拾日迄三十二日分

拾式人ハ 人躰壹人ニ而、二月九日より同廿九

日迄日数拾式日分

日数六十五日 寅正月十一日より三月十七日迄

一合人数五千六拾五人ハ 本城衆中

内

二千六百三拾九人ハ 人躰七拾五人・小者夫十

六人ニ而、正月拾二日より二月十日迄日数廿九

日分

八百四拾人ハ 人躰七拾五人・小者夫九人ニ而、

二月十一日より同廿日迄日数拾日分

千五百八拾六人ハ 人躰五拾式人・小者夫九人

ニ而、二月廿一日より三月十七日迄日数廿六日

分

日数六十三日 寅正月十六日より三月十九日迄

一合人数八百拾人ハ 始良衆中

内

三百四拾人ハ 人躰拾一人・小者夫六人ニ而、

正月十六日より二月五日迄日数廿日分

八拾人ハ 人躰拾一人・小者夫五人ニ而、二月

六日より同拾日迄日数五日分

百拾人ハ 人躰七人・小者夫四人ニ而、二月十

一日より同廿日迄日数拾日分

二百八拾人ハ 人躰七人・小者夫三人ニ而、二

月廿一日より三月十九日迄日数廿八日分

日数六十五日 寅正月十三日より三月十一日迄

一合人数三百九拾人ハ 恒吉衆中

人躰五人・夫壹人ニ而、正月十三日より三月十

八日迄日数六拾五日分

日数六拾二日 寅正月十七日より三月十九日迄

一合人数千六百九拾人ハ 大始良衆中

内

八百拾六人ハ 人躰廿三人・小者夫拾壹人ニ而、

正月十七日より二月十日迄日数廿四日分

八百七拾四人ハ 人躰十七人・小者夫六人ニ而、

二月十一日より三月十九日迄日数卅八日分

日数六十三日 寅正月十七日より三月廿日迄

一合人数八百九拾六人ハ 田代衆中

内

五百四拾六人ハ 人躰拾人・小者夫四人ニ而、

正月十七日より二月廿五日迄日数三拾九日分

貳百四拾人ハ 人躰七人・小者夫三人ニ而、二

月廿六日より三月廿日迄日数廿四日分

百拾人ハ 人躰七人・小者夫三人ニ而、三月拾

日より同廿日迄日数十一日分

日数六十五日 寅正月十三日より三月十八日迄

一合人数五千三百六拾五人ハ 阿多衆中

内

二千七百拾六人ハ 人躰六拾五人・小者夫三拾

貳人ニ而、正月十三日より二月拾日迄日数廿八

日分

千貳百九人ハ 人躰六拾三人・小者夫卅人ニ而、

二月十一日より同廿三日迄日数拾三日分

千四百四拾人ハ 人躰四拾五人・小者夫拾五人

ニ而、二月廿四日より三月十八日迄日数廿四日

分

日数六拾五日 寅正月十三日より三月十八日迄

一合人数六千八拾人ハ 川邊衆中

内

二千九百九拾六人ハ 人躰七拾九人・小者夫廿

八人ニ而、正月十三日より二月拾日迄日数二拾

八日分

千四百四人ハ 人躰八拾人・小者夫廿八人ニ而、

二月十一日より同廿三日迄日数十三日分

五百七拾六人ハ 人躰六拾人・小者夫拾三人ニ

一合人数三千七百五拾八人ハ 山野衆中

而、二月廿四日より三日二日迄日数八日分

内

千四百人ハ 人躰五拾九人・小者夫拾人ニ而、

千六百拾人ハ 人躰四拾人・小者夫卅三人ニ而、

三月三日より同十八日迄日数十六日分

正月十一日より同卅日迄日数廿日分

日数六十五日 寅正月十一日(より脱之)同三月十七日迄

七百廿人ハ 人躰四拾人・小者夫卅三人ニ而、

一合人数三千八百四人ハ

大村衆中

二月一日より同拾日迄日数拾日分

内

千三百人ハ 人躰五拾四人・小者夫拾壹人ニ而、

四百拾人ハ 人躰廿八人・小者夫拾三人ニ而、

正月十二日より二月一日迄日数廿日分

二月十一日より同廿日迄日数拾日分

五百七拾六人ハ 人躰五拾四人・小者夫拾人ニ

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

而、二月二日より同拾日迄日数九日分

七百九十九人ハ 人躰廿九人・小者夫拾八人ニ

九百六拾三人ハ 人躰六拾四人・小者夫拾人ニ

而、三月朔日より同十七日迄日数十七日分

而、二月十一日より同廿三日迄日数十三日分

日数六拾五日 寅正月十一日(より脱之)同三月十七日迄

六百七拾三人ハ 人躰卅五人・小者夫七人ニ而、

一合人数六千五拾四人ハ 帖佐衆中

二月廿四日より三月十日迄日数十六日分

内

二百九拾四人ハ 人躰三拾四人・小者夫八人ニ

二千百六拾人ハ 人躰六拾人・小者夫四拾八人

而、三月十一日より同十七日迄日数七日分

而、正月十二日より二月朔日迄日数廿日分

日数六拾六日 寅正月十一日より三月十一日迄

八百五拾五人ハ 人躰五拾九人・小者夫卅六人

ニ而、二月二日より同拾日迄日数九日分

七百廿人ハ 人駄四拾六人・小者夫廿六人ニ而、

二月十一日より同廿日迄日数拾日分

千二百三拾五人ハ 人駄四拾三人・小者夫廿三

人ニ而、二月廿一日より同廿九日迄日数十九日

分

六百五拾人ハ 人駄四拾七人・小者夫廿四人ニ

而、三月一日より同拾日迄日数拾日分

四百三拾四人ハ 人駄四拾人・小者夫廿二人ニ

而、三月十一日より同十七日迄日数七日分

日数六拾九日 寅正月十一日より三月廿日迄

一合人数二千五百卅三人ハ 郡山衆中

内

千五百人ハ 人駄卅四人・小者夫十六人ニ而、

正月十一日より二月拾日迄日数三拾日分

百八拾人ハ 人駄拾人・小者夫八人ニ而、二月

十一日より同廿日迄日数十日分

六百八人ハ 人駄廿四人・小者夫八人ニ而、二

月廿一日より三月拾日迄日数九日分

二百廿四人ハ 人駄廿七人・小者夫七人ニ而、

三月十一日より同十八日迄日数八日分

廿人ハ 人駄二人ニ而、三月拾日より同廿日迄

日数拾日分

日数六十五日 寅正月十三日より三月十八日迄

一合人数六千四百拾五人ハ 田布施衆中

内

二千四百人ハ 人駄六拾五人・小者夫五拾五人

ニ而、正月十三日より二月二日迄日数廿日分

九百廿人ハ 人駄六拾八人・小者夫四拾七人ニ

而、二月三日より同拾日迄日数八日分

七百五拾人ハ 人駄五拾三人・小者夫廿二人ニ

而、二月十一日より同廿日迄日数拾日分

六百五拾八人ハ 人駄五拾人・小者夫廿三人ニ

而、二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

七百廿人ハ 人駄五拾七人・小者夫廿七人、三

月朔日より同十日迄日数拾日分

六百四拾人ハ 人駄五拾七人・小者夫廿三人ニ
而、三月十一日より同十八日迄日数八日分

一合人数千八百三人ハ

高江衆中

四拾人ハ 人駄六人・小者夫二人ニ而、三月六

日より同十八日迄日数五日分

千八百八拾九人ハ

人駄廿三人・小者夫六人ニ而、

廿七人ハ 人駄三人ニ而、三月拾日より同十八

日迄日数九日分

三百四拾人ハ

人駄拾六人・小者夫四人ニ而、

日数六十六日 寅正月十一日より三月十七日迄

一合人数八千七百三拾八人ハ 清敷衆中

二月廿三日より三月拾日迄日数拾七日分

二百三人ハ

人駄廿二人・小者夫七人ニ而、三

内

四千九百五拾人ハ 人駄百卅五人・小者夫三拾

人ニ而、正月十一日より二月十日迄日数卅日分

三拾六人ハ

人駄六人・小者夫三人ニ而、三月

千百人ハ 人駄九拾人・小者夫廿人ニ而、二月

十一日より同廿日迄日数拾日分

七日より同拾日迄日数四日分

三拾五人ハ

人駄壹人ニ而、正月拾八日より二

九百五拾四人ハ 人駄九十人・小者夫十六人ニ

而、二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

日数六拾四日 寅正月十三日より三月十七日迄

一合人数八千六拾三人ハ

川内
高城衆中

千七百三拾四人ハ 人駄八十八人・小者夫十四

人ニ而、三月朔日より同十七日迄日数拾七日分

二千九百人ハ

人駄九拾人・小者夫五拾五人ニ

日数六十五日 寅正月十二日より三月十七日迄

千貳百八人ハ

人駄九拾人・小者夫六拾一人ニ

而、二月三日より同拾日迄日数八日分

千貳百拾人ハ 人躰八拾四人・小者夫三拾七人

ニ而、二月十一日より同廿日迄日数拾日分

九百七拾貳人ハ 人躰七拾六人・小者夫三拾二

人ニ而、二月廿一日より同廿九日迄日数廿九日

分

九百五拾人ハ 人躰六拾七人・小者夫廿八人ニ

而、三月一日より同拾日迄日数拾日分

七百七人ハ 人躰七拾三人・小者夫廿八人、三

月十一日より同十五日迄日数七日分

八拾四人ハ 人躰拾四人ニ而、三月拾五日より

同拾日迄日数六日分

拾六人ハ 人躰七人ニ而、正月廿五日より二月

拾六人ハ 主従貳人ニ而、二月三日より同拾日

迄日数八日分

日数四拾八日迄

一合人数九拾六人ハ

秋目衆中

主従二人ニ而、寅正月八日より二月廿五日迄日

数四拾八日分

日数廿九日 寅正月十七日より二月拾日迄

一合人数五拾三人ハ

内

廿四人ハ 人躰七人ニ而、正月拾一日より二月

拾日迄日数廿四日分

廿九人ハ 人躰七人ニ而、正月拾二日より二月

日数三十四日 寅二月十三日より三月十七日迄

一合人数八百三拾六人ハ

内

五百九拾四人ハ 人躰拾七人・小者夫五人ニ而、

二月拾三日より三月拾日迄日数廿七日分

二百拾人ハ 人躰廿五人・小者夫五人ニ而、三

月拾一日より同十七日迄日数七日分

三十二人ハ 人躰二人ニ而、三月七日より同拾

日迄日数四日分

日数六拾四日 寅正月十六日より二月廿二日迄

一合人数八千三百三人ハ 高尾野衆中

内

五千九百七拾五人ハ 人躰百六拾六人・小者夫

七拾三人ニ而、正月十六日より二月拾日迄日数廿

五分

貳千百七拾人ハ 人躰百五拾三人・小者夫六拾

四人ニ而、二月拾一日より同廿日迄日数拾日分

百五拾八人ハ 人躰・夫丸七拾九人ニ而、二月

廿一日より同廿二日迄日数二日分

日数四日

一合人数四拾貳人 國分衆中

主従三人ニ而、二月七日より同廿日迄日数拾四

日分

日数六拾四日

一合人数五千四百廿八人ハ 市來衆中

内

二千二百三拾三人ハ 人躰五拾四人・小者夫廿

三人ニ而、寅正月十二日より同二月拾日迄日数

廿九日分

千七拾人ハ 人躰八拾一人・小者夫廿六人ニ而、

二月十一日より同廿日迄日数拾日分

二千廿五人ハ 人躰六拾七人・小者夫十四人ニ

而、二月廿一日より三月拾六日迄日数廿五日分

日数廿九日

一合人数千四百三拾人ハ 串木野衆中

内

千廿六人ハ 人躰四拾七人・小者夫七人ニ而、

寅二月廿一日より三月拾日迄日数十九日分

三百七拾二人ハ 人躰五拾三人・小者夫九人ニ

而、三月十一日より同十六日迄日数六日分

三拾二人ハ 人躰六人・小者夫二人ニ而、三月

七日より同拾日迄日数四日分

惣合人数拾五萬六千八拾三人

内

拾一万二千七百六拾六人ハ 人躰

671 (中表紙)

四万三千三百拾七人ハ 小者夫

右者、天草立軍衆被相詰候以日数、一日之賦ニシテ

如此ニ候、以上、

寛永廿一年

正月廿六日

黒田三左衛門

土持左馬権頭

寛永十五年正月より同三月迄	諸外城衆	有馬立軍衆	人数	究帳	五冊之内
---------------	------	-------	----	----	------

伊集院衆中

一合人数貳千三百拾六人内 人鉢千四百八十六人
小者夫八百卅人

内

六十三人ハ寅正月十日より同廿九日迄日数廿日

二拾三人ハ寅正月十八日より二月七日迄日数廿日

十人ハ二月八日より同廿五日迄日数十八日

二人ハ寅正月廿二日より二月十日迄日数十九日

十八人ハ二月朔日より同十日迄日数十日

二拾人ハ二月十一日より同廿五日迄日数十五日

十八人ハ二月八日より同十七日迄日数拾日

志布志衆中

一合人数四千八百六人 内 人鉢貳千六百六十六人
小者夫二千六百四十人

内

六人ハ寅正月八日より同廿七日迄日数廿日

百十二人ハ寅正月十一日より二月一日迄日数廿一日

日

六人ハ寅正月廿八日(より脱カ)二月十日迄日数十三日

百十貳人ハ二月二日より同十日迄日数九日

三人ハ二月五日より同十日迄日数六日

八十式人ハ二月十一日より同十五日迄日数十五日

高山衆中

一合人数七千三百三人 内 人駄三千七百十人
小者夫三千三百九十三人

内

二百人ハ寅正月十七日より二月二日迄日数廿日

五人ハ寅正月五日より二月十日迄日数卅六日

百卅三人ハ二月三日より同十日迄日数八日

百四十三人ハ二月十一日より同廿三日迄日数十三日

日

市来衆中

一合人数三千六百卅人 内 人駄二千九百九十卷人
小者夫六百三拾九人

内

五十人ハ^{十二}正月十日より寅二月十日迄日数六十一日

一日

式拾人ハ寅正月十二日より二月十日迄日数廿九日

出水衆中

有馬ハ被龍立疾衆
一合人数四萬七千式百八十二人内 人駄三万三百十六人
小者夫一萬六千九百六十六人

獅子島・長島はり番衆
一合人数壹萬式千三百八十人内 人駄九千七十七式人
小者夫三千三百四十人

長島西目大瀨小瀨浦中はり番地下衆自飯米衆
一合人数三千五百八十式人

始良衆中

一合人数四百八十人 内 人駄三百五十卷人
小者夫百二拾九人

内

十式人ハ寅正月十二日より二月一日迄日数廿日

十二人ハ二月朔日より同十日迄日数十日

八人ハ二月十一日より同廿五日迄日数十五日

大口衆中

一合人数壹万四千七百廿卷人内 人駄九千三百廿九人
小者夫五千三百九拾式人

内

三百廿八人ハ寅正月十一日より同晦日迄日数二拾日

日

百十人ハ二月朔日より同五日迄日数五日

式百十八人ハ二月朔日より同十日迄日数十日

式百十八人ハ二月十一日より同廿五日迄日数十五日

日

式人ハ寅正月廿七日より同晦日迄日数四日

四人ハ二月朔日より同七日迄日数七日

貳百拾壹人ハ二月廿六日より三月朔日迄日数五日

二百九人ハ三月二日より同六日迄日数五日

壹人者二月朔日より同廿五日迄日数廿五日

獅子嶋へはり番衆
一合人数貳千六百六十八人ハ内 人鉢千六百拾人
小者夫千五百拾八人

百拾六人ハ丑ノ十一月十五日より十二月八日迄日

数廿三日

中郷衆中

一合人数九百拾七人ハ 内 人鉢三百七十貳人
小者夫五百四拾五人

内

卅三人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

二拾貳人ハ二月三日より同十三日迄日数十一日

五人ハ二月三日より同五日迄日数三日

須木衆中

一合人数九百五拾七人 内 人鉢七百三十貳人
小者夫貳百廿五人

二拾五人ハ寅正月十一日より二月四日迄日数廿四

日

十七人ハ二月五日より同十二日迄日数八日

十七人ハ二月十三日より同廿五日迄日数十三日

川内
山田衆中

一合人数百廿貳人ハ 内 人鉢六十七人
小者夫五拾五人

内

四人ハ二月四日より同十三日迄日数十日

壹人ハ二月十四日より同廿五日迄日数廿二日

貳人ハ二月五日より三月迄日数卅五日

蒲生衆中

一合人数五千四百六拾五人内 人鉢貳千八百六十九人
小者夫貳千五百九拾六人

内

十九人ハ寅正月十五日より二月五日迄日数廿日

十五人ハ二月六日より三月十七日迄日数四十一日

三人ハ寅正月廿三日より三月十七日迄日数五拾八

日

十九人ハ寅ノ正月十五日より二月四日迄日数十九

日

四十五人ハ二月十六日より三月七日迄日数廿八日

百七人ハ二月十九日より三月七日迄日数二拾五日

串木野衆中

一合人数三千弐百四十六人内 人懸弐千五百三拾三人
小者夫七百十三人

内

二拾五人ハ丑ノ十二月十日より寅正月十二日迄日

数廿二日

八十二人ハ寅正月十三日より二月五日迄日数廿三

日

五十四人ハ二月六日より同廿日迄日数十五日

福山衆中

一合人数三百二拾人 内 人懸弐百人
小者夫百二拾人

内

八人ハ寅正月十六日より二月五日迄日数廿日

八人ハ二月六日より同廿五日迄日数廿日

谷山衆中

一合人数六千七百二拾五人ハ内 人懸三千八百九拾人
小者夫弐千八百卅五人

内

百八十五人ハ寅正月十八日より二月七日迄日数廿

日

百八十八人ハ二月八日より同十日迄日数三日

七十五人ハ二月十一日より同廿五日迄日数廿日

七拾人ハ二月十一日より同廿五日迄日数廿五日

廿老人ハ二月十一日より同廿日迄日数二拾日

五人ハ二月二日より同廿五日迄日数二拾四日

六拾四人ハ二月廿一日より同廿五日迄日数五日

加久藤衆中

一合人数三千七百廿弐人内 人懸千九百老人
小者夫千八百廿老人

内

九拾二人ハ正月十七日より二月十日迄日数廿三日

五十八人ハ二月十一日より同廿五日迄日数十五日

弐拾四人ハ二月廿六日より三月十日迄日数十四日

高尾野衆中

一合人数三千三百四十五人内 人懸弐千三百五十九人
小者夫九百八十六人

内

弐十四人ハ二月十一日より同廿五日迄日数十五日

九十三人ハ二月廿一日より同廿五日迄日数五日

百五人ハ二月廿六日より三月十日迄日数十四日

百五人ハ三月一日より同十日迄日数十日

獅子島・長島はり番衆
一合人数五百七拾五人 人駄夫

田布施衆中

一合人数四十五人ハ
拾 内 人駄十五人
小者夫三十人

三人ハ二月十一日より同廿五日迄日数十五日

知覧見衆中

一合人数九十九人ハ
内 人駄三十三人
小者夫六十六人

三人ハ正月十七日より二月十九日迄日数廿三日

阿久根衆中

一合人数三千九百六十人ハ内
人駄貳千三百四十人
小者夫六百廿人

内九十式人ハ大原監物式人ニ而、日数四十六日分

今に遠嶋之由候、

内

百四十五人ハ寅正月十一日より同晦日迄日数廿日

五十式人ハ二月朔日より同十日迄日数十日

五十四人ハ三月七日より同十六日迄日数十日

長島・獅子島はり番衆
一合人数三百四十式人 内

内

式人ハ丑ノ十一月廿三日より已後日数廿日

四人ハ十一月廿三日より已後日数廿日

三拾七人ハ十二月朔日より已後日数六日

外

夫廿人 御蔵入夫但一日尅人

夫百式人 御蔵入夫但一日ニ十七人

吉田衆中

一合人数千九百五十式人内
人駄千四百九人
小者夫五百四十三人

内

十三人ニ而、正月五日より二月十六日迄日数四十

二日

十七人ニ而、正月九日より二月五日迄日数廿七日

廿三人ニ而、正月九日より二月十六日迄日数卅八

日

尅人ニ而、正月十七日より二月廿日迄日数卅四日

尅人ニ而、正月十二日より二月廿日迄日数卅九日

惣合人数拾尅万千貳百拾三人

内

六萬九千六十九人 人駄

四萬貳千百四十四人 小者夫

獅子島はり番

惣合人数壹万五千九百六十五人

内

壹万五千九十九人 人跡

四千三百六十六人 小者夫

長嶋西目大瀧小瀧中はり番地下衆自飯米衆

惣合人数三千五百八十貳人

右、有馬立軍衆被召詰候日数を以、一日之賦にして
如斯候、以上、

寛永二十一年

二月五日

吉田次郎兵衛

寛永十五年正月ヨリ同三月迄
 鹿兒島衆
 天草立軍衆 人数
 究帳
 軍徴卷十一ノ下
 五冊之内

日数三拾九日ハ寅正月十二日より二月廿日迄
 一合人数三千七百拾六人 嶋津豊後守殿
 内人数貳千百廿人ハ 主従百六人ニ而
 正月十二日より二月朔日迄日数廿日分
 人数千五百九拾六人ハ 主従八拾四人ニ而
 二月二日より同廿日迄日数十九日分
 日数三十六日 寅正月十二日より同二月十七日迄
 一合人数四千八百七拾人 喜入撰津守殿

内人数三千百六拾人ハ 主従百五拾八人ニ而
 正月十二日より二月一日迄日数廿日分
 人数千拾七人 主従百拾三人ニ而
 二月二日より同十日迄日数九日分
 人数六百九拾三人ハ 主従九十九人ニ而
 二月拾一日より同十七日迄日数七日分
 日数六十六日 寅正月十四日より同三月廿日迄
 一合人数貳万三千三百廿七人 北郷佐渡守殿
 内人数九千三百四拾人ハ 主従四百六十七人ニ而
 正月十四日より二月三日迄日数廿日分
 人数貳千三百五拾九人 主従三百三拾七人ニ而
 二月四日より十日迄日数七日分
 人数貳千七百人ハ 主従貳百七拾人ニ而
 二月十一日より同廿日迄日数十日分
 人数貳千七拾人ハ 主従貳百三拾人ニ而
 二月廿一日より同廿九日迄日数九日分
 人数貳千三百七拾人ハ 主従貳百三十七人ニ而
 三月一日より同十日迄日数十日分

人数四拾八人ハ 内衆六人ニ而

三月三日より同十日迄日数八日分

人数貳千四百四拾人ハ 主従貳百四十四人ニ而

三月十一日より同廿日迄日数十日分

日数六十八日 寅正月十一日より同三月拾九日迄

一合人数千六百廿人

東郷若狭守殿

内人数千九拾二人ハ

主従三十九人ニ而

正月十一日より二月八日迄日数廿八日分

人数百九十二人ハ

主従十六人ニ而

二月九日より同廿日迄日数十二日分

人数三百三拾六人ハ

主従十二人ニ而

二月廿一日より三月拾九日迄日数廿八日分

日数六十八日 寅正月十一日より三月十九日迄

一合人数六千八百八拾三人

肝付三郎四郎殿

内人数四千五百五拾八人ハ

主従百六人ニ而

正月十一日より二月廿三日迄日数四拾三日分

人数二千三百廿五人ハ

主従九拾三人ニ而

二月廿四日より三月拾九日迄日数廿五日分

日数六十七日ハ 寅正月十一日より同三月十八日迄

一合人数九千九百四拾六人

入来院石見守殿

内人数四千八百九拾人ハ

主従百六十三人ニ而

正月十一日より二月拾日迄日数三十日分

人数三千二人ハ

主従百五拾八人ニ而

二月拾一日より同廿九日迄日数拾九日分

人数四百四十四人ハ

主従百拾一人ニ而

三月一日より同四日迄日数四日分

人数千六百十人ハ

主従百拾五人ニ而

三月五日より同拾八日迄日数十四日分

日数廿九日 寅正月十七日より同二月十六日迄

一合人数千貳百六人

吉利下総守殿

内人数九百人ハ

主従四拾五人ニ而

正月十二日より二月一日迄日数廿日分

人数三百六人ハ

主従三拾四人ニ而

二月二日より同十日迄日数九日分

人数百廿四人ハ

主従三拾壹人ニ而

二月十一日より同十六日迄日数六日分

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄

一合人数八百九拾四人

伊地知拾左衛門殿

内人数五百七拾人ハ

主従廿五人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三拾八日分

人数三百廿四人ハ

主従十二人ニ而

二月廿一日より三月十八日迄日数廿七日分

日数六十五日 寅正月十六日より同三月十七日迄

主従三人

一合人数百九拾五人

宮原五兵衛殿

日数六拾二日 寅正月十四日より三月十七日迄

一合人数貳百九拾二人

伊地知新十郎殿

内人数貳百人ハ

主従五人ニ而

正月拾四日より二月廿三日迄日数四十日分

人数九拾二人ハ

主従四人ニ而

二月二拾四日より三月十七日迄日数廿三日分

日数六十四日 寅正月十五日より同三月十九日迄

一合人数八百拾二人

藤井伊左衛門殿

内人数五百四人ハ

主従十四人ニ而

正月十五日より二月廿日迄日数三十六日分

人数三百八人ハ 主従十壹人ニ而

二月廿一日(より脱カ)三月拾九日迄日数廿八日分

日数六十七日 寅正月十三日より同三月拾九日迄

一合人数貳百四拾七人

宮里弥兵衛殿

内人数貳百人ハ

主従四人ニ而

正月十三日より三月五日迄日数五十二日分

人数三拾九人ハ

主従三人ニ而

三月六日より同拾八日迄日数十三日分

日数七十日 寅正月七日より同三月十七日迄

一合人数三拾九人ハ

田中善之丞殿

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄

一合人数貳百七拾壹人

西之原孫右衛門殿

内人数百九拾人ハ

主従五人ニ而

正月拾三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数八拾壹人ハ

主従三人ニ而

二月廿一日より三月拾八日迄日数廿七日分

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄

一合人数三百拾二人

貴嶋傳左衛門殿

内人数百六拾八人ハ 主従六人ニ而

正月拾三日より二月十日迄日数廿八日分

人数百廿人ハ 主従四人ニ而

二月十一日より三月十日迄日数三十日分

人数廿四人 主従三人ニ而

三月十一日より同十八日迄日数八日分

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄 主従三人

一合人数百九拾五人

家村清兵(衛尉カ)

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄

一合人数百六拾八人

鎌田覺兵衛殿

内人数百拾四人ハ 主従三人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数五拾四人 主従二人ニ而

二月廿一日より三月十八日迄日数廿七日分

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄 主従三人

一合人数百九拾五人

日高喜兵衛殿

日数六十三日 寅正月十四日より同三月十七日迄

一合人数四百七拾八人

宅間弥十郎殿

内人数百九拾六人 主従八人ニ而

正月十四日より二月廿日迄日数三十七日分

人数百八十二人ハ 主従七人ニ而

二月廿一日より三月十七日迄日数廿六日分

日数六十四日 寅正月拾四日より同三月十八日迄

一合人数百九拾八人

久富方左衛門殿

内人数百拾人ハ 主従五人ニ而

正月十四日より二月廿五日迄日数四十二日分

人数八拾八人 主従四人ニ而

二月廿六日より三月十八日迄日数廿二日分

日数六十四日 寅正月十三日より同三月十七日迄

一合人数二百廿三人

牧与八殿

内人数百八拾八人ハ 主従四人ニ而

正月十三日より二月廿九日迄日数四拾七日分

人数三拾四人ハ 主従二人ニ而

三月一日より同十七日迄日数十七日分

日数六十七日 寅正月十三日より同三月廿日迄

一合人数百四拾八人

蒲生外記殿

内人数百八拾八人ハ 主従四人ニ而

正月十三日より二月廿九日迄日数四十七日分

人数六拾人ハ 主従三人ニ而

三月一日より同廿日迄日数廿日分

日数六十四日 寅正月十三日より同三月十七日迄

一合人数三百五拾人

中嶋二郎介殿

内人数百八拾二人ハ 主従六人ニ而

正月十三日より二月廿九日迄日数四十七日分

人数六拾八人 主従四人ニ而

三月一日より同十七日迄日数十七日分

日数六十五日 寅正月十四日より同三月十九日迄

一合人数百七拾五人

有川拾右衛門殿

内人数百八拾五人 主従五人ニ而

正月十四日より二月廿三日迄日数四十日分

人数七拾五人 主従三人ニ而

二月廿四日より三月拾九日迄日数廿五日分

日数六十三日 寅正月十三日より同三月十六日迄

一合人数三百二人

大寺甚右衛門殿

内人数百廿八人 主従六人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数三拾六人ハ 主従四人ニ而

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

人数二拾人ハ 主従二人ニ而

三月一日より同十日迄日数拾日分

人数拾八人ハ 主従三人ニ而

三月十一日より同十六日迄日数六日分

日数七十日 寅正月七日より同三月拾七日迄

一合人数五百人

八木戸左衛門殿

内人数三百九拾六人ハ 主従九人ニ而

正月七日より二月廿日迄日数四拾四日分

人数百四人ハ 主従四人ニ而

二月廿一日より三月十七日迄日数廿六日分

日数六十三日 寅正月十三日より同三月十六日迄

一合人数百七拾老人

友野七郎殿

内人数六十人ハ 主従三人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数廿二人ハ 主従二人ニ而

二月三日より同十三日迄日数十一日分

人数十四人ハ 主従二人ニ而

二月十四日より同廿日迄日数七日分

人数七拾五人 主従三人ニ而

二月廿一日より三月十六日迄日数廿五日分

日数六十七日 寅正月十三日より同三月廿日迄

一合人数貳百拾二人

鎌田孝右衛門殿

内人数八拾人ハ 主従四人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数百拾四人 主従三人ニ而

二月三日より三月十一日迄日数三十八日分

人数拾八人 主従二人ニ而

三月十一日より同廿日迄日数九日分

日数六十三日 寅正月十三日(より脱之)同三月十七日迄

一合人数千三百三拾二人

福屋助左衛門殿

内人数六百廿人 主従三十壹人ニ而

正月十四日より二月三日迄日数廿日分

人数三百五拾七人ハ 主従廿壹人ニ而

二月四日より同廿日迄日数十七日分

人数百拾七人ハ 主従拾三人ニ而

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

人数二百三拾八人ハ 主従拾四人ニ而

三月一日より同十七日迄日数十七日分

日数六十七日 寅正月十三日より同三月廿日迄 主従三人

一合人数二百壹人

白坂助兵衛殿

日数六十七日 寅正月十二日より三月十九日迄 主従七人

一合人数四百六拾九人

有川次左衛門殿

日数六十七日 寅正月十日より三月十七日迄

一合人数貳百三拾二人

押川丙市丞殿

内人数百二拾四人 主従四人ニ而

正月十日より二月十日迄日数三十一日分

人数百八人ハ 主従三人ニ而

二月十一日より三月十七日迄日数三十六日分

日数六十四日 寅正月十一日より同三月十六日迄 主従三人

一合人数百九拾二人

有馬久右衛門殿

日数六十三日 寅正月十四日より同三月十七日迄

一合人数三百五拾八人 川野清右衛門殿

内人数百人ハ 主従五人ニ而

正月十四日より二月三日迄日数廿日分

人数貳百五拾八人 主従六人ニ而

二月四日より三月十七日迄日数四十三日分

日数六十七日 寅正月十三日より同三月廿日迄 主従四人

一合人数貳百六拾八人 大田久兵衛殿

日数六十七日 寅正月十三日より同三月廿日迄

一合人数百五拾四人 鎌田弓右衛門殿

内人数六十人ハ 主従三人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数九拾四人 主従二人ニ而

二月三日より三月廿日迄日数四十七日分

日数六十三日 寅正月十三日より同三月十六日迄

一合人数八百拾六人 平山七兵衛殿

内人数三百人ハ 主従十五人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数五百十六人ハ 主従十二人ニ而

二月三日より三月十六日迄日数四拾三日分

日数六十三日 寅正月十四日より同三月十七日迄

一合人数千百廿人 福崎新兵衛殿

内人数六百二拾壹人 主従三拾三人ニ而

正月十四日より二月十日迄

人数百六十人ハ 主従十六人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

人数百三拾五人ハ 主従十五人ニ而

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

人数貳百四人ハ 主従十二人ニ而

三月一日より同十七日迄日数十七日分

日数六十四日 寅正月十二日より同三月十六日迄

一合人数四百六拾八人 有馬九郎左衛門殿

内人数百六十人ハ 主従八人ニ而

正月十二日より二月一日迄日数廿日分

人数三百八人ハ 主従七人ニ而

二月二日より三月十六日迄日数四十四日分

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄

一合人数百三人

四本善兵衛殿

内人数七拾六人

主従式人ニ而

正月十三日より二月廿日迄

人数廿七人ハ 自身ニ而

二月廿一日より三月十八日迄日数廿七日分

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄

一合人数式百九拾八人

始良三郎兵衛殿

内人数百九十人

主従五人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数百八人ハ 主従四人ニ而

二月廿一日より三月十八日迄日数廿七日分

日数六十六日 寅正月十三日より同三月十九日迄

一合人数千四百七拾三人

土持平左衛門殿

内人数七百人ハ 主従廿五人ニ而

正月十三日より二月十日迄日数廿八日分

人数三百七拾四人 主従廿二人ニ而

二月十一日より同廿七日迄日数十七日分

人数三百九拾九人 主従十九人ニ而

二月廿八日より三月十九日迄日数廿二日分

日数六十四日 寅正月十三日より同三月十七日迄

一合人数四百廿八人

中江八左衛門殿

内人数百八拾人

主従九人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数百四十四人ハ 主従八人ニ而

二月三日より同廿日迄日数十八日分

人数百四人ハ 主従四人ニ而

二月廿一日より三月十七日迄日数廿六日分

日数七拾一日 寅正月八日より同三月十九日迄

一合人数三百拾二人ハ

大脇舍人佐殿

内人数式百十人ハ

主従五人ニ而

正月八日より二月十九日迄日数四拾二日分

人数六十人ハ 主従四人ニ而

二月廿日より三月五日迄日数十五日分

人数四拾二人 主従三人ニ而

三月六日より同十九日迄日数十四日分

日数七十一日 寅正月七日より同三月十八日迄

一合人数三百四拾五人

加治屋新左衛門殿

内人数百二拾八人

主従四人ニ而

正月七日より二月八日迄日数三十六日分

人数百拾七人ハ

主従三人ニ而

二月九日より三月十八日迄日数三十九日分

日数七十日 寅正月七日より同三月十七日迄

一合人数三百四拾四人

肥後伊兵衛殿

内人数百三拾六人

主従四人ニ而

正月七日より二月十日迄日数三十四日分

人数百八人ハ

主従三人ニ而

二月十一日より三月十七日迄日数三十六日分

日数六十二日 寅正月十三日より同三月十五日迄 主従三人

一合人数百八拾六人

伊地知堅右衛門殿

日数六十九日 寅正月十一日より同三月廿日迄

一合人数四百三拾五人

竹内備前守殿

内人数八拾八人

主従四人ニ而

正月十一日より二月二日迄日数廿二日分

人数六拾四人ハ

主従八人ニ而

二月三日より同十日迄日数八日分

人数八十人ハ

主従八人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

人数二百三人ハ

主従七人ニ而

二月廿一日より三月廿日迄日数廿九日分

日数六十四日 寅正月十三日より同三月十七日迄

一合人数五百八拾八人

山之内勘兵衛殿

内人数三百八拾人ハ

主従十人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数三百八人

主従八人ニ而

二月廿一日より三月十七日迄日数廿六日分

日数六十二日 寅正月十三日より同三月十五日迄 主従十六人

一合人数七百四拾四人

米良隼人佐殿

日数六十三日 寅正月十五日より同三月十八日迄

一合人数五百四拾九人

本田隼人佐殿

内人数四百五人ハ

主従九人ニ而

正月十五日より二月廿九日迄日数四拾五日分

人数百四拾四人ハ 主従八人ニ而

三月一日より同十八日迄日数十八日分

日数廿七日 寅二月廿一日より同三月十八日迄 主従三人

一合人数八拾壹人 敷根但馬殿

日数六拾三日 寅正月十五日より同三月十八日迄

一合人数四百八拾六人 上村弥左衛門殿

内人数三百六十人 主従八人ニ而

正月十五日より二月廿九日迄日数四十五日分

人数百廿六人 主従七人ニ而

三月一日より同十八日迄日数十八日分

日数六十三日 寅正月十五日より同三月十八日迄 主従三人

一合人数百八拾九人 山路太郎右衛門殿

日数六十三日 寅正月十五日より同三月十八日迄 主従三人

一合人数百八拾九人 吉田新右衛門殿

日数六十三日 寅正月十四日より同三月十七日迄

一合人数三百廿二人 石原嘉右衛門殿

内人数二百八拾人ハ 主従五人ニ而

正月十四日より三月十日迄日数五十六日分

人数四拾二人 主従六人ニ而

三月十一日より同十七日迄日数七日分

日数六十五日 寅正月十二日より同三月十七日迄 主従三人

一合人数百九拾五人 石神善吉殿

日数六十四日 寅正月十二日より同三月十七日迄

一合人数七百六十壹人 肥後内蔵介殿

内人数六百八拾四人ハ 主従十二人ニ而

正月十三日より三月十日迄日数五十七日分

人数七拾七人 主従十壹人ニ而

三月十一日より同十七日迄日数七日分

日数七十日 寅正月十一日より同三月廿一日迄

一合人数千百四拾人 土持左馬権頭殿

内人数八百八拾人ハ 主従廿人ニ而

正月十一日より二月廿四日迄日数四拾四日分

人数式百六拾人ハ 主従十人ニ而

二月廿五日より三月廿一日迄日数廿六日分

日数六十五日 寅正月十二日より同三月十七日迄

一合人数五百四拾人 大嶋長二郎殿

内人数百八拾人 主従九人ニ而

正月十二日より二月一日迄日数廿日分

人数九十人 主従拾人ニ而

二月二日より同十日迄日数九日分

人数百五拾二人ハ 主従八人ニ而

二月十一日より同廿九日迄日数十九日分

人数百拾八人 主従七人ニ而

三月一日より同十七日迄日数十七日分

日数六拾二日 寅正月十三日より同三月十五日迄

一合人数三百八拾壹人 渋谷猷右衛門殿

内人数貳百六拾六人ハ 主従七人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数九拾五人ハ 主従五人ニ而

二月廿一日より三月十日迄日数十九日分

人数廿人 主従四人ニ而

三月十一日より同十五日迄日数五日分

日数六十四日 寅正月十三日より同三月十七日迄

一合人数貳百六拾八人 徳尾藤左衛門殿

内人数百九十人ハ 主従五人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数七拾八人ハ 主従三人ニ而

二月廿一日より三月十七日迄日数廿六日分

日数六十四日 寅正月十三日より同三月十九日迄 主従四人

一合人数貳百六拾四人 鎌田与七左衛門殿

日数六拾三日 寅正月十二日より同三月十五日迄 主従七人

一合人数四百四拾壹人 長井弥三郎殿

日数六十七日 寅正月九日より同三月十六日迄

一合人数三百廿三人 有川弥市殿

内人数百廿人 主従六人ニ而

正月九日より同廿八日迄日数廿日分

人数百五十五人 主従五人ニ而

正月廿九日より二月廿九日迄日数三十一日分

人数四拾八人 主従三人ニ而

三月一日より同十六日迄日数十六日分

日数六十七日 寅正月十三日より同三月廿日迄

一合人数三百四拾三人 大馬場吉右衛門殿

内人数百人ハ 主従五人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数百八人ハ 主従六人ニ而

二月三日より同廿日迄日数十八日分

人数九拾五人 主従五人ニ而

二月廿二日より三月十日迄日数十九日分

人数四拾人ハ 主従四人ニ而

三月十一日より同廿日迄日数十日分

日数五十五日 寅正月十四日より同三月九日迄

一合人数百八拾五人 藤井助四郎殿

内人数八拾人ハ 主従四人ニ而

正月十四日より二月三日迄日数廿日分

人数百五人 主従三人ニ而

二月四日より三月九日迄日数三十五日分

日数五十六日 寅正月十四日より同三月十日迄

一合人数八百四拾人 伊勢右京亮殿

内人数三百廿人ハ 主従十六人ニ而

正月十四日より二月三日迄日数廿日分

人数三百九拾人ハ 主従十五人ニ而

二月四日より同廿九日迄日数廿六日分

人数百三拾人ハ 主従十三人ニ而

三月一日より同十日迄日数十日分

日数五十二日 寅正月十四日より同三月六日迄(迄脱カ)

一合人数貳百五拾壹人 肥後拾右衛門殿

内人数百八拾五人 主従五人ニ而

正月十四日より二月廿日迄日数三十七日分

人数三十六人ハ 主従四人ニ而

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

人数三十人ハ 主従五人ニ而

三月一日より同六日迄日数六日分

日数五十二日 寅正月十四日より同三月六日迄

一合人数貳百六拾七人 八木助右衛門殿

内人数貳百廿二人 主従六人ニ而

正月十四日より二月廿日迄日数三拾七日分

人数四拾五人ハ 主従三人ニ而

二月廿一日より三月六日迄日数十五日分

日数六十五日 寅正月十二日より同三月十七日迄

一合人数三百五拾老人 市来五兵衛殿

内人数百四拾人ハ 主従七人ニ而

正月十二日より二月一日迄日数廿日分

人数百拾四人ハ 主従六人ニ而

二月二日より同廿日迄日数十九日分

人数七拾六人ハ 主従四人ニ而

二月廿一日より三月十日迄日数十九日分

人数廿一人ハ 主従三人ニ而

三月十一日より同十七日迄日数七日分

日数五十日 寅正月十三日より同三月三日迄

一合人数五百八拾五人 猪保伊右衛門殿

内人数四百五十六人 主従十二人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数九拾九人ハ 主従十老人ニ而

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

人数三拾人ハ 主従十人ニ而

三月一日より同三日迄日数三日分

日数四拾四日 寅正月十四日より同二月廿七日迄

一合人数百九拾六人 川野監物殿

内人数百八人ハ 主従四人ニ而

正月十四日より二月十日迄日数廿七日分

人数六拾人ハ 主従六人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

人数廿八人ハ 主従四人ニ而

二月廿一日より同廿七日迄日数七日分

日数四拾四日 寅正月十四日より同二月廿七日迄

一合人数九拾五人 川野二郎九郎殿

内人数七拾四人ハ 主従二人ニ而

正月十四日より二月廿日迄日数三十七日分

人数廿老人ハ 主従三人ニ而

二月廿一日より同廿七日迄日数七日分

日数五十日 寅正月十三日より同三月三日迄

一合人数七百四拾七人 黒田三左衛門

内人数七百五人ハ 主従十五人ニ而

正月十三日より二月廿九日迄日数四拾七日分

人数四拾二人ハ 主従十四人ニ而

三月一日より同三日迄日数三分

日数四拾七日 寅正月十三日より二月廿九日迄 主従五人

一合人数貳百三拾五人 白濱長三郎殿

日数五十四日 寅正月六日より同二月廿九日迄 主従十人

一合人数五百四拾人 左近允蘇右衛門殿

日数四十九日 寅正月九日より同二月廿七日迄

一合人数百八拾九人 酒匂利左衛門殿

内人数百六拾八人 主従四人ニ而

正月九日より二月廿日迄日数四十二日分

人数廿老人ハ 主従三人ニ而

二月廿一日より同廿七日迄日数七日分

日数四十九日 寅正月十四日より同三月三日迄 主従三人

一合人数百四拾七人 川村少兵衛殿

日数三十八日 寅正月十三日より同二月廿八日迄

一合人数百三拾人 川野治十郎殿

内人数八十四人ハ 主従三人ニ而

正月十三日より二月十日迄日数廿八日分

人数三十人ハ 主従三人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

人数十六人ハ 主従二人ニ而

二月廿一日より同廿八日迄日数八日分

日数五十一日 寅正月八日より同二月廿八日迄

一合人数貳百三拾九人 勝目与左衛門殿

内人数百十五人ハ 主従五人ニ而

正月八日より二月廿日迄日数四拾三日分

人数廿四人ハ 主従三人ニ而

二月廿一日より同廿八日迄日数八日分

日数四十七日 寅正月十三日より同二月廿九日迄

一合人数四百五人 有川弥藏殿

内人数三百四拾二人ハ 主従九人ニ而

正月十三日より二月廿日迄日数三十八日分

人数六拾三人ハ 主従七人ニ而

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

日数三十六日 寅正月十四日(より脱之)同二月廿九日迄

一合人数百七拾老人 平田弥左衛門殿

内人数百三拾五人ハ 主従五人ニ而

正月十四日より二月十日迄日数廿七日分

人数三十六人ハ 主従四人ニ而

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

日数四十四日 寅正月十四日より同二月廿七日迄

一合人数百五拾二人 阿多源右衛門殿

内人数百八人ハ 主従四人ニ而

正月十四日より二月十日迄日数廿七日分

人数三十人ハ 主従三人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

人数十四人ハ 主従二人ニ而

二月廿一日より同廿七日迄日数七日分

日数四十四日 寅正月十四日より同二月廿七日迄

一合人数百拾五人 徳永甚平殿

内人数八十人ハ 主従三人ニ而

正月十四日より二月十日迄日数廿七日分

人数三十四人ハ 主従二人ニ而

二月十一日より同廿七日迄日数十七日分

日数四十五日 寅正月十八日より同三月三日迄

一合人数三百三人 田中善兵衛殿

内人数貳百三十人ハ 主従七人ニ而

正月十八日より二月廿日迄日数三十三日分

人数七拾二人ハ 主従六人ニ而

二月廿一日より三月三日迄日数十二日分

日数四十五日 寅正月十三日より同二月廿七日迄

一合人数貳百五拾人 葛西茂右衛門殿

内人数二百十人ハ 主従六人ニ而

正月十三日より二月十七日迄日数三十五日分

人数四拾八人 主従四人ニ而

二月十八日より同廿七日迄日数十日分

日数五十四日 寅正月十三日より同三月七日迄

一合人数千百七拾八人 三原五郎兵衛殿

内人数六百人ハ 主従三拾人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数五百七拾八人 主従十七人ニ而

二月四日より三月七日迄日数三十四日分

日数六十五日 寅正月十三日より同三月十八日迄

一合人数七百拾八人 汾陽盛兵衛殿

内人数三百人ハ 主従十五人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数百四拾人ハ 主従十四人ニ而

二月三日より同十二日迄日数十日分

人数二百四人ハ 主従十二人

二月十三日より同廿九日迄日数十七日分

人数廿二人 主従十壹人ニ而

三月一日より同二日迄日数二日分

人数二十人ハ 夫丸壹人ニ而

正月十五日より二月四日迄日数廿日分

人数三十二人ハ 夫丸二人ニ而

三月三日より同十八日迄日数十六日分

日数四拾二日 寅正月十三日より同二月廿三日迄 主従二人

一合人数八拾二人 肥後慶右衛門殿

日数四十三日 寅正月十三日より同二月廿八日迄 主従三人

一合人数百廿九人 宮里平右衛門殿

日数四十三日 寅正月十三日より同二月廿五日迄 自身

一合人数四拾三人 重久善左衛門殿

日数四十二日 寅正月十四日より同二月廿五日迄 主従九人

一合人数三百七拾八人 野津安右衛門殿

日数四拾三日ハ寅正月十三日より同二月廿五日迄 主従十五人

一合人数六百四拾五人 相良彦七郎殿

日数四十一日 寅正月十三日より同二月廿三日迄 主従二人

一合人数八拾二人 渡邊源太郎殿

日数四十日 寅正月十四日より同二月廿三日迄

一合人数三百十壹人 別府勘左衛門殿

内人数式百四拾八人ハ 主従八人ニ而

正月十四日より二月十四日迄日数三十一日分

人数六十三人ハ 主従七人ニ而

二月十五日より同廿三日迄日数九日分

日数三十八日 寅正月十三日より同二月廿日迄 主従四人

一合人数百五拾二人 西吉次殿

日数四十日 寅正月十三日より同二月二日迄 主従九人

一合人数三百六拾人 川崎次左衛門殿

日数四十五日 寅正月九日より同一月廿三日迄 主従五人

一合人数百廿五人 敷根三右衛門殿

日数三十九日 寅正月十四日より同一月廿二日迄 主従三人

一合人数百十七人 川野助五郎殿

日数四十二日 寅正月十二日より同一月廿三日迄 主従十六人

一合人数六百七拾二人 佐藤仲兵衛殿

日数四十一日 寅正月十三日より同一月廿三日迄

一合人数百二人 木上監介殿

内人数六十人ハ 主従三人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数四拾二人ハ 主従二人ニ而

二月三日より同廿三日迄日数廿一日分

日数四十一日 寅正月十三日より同一月廿三日迄

一合人数百二人 津曲甚六殿

内人数六十人ハ 主従三人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数四十二人ハ 主従二人ニ而

二月三日より同廿三日迄日数廿一日分

日数四十日 寅正月十四日より同一月廿三日迄 主従四人

一合人数百六十人 黒田仲右衛門殿

日数廿三日 (より脱之) 寅正月十三日より同一月廿三日迄

一合人数四十六人 大馬場源兵衛殿

内人数四拾人ハ 主従二人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数六人ハ 主従二人ニ而

二月廿一日より同廿三日迄日数三日分

日数四十日 寅正月十四日より同一月廿三日迄 主従三人

一合人数百廿人 黒田民部左衛門殿

日数四十日 寅正月十三日より同一月廿二日迄

一合人数百十六人 伊地知太郎左衛門殿

内人数百六十八人ハ 主従六人ニ而

正月十三日より二月十日迄日数二十八日分

人数四十八人 主従四人ニ而

正月十一日より同廿二日迄日数十二日分

日数四十二日 寅正月十二日より同一月廿三日迄 主従一人

一合人数八拾四人 伊地知源三郎殿

日数四拾一日 寅正月十二日より同二月廿二日迄 主従二人

一合人数八拾二人 長濱弥三郎殿

日数三十八日 寅正月十二日より同二月十九日迄 主従二人

一合人数七拾六人 長濱弥右衛門殿

日数四十一日 寅正月十三日より同二月廿三日迄 主従一人

一合人数八拾二人 高木孫左衛門殿

日数四十日 寅正月十三日より同二月廿二日迄 主従三人

一合人数百廿人 有馬千左衛門殿

日数四十日 寅正月十三日より同二月廿二日迄 主従二人

一合人数百二十人 有馬主殿助殿

日数四拾一日 寅正月十三日より同二月廿三日迄 主従三人

一合人数百二拾四人 稻留軍介殿

日数三十九日 寅正月十四日より同二月廿二日迄 主従十人

一合人数三百九拾人 阿蘇新九郎殿

日数四拾五日 寅正月八日より同二月廿二日迄 主従一人

一合人数九拾人 岩切与介殿

日数四十三日 寅正月十二日(より脱之)同二月廿二日迄

一合人数八拾人 竹下郷左衛門殿

内人数七拾八人ハ 主従二人ニ而

正月十二日より二月廿日迄日数三十九日分

人数二人ハ 自身

二月廿一日より同廿二日迄日数二日分

日数四十一日 寅正月十二日より同二月廿二日迄

一合人数百廿七人 原口吉兵衛殿

内人数百拾七人ハ 主従三人ニ而

正月十二日より二月廿日迄日数三十九日分

人数四人ハ 主従二人ニ而

二月廿一日より同廿二日迄日数二日分

日数四十日 寅正月十三日より同二月廿二日迄

一合人数貳百六拾人 村田郷左衛門殿

内人数百人ハ 主従五人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数百六拾人ハ 主従八人ニ而

二月三日より同廿二日迄日数廿日分

日数四拾五日 寅正月九日より同二月廿三日迄 自身

一合人数四拾五人 岩本惣兵衛殿

日数四十五日 寅正月九日より同二月廿三日迄 自身

一合人数四拾五人 岩本源六殿

日数四十五日 寅正月九日より同二月廿三日迄 主従五人

一合人数百廿五人 岩本清左衛門殿

日数四十三日 寅正月八日より同二月廿日迄 主従三人

一合人数百二拾九人 武宮内左衛門殿

日数三十七日 寅正月十二日より同二月十八日迄 主従三人

一合人数百拾老人 松方和泉殿

日数三十七日 寅正月十二日より同二月十八日迄 主従二人

一合人数七拾四人 松方長作殿

日数四十日 寅正月十二日より同二月廿一日迄

一合人数百八拾四人 壹岐源左衛門殿

内人数百廿四人 主従八人ニ而

正月十二日より二月九日迄日数廿八日分

人数六十人ハ 主従五人ニ而

二月十日より同廿一日迄日数十二日分

日数三十八日 寅正月九日より同二月十六日迄

一合人数三百三十六人 是枝諸左衛門殿

内人数百八拾八人ハ 主従九人ニ而

正月九日より二月十日迄日数三十二日分

人数四十八人ハ 主従八人ニ而

二月十一日より同十六日迄日数六日分

日数三十八日 寅正月十日より同二月十七日迄

一合人数六拾九人 東郷宗兵衛殿

内人数六拾二人ハ 主従二人ニ而

正月十日より二月十日迄日数三十一日分

人数七人 自身ニ而

二月十一日より同十七日迄日数七日分

日数三十八日 寅正月十三日より同二月廿日迄

一合人数五百拾四人 浦川内蔵丞殿

内人数百八拾八人ハ 主従十四人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数百三拾四人ハ 主従十三人ニ而

二月三日より同廿日迄日数十八日分

日数三十四日 寅正月十四日より同二月十七日迄

一合人数百九拾人 穎娃治左衛門殿

内人数百廿人ハ 主従六人ニ而

正月十四日より二月三日迄日数廿日分

人数七十人ハ 主従五人ニ而

二月四日より二月十七日迄日数十四日分

日数三十三日 寅正月十四日より同二月十六日迄 主従五人

一合人数百六拾五人 有馬勘左衛門殿

日数三十四日 寅正月十四日より同二月十七日迄

一合人数百五十六人 四本久右衛門殿

内人数百人ハ 主従五人ニ而

正月十四日より二月三日迄日数廿日分

人数五十六人ハ 主従四人ニ而

二月四日より同十七日迄日数十四日分

日数三十四日 寅正月十四日より同二月十七日迄 主従十人

一合人数三百四十人 家村長右衛門殿

日数四十一日 寅正月十日より同二月廿日迄 主従四人

一合人数百六拾四人 中村源介殿

日数三十八日 寅正月十三日より同二月廿日迄 主従四人

一合人数百五拾二人 中村主計殿

日数三十八日 寅正月九日より同二月十六日迄

一合人数百九拾壹人 堀弥四郎殿

内人数百百人ハ 主従八人ニ而

正月九日より二月三日迄日数廿五日分

人数九十壹人ハ 主従七人ニ而

二月四日より同十六日迄日数十三日分

日数三十四日 寅正月十三日より同二月十六日迄

一合人数三千五百四十六人 敷根筑前殿

内人数千九百四拾人ハ 主従百五人ニ而

二月十三日より二月十日迄日数廿八日分

人数六百六人ハ 主従百壹人ニ而

二月十一日より同十六日迄日数六日分

日数三十四日 寅正月十三日より同二月十六日迄 主従四人

一合人数百三拾六人 敷根對馬殿

日数三十四日 寅正月十四日より同二月十七日迄 主従六人

一合人数百四人 上村平右衛門殿

日数三十六日 寅正月十五日より同二月廿日迄 主従六人

一合人数百拾六人 求仁郷四郎左衛門殿

日数三十七日 寅正月十二日より同二月十八日迄

一合人数百四拾人 田尻小右衛門殿

内人数百拾六人ハ 主従四人ニ而

正月十二日より二月十日迄日数廿九日分

人数廿四人ハ 主従三人ニ而

二月十一日より同十八日迄日数八日分

日数三十七日 寅正月十二(より脱カ)月十八日迄

一合人数百六拾九人 梶原主水殿

内人数百四拾五人ハ 主従五人ニ而

正月十二日より二月十日迄日数廿九日分

人数二拾四人ハ 主従三人ニ而

二月十一日より同十八日迄日数八日分

日数三十五日 寅正月十三日より同二月十七日迄

一合人数百三拾八人 伊集院甚介殿

内人数百人ハ 主従五人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数二十四人ハ 主従三人ニ而

二月三日より同十七日迄日数八日分

人数十四人ハ 主従二人ニ而

二月十一日より同十七日迄日数七日分

日数三十六日 正月十三日より同二月十八日迄 主従四人

一合人数百四拾四人 築瀬二左衛門殿

日数三十六日 寅正月十三日より同二月十八日迄

一合人数百六十五人 山本長左衛門殿

内人数百五人 主従五人ニ而

正月十三日より二月三日迄日数廿一日分

人数六十人ハ 主従四人ニ而

二月四日より同十八日迄日数十五日分

日数三十五日 寅正月十四日より同二月十八日迄主従三人

一合人数百五人 児玉喜介殿

日数三十六日 寅正月十四日より同二月十九日迄

一合人数百九十八人 長倉藤後兵衛殿

内人数百六拾二人ハ 主従六人ニ而

正月十四日より二月十日迄日数廿七日分

人数三十六人ハ 主従四人ニ而

二月十一日より同十九日迄日数九日分

日数三十五日 寅正月十四日より同一月十八日迄

人数九十五人ハ 主従五人ニ而

一合人数百八拾人 田中内膳正殿

二月四日より同廿二日迄日数十九日分

内人数百廿人ハ 主従六人ニ而

日数三十八日 寅正月十二日より同一月十九日迄 主従三人

正月十四日より二月三日迄日数廿日分

一合人数百拾四人 石神彦左衛門殿

人数六拾人ハ 主従四人ニ而

日数三十四日 寅正月十四日より同一月十七日迄 主従六人

二月四日より同十八日迄日数十五日分

一合人数式百四人 平山与七郎殿

日数三十七日 寅正月十四日より同一月廿日迄

日数廿二日 寅正月廿九日より同一月廿日迄 主従五人

一合人数百三拾八人 白坂仲兵衛殿

一合人数百拾人 市来拾左衛門殿

内人数百八人ハ 主従四人ニ而

日数三十四日 寅正月十三日より同一月十六日迄 主従七人

正月十四日より二月十日迄日数廿七日分

一合人数式百三拾八人 野村吉右衛門殿

人数三十人ハ 主従三人ニ而

日数四十六日 寅正月九日より同一月廿日迄

二月十一日より同廿日迄日数十日分

一合人数式百人 阿多藤十郎殿

日数三十五日 寅正月十三日より同一月十七日迄 自身

内人数百六拾人ハ 主従五人ニ而

一合人数三十五人 根占少吉殿

正月九日より二月十日迄日数三十二日分

日数四十日 寅正月十三日より同一月廿二日迄

人数四十人ハ 主従四人

一合人数百五十八人 岡村治右衛門殿

二月十一日より同廿日迄日数十日分

内人数六十三人ハ 主従三人ニ而

日数三十七日 寅正月十三日より同一月十九日迄 主従四人

正月十三日より二月三日迄日数廿一日分

一合人数百四拾八人 中村吉兵衛殿

日数三千五日 寅正月十三日より同二月十七日迄 主従四人

一合人数百四拾人 黒葛原金兵衛殿

一合人数百拾四人 川野与右衛門殿

日数廿八日 寅正月十三日より同二月十日迄

一合人数百八拾八人 伊地知右衛門兵衛殿

内人数百四拾人ハ 主従七人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数八拾八人ハ 主従六人ニ而

二月三日より同十日迄日数八日分

日数三千七日 寅正月十四日より同二月廿日迄 主従十人

一合人数三百七拾人 仲西弥八郎殿

日数三千七日 寅正月十四日より同二月廿日迄 主従十人

一合人数三百七拾人 仲西長兵衛殿

日数三千九日 寅正月十三日より同二月廿一日迄 主従九人

一合人数三百五拾零人 三雲権之介殿

日数三千八日 寅正月十三日より同二月廿日迄 主従六人

一合人数百廿八人 森喜右衛門殿

日数四十三日 寅正月八日より同二月廿日迄

一合人数百五人 久永吉左衛門殿

内人数百六拾五人ハ 主従五人ニ而

正月八日より二月十日迄日数三十三日分

人数四十人ハ 主従四人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

日数四十一日 寅正月十日より同二月廿日迄

一合人数百九拾八人 新納小右衛門殿

内人数百四拾八人ハ 主従八人ニ而

正月十日より二月十日迄日数三十一日分

人数五拾人ハ 主従五人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

日数三千七日 寅正月十九日より同二月十六日迄

一合人数六拾八人 加治木松右衛門殿

内人数六十二人ハ 主従二人ニ而

正月十日より二月十日迄日数三十一日分

人数六人 自身ニ而

二月十一日より同十六日迄日数六日分

日数三十七日 寅正月十四日より同二月廿日迄

一合人数三百二人

肥後久右衛門殿

内人数百六拾式人

主従六人ニ而

正月十四日より二月十日迄日数廿一日分

人数四拾人ハ

主従四人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

日数三十八日 寅正月十三日同二月廿日迄
(より脱之)

一合人数三百九拾四人

高崎弥六殿

内人数百六拾人ハ

主従十三人ニ而

正月十三日より二月二日迄日数廿日分

人数六十四人ハ

主従八人ニ而

二月三日より同十日迄日数八日分

人数七拾人ハ

主従七人ニ而

二月十一日より同廿日迄日数十日分

日数三十八日 寅正月十三日より同二月廿日迄 主従一人

一合人数七拾六人

伊集院九郎右衛門殿

日数三十八日 寅正月十三日より同二月廿日迄 主従一人

一合人数七拾六人

木脇久兵衛殿

日数四十一日 寅正月六日より同二月十六日迄

一合人数六百七拾二人

平田豊前殿

内人数三百九拾六人

主従十八人ニ而

正月六日より同廿七日迄日数廿二日分

人数百九拾二人ハ

主従十六人ニ而

正月廿八日より二月十日迄日数十三日分

人数八拾四人ハ

主従十四人ニ而

二月十一日より同十六日迄日数六日分

日数四十八日 寅正月六日より同二月廿三日迄 主従三人

一合人数百四拾四人

田中清左衛門殿

日数七十日 寅正月六日より同三月十六日迄 主従三人

一合人数百拾人

伊地知喜左衛門殿

日数七十日 寅正月六日より同三月十六日迄 主従三人

一合人数百拾人

坂本孫右衛門殿

日数五十二日 寅正月八日より同二月廿九日迄 主従三人

一合人数百五拾三人

河崎仲右衛門殿

日数三十三日 寅正月八日より同二月十日迄

一合人数百五拾三人

萩原慶左衛門殿

内人数百五人ハ 主従五人ニ而

正月八日より同廿八日迄日数廿一日分

人数四十八人 主従四人ニ而

正月廿九日より二月十日迄日数十二日分

日数三十三日 寅正月八日より同二月十日迄 主従三人

一合人数九拾九人

宥泉坊

日数三十五日 寅正月十三日より同二月十七日迄 主従十二人

一合人数四百二十人

江川弥吉殿

日数六十九日 寅正月七日より同三月十六日迄

一合人数五百八拾人

深野主膳殿

内人数三百九十六人 主従九人ニ而

正月七日より二月廿日迄日数四拾四日分

人数七十二人ハ 主従八人ニ而

二月廿一日より同廿九日迄日数九日分

人数百十二人 主従七人ニ而

三月一日より同十六日迄日数十六日分

日数二百 寅三月一日より同二日迄 主従三十六人

一合人数七拾二人

入来院長門守殿

日数四十六日 寅正月十四日より二月廿九日迄

一合人数三百拾六人

川村少左衛門殿

内人数貳百二拾人ハ 主従十人ニ而

正月十四日より二月三日迄日数廿日分

人数九拾六人ハ 主従六人ニ而

二月四日より同二十九日迄日数十六日分

日数三十四日 寅正月十四日より同二月十七日迄

一合人数百九拾人

穉所助右衛門

内人数百六拾二人 主従六人ニ而

正月十四日より二月十日迄日数廿七日分

人数廿八人 主従四人ニ而

二月十一日より同十七日迄日数七日分

日数三十九日 寅正月十三日より同二月二拾一日迄 主従十二人

一合人数四百六拾八人

血良善介殿

日数三十八日 寅正月九日より同二月十六日迄 主従七人

一合人数貳百六拾六人

相良五右衛門殿

惣合人数拾萬四千四百廿五人

内人数九千四拾九人ハ 人駄

人数九萬五千三百七拾六人ハ披官并夫

右者、天草立軍衆被相詰候以日数、一日之賦ニシテ如

此、已上、

寛永廿一年正月廿六日

黒田三左衛門

土持左馬権頭

内

五十一人ハ丑ノ十一月十三日より同十二月三日迄

日数廿日

五十六人ハ丑ノ十二月四日より同十一日迄日数八

日

八十九人ハ寅正月十二日より二月十日迄日数廿九

日

八十九人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五

日

八十九人ハ寅二月廿六日より三月八日迄日数十二

日

川上左近將殿

日数四十一日

一合人数三千百十六人ハ

主従

内

七十六人ハ寅正月八日より二月十八日迄日数四十

一日

柏原市之允殿

日数廿四日

一合人数三百六十人ハ

主従

673 (中表紙)

寛永十五年正月より同三月迄	人数
鹿兒嶋衆	
有馬立軍衆	究帳

山田民部少輔殿

日数八十四日

一合人数八千三百卅八人ハ

主従

拾五人ハ寅正月十二日より二月五日迄日数廿四日

新納加賀守殿

日数五十七日
一合人数四千七十式人ハ 主従

内

七十六人ハ寅正月十一日より同晦日迄日数廿日

七十一人ハ寅二月朔日より同十日迄日数十日

六十六人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五日

日

七十一人ハ寅二月廿六日より三月朔日迄日数五日

七十一人ハ寅三月二日より同六日迄日数五日

七十一人ハ寅三月七日より同八日迄日数二日

新納次郎四郎殿

一合人数五百九十八人ハ 主従

寅正月十五日より同二月十日迄日数廿六日

西田九右衛門殿

日数廿六日
一合人数百卅四人ハ 主従

内

五人ハ寅正月十四日より同廿三日迄日数十日

四人ハ寅正月廿四日より二月三日迄日数十日

二人ハ寅二月四日より廿五日迄日数廿二日

四本六左衛門殿

日数四十二日
一合人数式百二十人 主従

内

六人ハ寅正月八日より同廿七日迄日数廿日

四人ハ寅正月廿八日より二月十日迄日数十三日

六人ハ寅二月十一日より同十八日迄日数八日

深栖内膳殿

日数四十一日
一合人数百六十四人ハ 主従

内

四人ハ寅正月八日より同廿七日迄日数廿日

四人ハ寅正月廿八日より二月十日迄日数十三日

四人ハ寅二月十一日より同十八日迄日数八日

大田五兵衛殿

日数四十一日
一合人数百廿三人ハ 主従

内

三人ハ寅正月八日より同廿七日迄日数廿日

三人ハ寅正月廿八日より二月十日迄日数十三日

三人ハ寅二月十一日より同十八日迄日数八日

間世田七左衛門殿

日数四十二日
一合人数百廿三人ハ

主従

内

三人ハ寅正月八日より同廿七日迄日数廿日

三人ハ寅正月廿八日より二月十日迄日数十三日

三人ハ寅二月十一日より同十八日迄日数八日

木佐貫伴右衛門殿

日数四十二日
一合人数百十六人ハ

主従

内

三人ハ寅正月廿八日より二月廿九日迄日数卅二日

三人ハ寅正月一日より十日迄日数十日

児玉四郎兵衛殿

日数三十四日
一合人数六百七十二人ハ

主従

内

二十一人ハ寅正月十二日より同晦日迄日数十八日

二十一人ハ寅二月一日より同十日迄日数十日

十四人ハ寅二月十一日より同十六日迄日数六日

花田権兵衛殿

日数五十九日
一合人数二百卅六人ハ

主従

内

四人ハ寅正月十日より同晦日迄日数廿日

四人ハ寅二月一日より三月十日迄日数卅九日

吐師孫兵衛殿

日数四十五日
一合人数百七十人ハ

主従

内

四人ハ寅正月十日より同廿九日迄日数廿日

三人ハ寅二月一日より同十日迄日数十日

四人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五日

田中後藤兵衛殿

日数四十四日
一合人数三百廿九人ハ

主従

内

十一人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

五人ハ寅二月二日より同廿五日迄日数廿四日

吉井郷右衛門殿

日数四十三日
一合人数百五十七人ハ 主従

内

四人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

四人ハ寅二月三日より同十日迄日数八日

三人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五日

山城新助殿

日数四十二日
一合人数百廿人ハ 主従

内

三人ハ寅正月十六日より二月五日迄日数廿日

三人ハ寅二月四日より同廿五日迄日数廿二日

鳥丸六左衛門殿

日数四十日
一合人数八十人ハ 主従

内

二人ハ寅正月十六日より二月三日迄日数十八日

二人ハ寅二月四日より同廿五日迄日数廿二日

大重傳左衛門殿

日数五十六日
一合人数百六十八人ハ 主従

内

三人ハ寅正月十四日より三月十日迄日数五十六日

國分平次郎殿

日数四十三日
一合人数五百十六人ハ 主従

内

十二人ハ寅正月十三日より二月廿五日迄日数四十

三日

市来新左衛門殿

右同日
一合人数二百卅二人ハ 主従

内

七人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

四人ハ寅二月三日より同廿五日迄日数廿三日

二階堂城之介殿

右同日
一合人数四百七十三人ハ 主従

内

十一人ハ寅正月十三日より二月廿五日迄日数四十

三日

相良満右衛門殿

日数四十四日
一合人数三百八十四人ハ 主従

内

十人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

八人ハ寅二月三日より同十三日迄日数十一日

八人ハ寅二月十三日より同廿五日迄日数十三日

四元少監物殿

右同日
一合人数百六人ハ

主従

内

三人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

二人ハ寅二月三日より同十三日迄日数十一日

二人ハ寅二月十三日より同廿五日迄日数十三日

三原源右衛門殿

日数四十四日
一合人数百廿六人ハ

主従

内

四人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

二人ハ寅二月三日より同十三日迄日数十一日

二人ハ寅二月十三日より同廿五日迄日数十三日

平田傳兵衛殿

日数四十三日
一合人数百六人ハ

主従

内

三人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

二人ハ寅二月三日より同廿五日迄日数廿三日

村尾源左衛門殿

日数五十六日
一合人数千六百四拾五人ハ

主従

内

廿五人ハ寅正月十三日より二月廿五日迄日数四十

一日

十四人ハ寅二月廿六日より三月十日迄日数十五日

有河新右衛門殿

日数四十三日
一合人数八百五十一人ハ

主従

内

廿三人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

十七人ハ寅二月三日より同廿五日迄日数廿三日

東郷喜右衛門殿

日数四十二日
一合人数千八十人ハ

主従

内

卅式人ハ寅正月十四日より二月三日迄日数廿日

廿人ハ寅二月四日より同廿五日迄日数廿二日

九人ハ寅正月晦日より二月八日迄日数九日

日数卅一日
一合人数千百六十二人ハ 主従

日数卅五日
一合人数三百六十五人ハ 主従

今井一兵衛殿

大山六右衛門殿

内

四十六人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

内十三人ハ寅正月十四日より二月三日迄日数廿日

廿四人ハ寅二月二日より同十三日迄日数十二日

七人ハ寅二月四日より同十八日迄日数十五日

関主殿殿

宍岐主水殿

日数四十二日
一合人数二百九十四人ハ 主従

日数四十二日
一合人数五百四十二人ハ 主従

内

七人ハ寅正月十四日より二月三日迄日数廿日

十五人ハ寅正月十四日より二月三日迄日数廿日

七人ハ寅二月四日より同廿五日迄日数廿二日

十一人ハ寅二月四日より同廿五日迄日数廿二日

吉井三郎九郎殿

木場源左衛門殿

日数八十一日
一合人数貳千百九十一人ハ 主従

日数四十二日
一合人数八十四人ハ 主従

内

廿九人ハ丑十二月九日より寅正月廿九日迄日数五

二人ハ寅正月十四日より二月廿五日迄日数四十二

十日

日

大迫喜左衛門殿

卅人ハ寅正月晦日より二月廿一日迄日数廿二日

日数四十二日
一合人数八十四人ハ 主従

内十一人ハ下総殿召つれ候内三郎九郎殿へ被付候、

内

二人ハ寅正月十四日より二月廿五日迄日数四十二日

中原藤左衛門殿

日数四十二日
一合人数百廿六人

主従

内

三人ハ寅正月十二日より二月廿五日迄日数四十二日

江田源次郎殿

日数四十一日
一合人数百四十三人ハ

主従

内

四人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日
三人ハ寅二月三日より同廿五日迄日数廿一日

有川弥五郎殿

日数四十一日
一合人数二百卅四人ハ

主従

内

六人ハ寅正月十五日より二月廿五日迄日数四十一日

帖佐次右衛門殿

日数四十三日
一合人数二百八十八人ハ

西郷次右衛門殿

日数四十日
一合人数百六十人ハ

主従

内

六人ハ寅正月十四日より二月三日迄日数廿日

二人ハ二月六日より同廿五日迄日数廿日

伊地知治部左衛門殿

日数四十九日
一合人数九十八人ハ

主従

内

二人ハ寅正月七日より二月廿五日迄日数四十九日

肥後主膳殿

日数卅二日
一合人数式百四人ハ

主従

内

六人ハ寅正月十四日より二月三日迄日数廿日
七人ハ寅二月四日より同十五日迄日数十二日

有馬助市殿

日数四十四日
一合人数百卅二人ハ

主従

内

三人ハ寅正月十二日より二月廿五日迄日数四十四

日

村田藤左衛門殿

日数三十日
一合人数六十人ハ

主従

内

二人ハ寅二月十日より三月十日迄日数三十日

三原喜太郎殿

日数卅八日
一合人数百九十人ハ

主従

内

五人ハ寅正月十八日より二月廿五日迄日数卅八日

里村十左衛門殿

日数卅八日
一合人数百七十式人ハ

主従

内

五人ハ寅正月十八日より二月七日迄日数廿日

四人ハ寅二月八日より同廿五日迄日数十八日

伊地知次介殿

日数十八日
一合人数卅六人ハ

主従

内

二人ハ寅二月八日より同廿五日迄日数十八日

野村太郎次郎殿

日数卅八日
一合人数百五十四人ハ

主従

内

五人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

三人ハ寅二月四日より同廿日迄日数十八日

肝付三郎兵衛殿

日数四十三日
一合人数百廿九人ハ

主従

内

三人ハ寅正月十三日より二月二日迄日数廿日

三人ハ寅二月三日より同廿五日迄日数廿三日

種子島安左衛門殿

日数五十九日
一合人数百六十五人ハ

主従

内

三人ハ寅正月十一日より同晦日迄日数廿日

三人ハ寅正月晦日より三月十日迄日数卅九日

中村七右衛門殿

日数六十日
一合人数百八十人ハ

主従

内

三人ハ寅正月十日より同廿九日迄日数廿日

三人ハ寅正月晦日より三月十日迄日数四十日

新納四郎三郎殿

日数四十六日
一合人数百卅八人ハ

内

三人ハ正月十日より同廿九日迄日数廿日

三人ハ正月晦日より二月廿五日迄日数廿六日

新納佐左衛門殿

日数六十日
一合人数百八十人ハ

内

三人ハ寅正月十日より同廿九日迄日数廿日

三人ハ寅正月晦日より三月十日迄四十日

木村平右衛門殿

日数五十六日
一合人数百十二人ハ

内

二人ハ寅正月十四日より二月十日迄日数廿七日

二人ハ寅二月十一日より三月十日迄日数廿九日

田上寛右衛門殿

日数四十五日
一合人数百卅八人ハ

主従

内

三人ハ寅正月十一日より同晦日迄日数廿日

二人ハ寅二月初日より二月廿五日迄日数廿五日

伊地知李右衛門殿

日数五十三日
一合人数千弍百七十五人ハ

内

廿五人ハ寅正月十七日より二月十日迄日数廿四日

十五人ハ寅二月十一日より三月十日迄日数廿九日

三原舍人殿

日数四十七日
一合人数二百四十六人ハ

主従

内

六人ハ寅正月九日より同廿八日迄日数廿日

六人ハ寅正月廿九日より二月七日迄日数九日

四人ハ寅二月八日より同廿五日迄日数十八日

日数五十日
一合人数卅八人ハ

主従坂元善右衛門殿

内

式人ハ二月十一日より同廿五日迄日数十五日

日数廿二日
一合人数八十八人ハ

主従鎌田平右衛門殿

内

四人ハ寅二月四日より同廿五日迄日数廿二日

日数四十二日
一合人数四百五十九人ハ

主従長谷場兵右衛門殿

内

十二人ハ寅正月十四日より二月十日迄日数廿日

九人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五日

日数四十二日
一合人数百八十人ハ

主従長谷場少右衛門殿

内

五人ハ寅正月十四日より二月十日迄日数廿七日

三人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五日

日数四十二日
一合人数二百五十式人ハ

東郷弥八左衛門殿

内

六人ハ寅正月十日より二月八日迄日数廿九日

六人ハ寅二月九日より同廿一日迄日数十三日

日数七十一日
一合人数二千三百八十八人ハ

主従野村右衛門殿

内

三十二人ハ丑十二月九日より寅正月十三日迄日数

卅三日

卅八人ハ寅正月十四日より二月四日迄日数廿日

卅人ハ寅二月五日より同廿二日迄日数十八日

日数三十九日
一合人数百八十人ハ

主従愛甲次右衛門殿

内

五人ハ寅正月十六日より二月十日迄日数廿四日

四人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五日

日数十日
一合人数卅人ハ

主従平田少左衛門殿

内

三人ニ而二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日
一合人数卅人ハ

主従堀切平右衛門殿

内

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十五日
一合人数四十五人ハ

内

三人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五日

日数卅三日
一合人数百卅五人ハ

内

主従本田甚右衛門殿

五人ハ寅正月八日より二月十日迄日数十八日

三人ハ寅二月十一日より同廿五日迄日数十五日

日数五十五日
一合人数二千廿人

内

仁禮左近将殿

四十三人ハ寅正月十日より二月廿日迄日数四十日

廿人ハ寅二月廿一日より三月六日迄日数十五日

日数六十四日
一合人数千四十人ハ

内

主従是枝喜右衛門殿

十四人ハ寅正月十一日より二月八日迄日数廿八日

十八人ハ寅二月九日より三月十五日迄日数廿六日

日数六十三日
一合人数百八十九人ハ

主従田中五右衛門殿

三人ハ寅正月十二日より三月十五日迄日数六十三日

日数卅六日
一合人数三百六十人ハ

主従猿渡喜之介殿

十人ハ寅正月十二日より二月十八日迄日数卅六日

日数十七日
一合人数四十四人ハ

主従税所小兵衛殿

内

四人ハ寅二月七日より同十七日迄日数十一日

日数十一日
一合人数百七十六人ハ

主従平田藤右衛門殿

十六人ハ寅二月六日より同十六日迄日数十一日

内三人ハ寅正月十二日より二月朔日迄日数廿日

三人ハ寅三月一日より同十五日迄日数十五日

日数六十九日
一合人数式千三百六十人ハ

主従市来八左衛門殿

内

四十人ハ寅正月廿一日より二月廿九日迄日数三十

九日

四十人ハ寅三月朔日より同十日迄日数十日
四十人ハ寅三月十一日より同廿日迄日数卅日

日数五十三日
一合人数貳百貳人ハ 主従上原貞右衛門殿

内

四人ハ正月十三日より二月廿五日迄日数四十三日

三人ハ二月廿六日より三月六日迄日数十日

日数四十四日
一合人数二百廿人ハ 主従本田帶刀殿

五人ハ寅正月十二日より二月廿五日迄日数四十四日

日

日数四十八日
一合人数百拾六人ハ 主従長野助左衛門殿

内三人ハ寅正月八日より同廿七日迄日数廿日

内二人ハ寅正月廿八日より二月廿五日迄日数廿八日

日数八日
一合人数廿四人ハ 主従肥後新右衛門殿

三人ハ寅二月十八日より同廿五日迄日数八日

日数十一日
一合人数百廿貳人ハ 主従喜入丹波殿

十二人ハ二月六日より同十六日迄日数十一日

日数九日
一合人数四十五人ハ 主従松山李左衛門殿

五人ハ二月八日より同十六日迄日数九日

日数十日
一合人数三十人ハ 主従吉井早左衛門殿

三人ハ二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日
一合人数三十人ハ 主従蘭田与七左衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日
一合人数三十人ハ 主従竹下為左衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十二日
一合人数卅六人ハ 関弥吉殿

三人ハ寅二月六日より同十七日迄日数十二日

日数卅六日
一合人数四百六十八人ハ 主従柳元喜左衛門殿

十三人ハ寅正月十一日より二月十六日迄日数卅六日

日

日数十日
一合人数三十人ハ 主従宮里与兵衛殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日

一合人数三十人

主従伊東千右衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日

一合人数卅人ハ

主従竹内金兵衛殿

三人ハ二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日

一合人数卅人ハ

主従野村作兵衛殿

三人ハ二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日

一合人数三十人ハ

主従築瀬清右衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

一合人数三十人ハ

主従大山民部左衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日

一合人数三十人ハ

主従岩切諸右衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日

一合人数卅人ハ

主従諸留千左衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日

一合人数卅人ハ

主従仁禮藤左衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数十日

一合人数三十人ハ

主従折田兵部左衛門殿

三人ハ寅二月八日より同十七日迄日数十日

日数四十八日

一合人数七百廿人

主従桂外記殿

廿五人ハ寅正月七日より二月廿五日迄日数四十八

日

日数四十八日

一合人数六千五百七十六人ハ

島津圖書殿

百卅七人ハ寅正月二日より二月十九日迄日数四十八

日

一合人数四百六十人

三原左衛門殿

十人ニ而丑十二月十二日より寅正月廿八日迄日数

四十六日

一合人数百八十八人

海江田仲左衛門殿

六人ニ而寅正月二日より二月九日迄日数四十八日

一合人数百六拾五人

三原大藏殿

内拾三人ニ而二月六日より同十日迄日数五日

七人ニ而二月十一日より三月十日迄日数廿八日

一合人数三百八十六人

吉田次郎兵衛殿

内五人ニ而正月廿日より二月九日迄日数廿日

廿二人ニ而二月十日より同廿二日迄日数十三日

一合人数千二百人

田原主膳殿

内卅三人ニ而正月十日より同廿九日迄日数廿日

卅人ニ而二月朔日より同十日迄日数十日

十六人ニ而二月十一日より同廿五日迄日数十五日

一合人数千三百七十人

渋谷四郎左衛門殿

廿八人ニ而日数四十九日分

島津中務殿

一合人数七百五十六人

内式人ニ而正月二日より二月十七日迄日数四十六日

十二人ニ而正月四日より二月十七日迄日数四十四日

日

四人ニ而正月十四日より二月十七日迄日数卅四日

惣合人数五萬七千七百四十一人

三千七百五人ハ 人躰

内 五万四千卅六人ハ 小者夫

右者、有馬立軍衆被相詰候日数を以、一日之賦ニシテ如斯ニ候、以上、

寛永貳拾一年

正月廿六日

吉田次郎兵衛

(表紙)

十五年正月十三

日至十六日

寛永軍徴

卷十二

寛永軍徴卷之十二十五年
戊寅

正月十三日丁丑至十六
日庚辰

伊地知季安纂輯

674 天草説書云、

嶋原城内外側迄明地覚

一本丸花畑、式拾間ハ南北 九間ハ東西

一三ノ丸、五拾間ハ東西 三拾五間ハ南北

一二ノ丸厩之前、式拾六間東西 拾間ハ南北

一勢溜り、七拾間ハ東西 式拾五間ハ南北

一細工所ノ道、三十間ハ南北 三間ハ東西

一大工小屋、式拾間南北 廿九間ハ東西

一厩ノ丸、百式拾間ハ北南 五拾間ハ西東

大工 五郎兵衛

寅正月十三日

佐介

田中宗夫老

675 「薩本島原軍記」

一正月十一日之夜、板倉内膳正殿打死之由、江戸江相聞(重昌)

得候、十二日より西國衆少々御暇出候、十三日ニ薩摩

守事、阿部豊後守殿へ被召寄、可罷下由被仰聞、其夜

江戸罷立云々、下文ハ二月十三
日の下に抄載す、

676 「御恩徳記」

寛永十四年之冬、耶蘇宗之者企一揆、肥前島原へ就楯籠

候、從 光久様御隣國之儀ニ茂候間、被成發向度旨被仰

上候處、翌年正月十三日以阿部豊後守殿被仰出候者、御(忠秋)

680 「正文在文庫」

已上

願之通御暇被遣候間、早々可被馳參候、為追討松平伊豆(信綱)守殿被發向候間、凶徒退治之被成御計策、且亦 家久様御病氣をも御見廻候様ニとの御事にて、追付御發足伊勢兵部貞昌從尾云々、下文ハ二月十日ニ抄載之、

一筆令啓達候、今度其方人数有馬表相向之由、從上使之面々注進候、右之趣達

677 「御功恩之次第大概」

一同十五年正月十三日、阿部豊後守殿を以被仰出候ハ、(忠秋)

上聞候之處、手前所勞之節候付而、薩摩守御暇ニ而被遣候、為其如此候、恐々謹言、

正月十三日

阿部豊後守 忠秋判

父家久於國許病氣太切之由候間、致帰國看病仕、且亦松平伊豆守(信綱)ニ力を合せ、肥前嶋原之賊徒を可討果之由蒙上意、則致發足云々、下文ハ二月十四日ニのす、

酒井讚岐守 忠勝判
土井大炊頭 利勝判

678 「御譜抄」

寛永十五年正月十三日、阿部豊後守忠秋傳 鈞命曰、當

薩摩 「家久公」
中納言殿
人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一七七号文書ト同文ナリ)

速歸國看父之病、且戮力于松平伊豆守信綱、而戮有馬一揆云々、光久歸邸館、即日促行、至翌曉發江戸、二月十六日夜光久下着麿府、

681 「島津内膳家藏」

679 此日早朝世子貞昌をして閣老ニ就キ、西國ニ赴ん事を乞

「家久公御袖判」

ふ、午昼忠秋ノ宅ニ御用云々、

○(印影)

一當年之人數諸法度相背問敷事、【季安云、諸法度ノケ条ハ、此月二十九日ニ載セ置ク、三公ノ御掟ヲ併知ヘシ】

一天下之御奉公ニ候間、諸軍衆為心一國家之為越可存事、

一豊後守・下野守大將役申付候、其外喜入撰津守・北郷【久賀】【久元】

佐渡守・入来院石見守・新納加賀守・山田民部少輔・【久加】【重國】【忠清】【有榮】

三原左衛門佐談合衆申付候間、右八人之下知聊相背問敷候事、

一喧嘩・口論・濫妨・狼藉・大酒可為停止之事、

一諸法度若相背者於有之者、右八人之衆言上可仕候、少

茂遠慮有間敷事、

寛永十五年正月十三日

【本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一七八号文書ト同文ナリ】

682 〔薩本島原軍記〕

天草江者嶋津豊後守・喜入撰津守・北部佐渡守・入来院【久賀】【忠政】

石見守・山田民部少輔・新納加賀守、右之衆主取ニ而人【重國】【有榮】【忠清】

數五千餘召置候、正月十三日ニ石谷十藏殿江從、中納言【貞清】【重昌】

以狀申候者、于今存生候而、殊ニ板倉内膳正殿討死殘多

仕合候、乍病床致在國候間、人數を茂被仰付候様ニ頼存

候、此旨松平伊豆守殿・戸田左門殿へ御取合可預候、多【信綱】【氏鉄】

年御普請をも被成御赦免、為何御奉公をも不申、責而ケ

様之儀なり共御奉公申度由之書面ニ而、山田民部少輔天

草へ罷居候得共、彼状有馬江可持参仕由申付候、松平伊

豆守殿・戸田左門殿江茂城可致落去と存候杯之様子、同

日ニ以狀申入候、御返事ニ未城も落去無之、今程ハ築山

・征樓・竹たは仕寄無油断候、人數可被相渡之旨尤被思

召候、入儀候ハ、可有御相談と之正月三日【季安按に廿三日ならん】之御

返事到来也云々、

683 〔摸本村田市助家藏〕

米渡衆被請取候差出分写

嶋原

軍衆引飯米指出留

寅正月十三日

一主從拾六人

右者、正月九日ニ打立ニて、同十二日ニ出水之内米【貞利】○【命】

之津へ参着申候間、飯米可被下候、以上、

同日
一合人数七拾六人ハ
但マ正月十三日ニ米ノ津へ参着「忠清」
新納加賀守殿

内夫九拾八人

一乘馬尅疋

右外ニ次郎四郎参候ハ、別ニ指出可申候、以上、

同日
一人数九人
大嶋長二郎殿

一主従七人
老岐源左衛門尉殿〇

同日
右ハ米津へ正月十二日ニ参着也、

一主従三人
石神彦左衛門尉殿〇

一同三人
同 善吉殿〇

右ハ正月十二日ニ米津へ参着也、

同日
一主従七人
市来五兵衛尉殿〇

同日
一同式十一人ハ
児玉四郎兵衛尉殿〇

正月十三日
一主従拾二人ハ
猪俣為右衛門尉殿〇

同日
一同五人ハ
大寺甚右衛門尉殿〇

正月十三日
一主従拾人ハ
村田郷左衛門尉殿〇

同日
一同五人ハ
同与左衛門尉殿

同日
一主従五人ハ
梶原主水佑殿〇

同日
一同二人ハ
田尻小右衛門尉殿〇

同日
一同三人ハ
正月十三日
一人数百五十八人ハ
喜入撰津守殿〇

一乘馬
正月十二日ニ米津へ参着

一主従七人ハ
有川次左衛門尉殿〇

同日
一同七人ハ
本田帯刀長殿〇

右ハ正月十二日ニ米津へ参着也、

正月十三日
一主従四十五人
吉利下総守殿

一乘馬尅疋

主従三十八人
野村右衛門尉殿

主従十人「此二人張紙ニテ載レリ」
蘭田清左衛門尉殿

同日
一主従七人ハ
市来新左衛門尉殿〇

同日
一同拾耆人ハ
二階堂城之介殿〇

同日
一同拾式人ハ
國分平次郎殿〇

正月十三日
一同七人ハ
長井弥三郎殿〇

正月十三日
一同三人ハ
種子嶋安左衛門尉殿〇

同日
一同三人ハ
有馬助市殿〇

正月十二日
一同八人ハ
有馬九郎左衛門尉殿〇

正月十二日
一主従六人ハ
三原舍人佐殿〇

同日 一同三人ハ
同十二日ニ参着

松方和泉守殿○

同日 一同三人ハ
右同

同長作殿○

同日 一同一人ハ
右同

長濱弥右衛門尉殿○

同日 一同二人ハ
右同

同名弥三郎殿○

正月十一日 一同四人ハ
右同

船廻ニ付正月七日ニ伊作〔着津〕
肥後為兵衛尉殿○

同日 一同四人ハ
右同

加治屋新左衛門尉殿○
〔清房〕

正月十三日 一同三人ハ
右同

有川弥藏殿○
〔貞説〕

同日 一同九人ハ
右同

伊地知堅右衛門尉殿○
〔重詮〕

同日 一同五人ハ
右同

久永吉左衛門尉殿○
〔重供〕

同日 一同廿四人
同日ニ参着

伊地知右衛門兵衛尉殿○
〔重存〕

同日 一同七人ハ
同日ニ参着

押川市丞殿○
〔公尚〕

正月十一日 一同四人ハ
舟廻ニ付正月八日ニ久志〔着津〕景貞

加世田内記殿○

正月十一日 一同四人ハ
舟廻ニ付正月八日ニ久志〔着津〕景貞

入来院石見守殿○
〔重國〕

同日 一同四人ハ
舟廻ニ付正月八日ニ秋目〔着津〕

長野助左衛門尉殿○

同日 一同三人ハ
舟廻ニ付正月八日ニ秋目〔着津〕

武宮内左衛門尉殿○
〔重丞〕

同日 一同三人ハ
舟廻ニ付正月八日ニ秋目〔着津〕

邊牟木長左衛門尉殿○
〔殿之〕

同日 一同三人ハ
右同

同日 一同五人ハ
右同

同日 一同四人ハ
右同

同日 一同四人ハ
右同

同日 一同三人ハ
右同

正月十一日 一同三人ハ
正月十日ニ着津

中村七右衛門尉殿○

正月十三日 一同十式人ハ
同十三日ニ着津

江川弥吉殿○

正月十一日 一同三人ハ
正月八日ニ着津

太田五兵衛尉殿○

同日 一同三人ハ
右同

間瀬田七左衛門尉殿○

同日 一同四人ハ
右同

深栖内膳正殿○

同日 一同五人ハ
右同

四元六左衛門尉殿○

正月十一日 一同五十一人ハ
正月十一日ニ着津

田原主膳正殿○
〔延種〕

同日 一同三人
右同

花田権兵衛尉殿

同日 一同五人
右同

吐師孫兵衛尉殿

正月十一日 一主従三人ハ
正月十日ニ着津

新納佐左衛門尉殿○
〔忠頼〕

同日 一同三人ハ
右同

同名四郎三郎殿○
〔久晴〕

同日 一同百六人ハ
正月十一日ニ着津

肝付三郎四郎殿○
〔兼屋〕

同日 一乗馬老疋
右同

田上覺左衛門尉殿○

同日 一主従四人ハ
右同

竹内備前守殿○

正月十二日 一同五人ハ
同十三日ニ着津

中村主計助殿○

正月十三日 一同四人ハ
右同

鎌田孝右衛門尉殿○

同日 一主従四人ハ
右同

白坂助兵衛尉殿○

同日 一同三人ハ
右同

正月十二日
一同四人ハ
正月十一日
一同三十五人ハ

舟廻ニ付正月八日ニ久志ハ着津
勝目与左衛門尉殿
正月十一日ニ着津
東郷若狭守殿

一右夫丸十卷人
一人 一右夫丸十九人外人不足
正月十三日

川邊衆中

一乘馬卷疋

正月十三日
一主従三人ハ

正月十一日ニ着津

宮原五兵衛尉殿○

一右夫丸式十八人
一人 一右夫丸六十五人
正月十三日

田布施衆中

一同三人ハ

正月十二日
一主従式人ハ

正月十二日ニ着津

原口吉兵衛尉殿○
竹下郷左衛門尉殿○

一右夫丸五十五人
一主従三十八人
同日

野村右衛門佐殿
〔真綱〕

一同三人ハ

同日
一同式人ハ

右同

有馬久右衛門尉殿○
伊地知源三郎殿○

一同五人
一人 一右夫丸六十人
同日

同太郎次郎殿
串木野衆中

正月九日
○一同四十三人ハ

同日
○一同廿三人ハ

有馬
正月十三日ニ着津

仁禮左近将殿○
有川新右衛門尉殿○

一右夫丸三十人
一人 一右夫丸十三人
同日

長嶋衆
出水衆中

同日
○一同五人ハ

同日
一主従百六人ハ

有馬
正月十二日ニ着津

帖佐次左衛門尉殿○
豊後守殿

一右夫丸十卷人
一主従四人
同日

田中後藤兵衛尉殿

同日
一乘馬卷疋

合人数千百五拾卷人

一同十人
一人 一右夫丸四十六人
同日

江田源次殿

内人躰七十式人

夫丸倅者千七十九人

一夫丸十四人
一人 一右夫丸九十四人
同日

園田清左衛門尉殿
川内山田衆中

夫丸倅者千七十九人

一人 躰十人

正月十一日

瀬之浦衆
出水衆中

右ハ黒戸より相渡衆
正月十七日
一人 一右夫丸廿三人者
廿日飯米渡

大始良衆中

同日 一夫丸拾壹人者 右同
 同日 一人躰拾人者 右同
 同日 一夫丸四人者 右同
 同日 一夫丸拾九人者 右同
 正月十八日 一人躰百廿六人者 右同
 同日 一夫丸七拾九人者 右同
 同日 一主從七人者 右同
 同日 一人躰百拾壹人者 右同
 正月十一日 一夫丸五拾貳人者 右同
 正月十一日 一主從五拾五人者 五十日飯米渡
 正月十一日 一主從六人者 卅日飯米
 同日 一同四人者 五十日飯米
 同日 一人躰八拾人者 右同
 同日 一夫丸三拾六人者 右同
 正月十二日 一主從六人者 右同
 同日 一同三人者 廿日飯米
 正月十三日 一人躰百拾貳人者 右同
 一夫丸三拾六人者 右同

右同 一人躰八拾人
 右同 田代衆中
 右同 隈城より跡立之夫
 右同 谷山衆中
 右同 田中善兵衛尉殿
 指宿衆中
 右同 指宿衆中
 右同 澁谷四郎左衛門尉殿
 澁谷四郎左衛門尉殿
 与中衆
 甲斐権左衛門尉殿
 阿久根衆中
 右同 甲斐掃部助殿
 有馬左近將殿
 隈城衆中
 右同 隈城衆中

正月十七日 一人躰八拾人 穎娃衆中
 一倅者夫丸卅三人 右同
 合百五十九人 かこしま衆
 内人躰十二人
 二口 合千三百拾人 茄兒嶋衆
 内人躰八十四人
 夫丸千二百廿六人
 正 一人躰九人者 廿人之内 正月十三日ニ米ノ津へ參着 始良衆中
 一右夫丸七人
 一人躰五十四人者但百五十人之内 正月十二日 志布志衆中
 外ニ老人者過上、正月八日ニ出水へ參着、但床次殿
 一右夫丸五十七人者
 内拾八人者三人間之夫丸 三十九人者
 正月十二日 菱刈 本城衆中
 一人躰七拾五人者
 一右夫丸拾六人者

外ニ九人者三人間之賦ニシテ不足

一人躰拾九人者

正月十一日

湯尾衆中

外ニ七人ハ御賦ニ不足

一右夫丸四人者

外ニ二人者三人間ニシテ不足

一人躰五拾四人者

正月十二日

大村衆中

外ニ七人者不足

一右夫丸十人者

外ニ三人者御賦ニ不足

一人躰三拾五人者

正月十一日

馬越衆中

一右夫丸廿一人者

内十二人者三人間賦之分

九人者

正月十二日

帖佐衆中

一人躰六拾人者

一右夫丸四十八人者

内十三人ハ三人間之夫丸

廿五人ハ八人躰廿五人之内衆指出子細有之、

正月十二日

一人躰七十五人者

羽月衆中

外十一人者不足

一右夫丸五十人者

内二十五人者三人間之御賦之夫

廿五人者

一人躰四拾人者

正月十一日

山野衆中

一右夫丸三十三人者

内十三人者三人間ニ御定之賦

廿人者

一人躰百拾人者

正月十二日

隈城衆中

一右夫丸三拾六人者御定之夫也、

一人躰百卅五人者

正月十一日

清敷衆中

一右夫丸三十人者、外ニ二十五人者御賦ニ不足、

一人躰三十四人者

正月十一日

郡山衆中

外七人者不足

一右夫丸九十六人者

内十人者御定之夫

五人者

一人躰四十六人者

正月十一日

伊集院衆中

外四十四人者不足

一右夫丸十七人者

内十五人者御定之夫

二人者

一人躰四拾貳人者

正月十一日

靄田衆中

一右夫丸三拾貳人者

内十四人者御定之夫

十八人者

一人躰百六拾六人者

正月九日

高尾野衆中

一右夫丸七十三人者

内五十五人者御定之夫

十八人者

正月十二日

曾木衆中

一右夫丸拾人者

内八人ハ御定之夫

二人ハ

正月十三日

大口衆中

一人躰貳百三人者

外二十六人不足

一右夫丸百貳十五人者

三十三人者立候

内四十一人者御定之夫三人者一人分

八十四人者

正月十二日

加世田衆中

一人躰百五拾五人者

外貳人者過上

一右夫丸百貳十貳人者

内五十壹人者御定之夫

七十壹人者

正月十三日

市来衆中

一人躰五十五人者

外四十人不足

一右夫丸四十五人者

内十八人者御定之夫 内十七人者甌嶋ハ被參衆之小者之由候、

廿貳人者

正月十三日ニ米津ハ參着

かこしま

吉田衆中

一人躰壹人

右ハ、弟子丸勘左衛門尉殿取後之由候て差出被仕候

間、引付出候也、

一人躰五百廿三人者

出水衆中

外二百廿七人ハ不足

一右之内衆三百廿九人

右ハ一紙指出無之候而、銘ニ有之故、三人間之夫

難究候、但指出十八分、

「張紙」

外城衆 有馬へ罷有衆

合人躰千二百卅九人

合小者七百四十人

合千九百七十九人「」

合人数三千六人百三人式人

内

千九百卅七人

人躰式千七人

夫丸倅者千七拾五人

684 『摸本村田市助家蔵』

二札舉

合人数式千九百廿七人

外城

従米津被召帰衆

内

人数千六百四十三人

夫丸千式百七十八人

合人数式千七百八十八百十八人人

内

人躰千八百六十六人

夫丸九百五十七人

七十人

合人数式千五百六十廿七人人

内

須木 加久藤 出水 志布志 高山 伊集院 谷山 阿久根
高尾野 大口 鹿吉田

人躰千五百七十八人

夫丸倅者九百六十九人

合人数三千百五十六人

内

人躰二百五十人

御道具衆四十九人

外城 上津浦衆

伊作 百次 川内高城 阿多恒吉六人

水引 松山 大村 始郎(良) 曾木 指宿

高江 川邊 田布施 串木野 川内山

田 大始良 田代 隈城 顯娃 本城

湯尾 馬越 帖佐 羽月 山野 清敷

郡山 霧田 加世田 市來 中江(駕)

有馬へ詰衆

かこしま衆

同日 同
同六人ハ

同日 同
一自身

一主從拾式人

一同式人

一ノ正月十三日
一同百五人者

同日
一乘馬者疋者

同日
一主從四人者

同日
一主從十人者

一ノ正月十三日
六

一主從拾五人者

但後一人重シ申候、正月十五日より廿日飯米渡候、
汾陽清兵衛尉殿
〔光供〕

合人数三百四十六人

内 六人

人躰三十七人 正

四百三人

内衆三百九人

三百十三人 正

葛西茂右衛門尉殿

根占少吉殿

上津浦
△肥後内蔵助殿

右同
△同名慶右衛門尉殿

敷根筑前守殿
〔久頼〕

同人

對馬守殿
敷根。市左衛門尉殿

山内勘兵衛尉殿

一人躰九十人
〔消印〕

一右内衆五十五人
〔消印〕

内 三十人ハ三人間之夫
〔消印〕

廿五人

廿五人
〔消印〕

分限衆

正月十三日
一人躰百三十六人

同日
一右同衆五拾六人者

内四十疋人者三人間之夫

十五人者、二人村田将右衛門尉殿、三人山元内匠

允殿、二人丸山七兵衛尉殿、二人田邊源四郎殿、一

人小山与左衛門尉殿、一人井尻内匠允殿、一人有馬

主膳殿、一人川邊六右衛門尉殿、一人川崎内記殿、

一人黒川十介殿倅者也、

右以下ハ十四日ニ抄載ス、問々亦十三日ノ事トモ混雜スレト

モ、舊本ニ因ルノミ、古簡追正スルニ忍ザル故也、因十三日
米津着の人々、右日限より後日に差出せし輩、左に記して

川内高城衆中
〔消印〕

主從五人者正月十二日打立、
正月十三日ニ参着候、
伊作衆中

標識とす、永吉官右衛門は僕二人、百次土佐久間掃部助等三十三人、内者十八人、西吉次三人、土持平左衛門綱辰二十四人、川崎次左衛門此時事に坐せられ一寺に幽居也御内意を伺參陣也八人、伊地知太郎左衛門重口五人、蒲生外記高清三人、川内高城士閔源四郎等九十二人、内者六十一人、穆佐土野村傳左衛門昌綱等二人、内者二人、此四人は地頭伊地知十左衛門重商に隨身也、阿多土山田主水介等六十四人、内者三十二人、大寺甚右衛門が供夫一人、三雲權之介八人、皿良善助貞資十一人、森喜右エ門有長五人、中江八右エ門員晴八人、同長右エ門、相良満右衛門頼屋九人、三原源右衛門三人、四元小監物二人、友野七郎二人、溝辺土平田傳兵衛供夫二人、浦河内藏丞十四人、黒田三左エ門十四人、村尾源左衛門重候三十四人、黒葛原金兵衛三人、西原孫右衛門四人、日高喜兵衛二人、川野治十郎二人、家村清兵衛二人、貴嶋傳左衛門五人、川野為右衛門二人、中村吉兵衛三人、始良三郎兵衛忠種四人、宅間弥十郎八人、白濱長三郎四人、山口内藏助直重七人、稻留軍介二人、重久善左エ門、上原貞右衛門尚辰三人、大馬場吉右衛門景明四人、同源兵衛景経一人、伊勢右京貞則十五人、三原五郎兵衛重英二十九人、平山七兵衛忠昭十四人ヲそれノ召列て、此日米津に到着せ

り、水引土寺田甚兵衛等四十五人、その供夫二十四人、頼娃士大重六左エ門・有留大藏助も夫一人を随へ、又壹岐源左エ門か僕一人も亦此日に参着也、斯て追ノ差出して兵糧を給しとそ、

686 「島津久賀從兵時任氏日記」

同十二日、西方より米野津迄十里、但十三日者御談合、諸事御法度等被仰出候ニ付、御隙入候而御逗留、下文在、十四日、

687 「島津久賀從兵時任氏日記」

米之津ニ而被仰出候御法度

一 今度從天下被任御意、御國衆者天草迄可被罷渡事、
 一 萬御法度之條、被相背間敷事、
 一 於天草山ヲ狩、貴理師且ヲ可被擲取事候、然處ニ被相背御法度、若私ニ被切間敷事、
 一 十人與可有之事候、其與之於緩者其仁可有御扱事、
 一 鉄炮徒ニ被打間敷事、
 一 天草之百姓有付罷居事候間、在郷ニ可有之百姓者不及

申、薪取又田畠ニ可出をむさと打ハキ切捨停止事、

一村々入、濫妨・狼藉可為停止事、

一陳屋かけ候とて、百姓之家又者其村之藪を取間敷事、

一諸事可被指當御奉公、則領掌可被申候、少茂入組有之

間敷事、

右條々以 御意堅申渡候、若氣任之義於有之ハ可有

御扱候間、能々被人精、御家之御奉公可為此時候

事、

正月十三日

候事、

但御書之御案文御判帛持せ申候、以御談合御認可有

之支、

一天草江人数可被召渡由、従上使度々被仰越儀候間、一

刻茂急ニ被罷渡、山を狩、貴理師且を可被擲候、扱又

自有馬御加勢之注進候ハ、可被繰渡由被成御意候事、

一天草軍衆濫妨・狼藉堅可為停止、若相背人於有之者、

大將・談合衆推量ヲ以、或討果、擲取、稠可被申付事、

一天草直候間、船も次第可相通候間、渡海油断有間敷事、

正月十三日

688 「全」

從鹿兒嶋之御條書

一其後有馬之儀到来無之、 黄門様無御心本思食候事、

一天草江人数可被渡置儀、 黄門様不入御意候、 嶋原江

御加勢之人数被召渡由、 甲斐掃部助・有馬左近を以

被仰遣候、 下野守渡海以後、 御使者被遣候間、 為御使

民部少輔有馬江被相越、 下野守左衛門佐江談合被申、

御加勢之義成合候様ニ被申上、 尤 思召由被成 御意

689 「全」

御袖判之写一番手之人数と被書出候、
五ヶ条ハ別ニ写有之略ス、

690 「肝付兼屋從兵緒方主殿覽書」

一正月十三日・十四日・十五日御舟無之故、御渡海無御

座候、下文ハ、
十六日也、

691 「北郷久加世別記抄上文在九百」

一私領平佐へ差越、自分之人數相揃、都合四百六十七人召列、同月十三日出水米之津へ到着、此時役人祭主與左衛門重政・河野弥左衛門通昭供奉矣、然者豊後守久賀・民部有榮、天草之内久田間へ為被相渡之由付而云々、下文在十五日、

692 □馬之儀到来無之、黄門様無御心□事、□人衆可

被渡置儀、黄門様不入□嶋原へ御加勢之人衆被召渡候へ、甲斐□有馬左近を以被仰遣候、下野守渡海已後、御使□為御使民部少有馬へ被相越、下野守□談合被申、御加勢之儀成合候様ニ被申上、尤ニ□御意候事、但御書之御案文御判紙持せ、□談合御認可有之候、

□草へ人衆可被召渡由、自 上使度々被仰儀候間、□も急ニ被罷渡、山を狩り、きりしたんを可被捕候、□又従有馬御加勢之御注進候へ、早々可被繰渡旨□御意候事、

天草軍衆濫妨・狼藉堅可為停止、相背□有之者、大将・談合衆以校量、或討果、或擄捕可被申付事、

□氣直候間、船も次第ニ可相廻候間、御渡海油断□し候事、

正月十三日

693 □夕之御状一書ニ御報申候、

□輔事者、上使へ為御使可被参由□候間、先手廻迄ニて早々御渡海□之衆者、天草へ可被召渡

哉之事、

□草山狩之儀、(松平信綱)弥伊豆守殿・(戸田氏鉄)左門殿より□衛門佐殿

迄被仰儀候間、早々人數被召渡□らせあるへく候、延引候てハ御出合□民少殿ハ有馬へ御使之由候間、

豊後殿□撰津守殿・(北郷久加)北佐渡守殿・(渋谷重國)渋石見守殿、其□

□地頭早々御渡海ニて山を被為狩、さて□り御

加勢之御注進候者、追々可被繰渡候、□渡候、

□江戸参候御状可入御心得儀迄ニ候間、□申候、

野州老・左衛門佐殿迄ハ申遣、□念ニ存候間、其段

貴老被仰状ハ、此方へ御返し可有候、

貴老上使へ御使之御意趣、彼是今日新納次郎四郎殿を以
申候、被聞召候而可有□候、

□采配奉行岩切六右衛門尉殿、一兩日前被打立候、□
御舟も次第ニ廻候由相聞得候、延引之諸所へ者、從其許
次飛脚にて可被仰付候、

□上使御用之由、左衛門佐殿より被仰越候、□許へ
御取置候たてを先百程、早々□候、

□山ニ居候きりしたん共、此比者里ニ下り、□百
姓共打交にて居可申候、改可難成間、□哉と被仰候、

先訴人を數多□立次第ニ問付不被成候而ハ罷成まし
く候、

□村々の代官・庄屋被召寄、面付之帳などニ合可被成
御沙汰哉と出合申候、何方之御大將・御談合衆以御相談
被調候へと被成御意候間、事々ニ此方へ不及御尋候、恐
惶、

正月十三日

(川七)
久國

尚々、吉崎五郎左衛門尉殿へ書状遣申候間、

御遣可被成候、

(有卷)
山田民部少様御報

694 □書申越候、仍新納次郎四郎殿、為御使俄ニ嶋原へ□越
候、此度之軍衆并ニ於其地飯米□渡候、恐々謹言、

正月十三日

(川七)
久國

岩切六右衛門尉殿 新次郎四郎殿へ渡し候、

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一八八号文書ノ後半ト同文ナリ)

695 □追々出水へ為相廻由候処、市来湊之船未參、□

千萬候、出水も程近候間、片時之とれ間ニも□處ニ、
さりとしてハ油断至極候、有馬之城落去□舟何百艘參
候而も不入儀候、御奉公此時候間、□被肝煎可為肝要
候、恐惶謹言、

正月十三日

(川七)
久國

市来湊状一ツ

串木野状一ツ

堀弥四郎殿

市来十左衛門尉殿

相良五右衛門尉殿

東郷孫八左衛門尉殿

□名

有川五左衛門尉殿

一与

上井五郎左衛門尉殿

諸浦へ不残廻文三ツにて参候、

浦役人 暖衆 上乘衆

698 以上

去五日之御飛札、今十三日参着、致拜見候、然者有間之

城未落着無之ニ付、石谷十藏方より御人数之儀被申入候

處ニ、急度被仰付之旨奉得其意候、然上ハ落着程御座有

間敷奉存候、如御書中之松平伊豆殿・戸田左門殿御越ニ

御座候間、萬事差圖可被申と奉存候、先可申上ヲ、御氣

色然度無御座、御口中之御腫物茂少再發仕之旨、無御心

元奉存候、半井琢庵御藥被召上之由尤奉存候、将亦御國

隣國別条無御座旨被仰下、珍重奉存候、猶追而可得御意

候、恐々謹言、

『寛永十五年』 佐々權兵衛

正月十三日 長次(花押)

川崎丹波守

正直(花押)

696 御蔵入為代定物奉行衆三人ハ、三与被相越候時分之儀候

条、井手溝之儀可被申付候、御下知無緩様ニ可被相調候、

若違背之輩於有之ハ、後日稠□及御沙汰候間、為届如此

候、恐々、

正月十三日 久國

□所 暖衆并下代衆中

697 □浦舟共次第ニ為致出船由申来候、□夜白急候様ニ

湊次ニ可被申越候、敵□落去已後者、舟何百艘参候ても

役不立候、御奉公此時候間、上乘衆船頭折角肝煎出水へ

可相廻事、可為肝要候、謹言、

正月十三日 久國

久國

(島津家久) 松平大隅守様

尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一七九号文書ト同文ナリ)

699 『正文在文庫』

以上

如尊意改年之御慶目出度申納候、寔御病中被思召付、節々御使札過分至極奉存候、此表之様子、委曲三原左衛門(重薦)佐より可被申上候、随而松平伊豆殿・戸田左門殿御當着、万事被申付候、猶奉期後音候、恐々謹言、

『寛永十五年』

牧野傳藏

正月十三日

成純(花押)

(島津家久)
松平大隅守様

参尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一八〇号文書ト同文ナリ)

700 『正文在文庫』

去二日之貴札拜見仕候、如被仰下候、新年之御慶珍重奉存候、御病中宜候切々被入御念忝奉存候、此表之様子嶋

(久元)
津下野方可為演説候、猶追而可得御意候、恐々謹言、

『寛永十五年』

馬場三郎左衛門

正月十三日
(島津家久)
松平大隅守様

利重(花押)

参御報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一八一号文書トホゴ同文ナリ)

701 『正文在文庫』

已上

一筆令啓達候、今度其方人数有馬表相向之由、從上使之面々注進候、右之表達上聞候之處、手前所勞之節候付而、薩摩守御暇ニ而被遣候、為其如此候、恐々謹言、

『寛永十五年』

阿部豊後守

正月十三日

忠秋(花押)

酒井讚岐守

忠勝(花押)

土井大炊頭

利勝(花押)

薩摩

中納言殿

人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一八二号文書ト同文ナリ)

702 『正文在文庫』

猶以御病中之處、被為入御念貴札、別而忝奉存候、
以上、

御使札忝致拜見候、如御意改年之御慶玆重奉存候、先以
公方様弥御機嫌能、元日・二日御表江被為成、諸大名衆
御目見御座候由申來候、上下萬民共ニ乍恐目出度義御同
意奉存候、随而鯉簀卷一被懸御意、過分至極奉存候、此
表之義、去朔日彼一揆城被攻懸候處、乘得不申候、板倉
(重昌)内膳正討死被仕候、諸勢も芳申故、松平伊豆守・戸田左
(氏)門被相着、肥後・筑前、寺澤兵庫頭人数被指加義御座候、
(久元)猶御使者島津下野守可被仰上候、恐惶謹言、
『寛永十五年』

正月十三日

林丹波守

吉政(花押)

松平大隅守様

貴報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一八三号文書ト同文ナリ)

703 『正文在文庫』

猶御病中ニ御六ヶ敷可有御座處、切々預御書、誠忝
奉存候、以上、

預御使札忝奉存候、如被仰越候、新春之御慶目出度申納
候、先以御病氣干今御本復不被成候由、御勞身之段奉察
候、拙者儀天草一揆多御座候由承候間、先天草江罷越申
候處ニ、彼一揆共嶋原へ皆々罷越、天草ニ者一人も不罷
有候付、則嶋原へ渡罷在候、此表之様子者去朔日惣攻仕
候處、城地要害能、其上板倉内膳正被致討死、十藏も我
(重昌)等も手負申程之仕合御座候付、先御人数引上、乘取不申
(松平信綱)候、松伊豆守殿・戸左門殿被致參着、万端被申付候、委
(戸田氏鉄)細者三原左衛門佐殿より可被申入候間、書中不能具候、
恐々謹言、

『寛永十五年』

松平甚三郎

正月十三日

徳恒 (花押)

(島津家久)
松平大隅守様

貴報

(本文書ハ「旧記雑録後編五」二一八四号文書ト同文ナリ)

704 『正文在文庫』

已上

尊書忝致拜見候、拙者事嶋原表一揆之儀ニ付、冬年より
罷下逗留仕事ニ御座候、御病中被懸御心被示下、誠以過
分至極奉存候、尚重而可得御意候、恐々謹言、

『寛永十五年』

榊原飛騨守

正月十三日

職直 (花押)

(島津家久)
松平大隅守様

尊報

(本文書ハ「旧記雑録後編五」二一八五号文書ト同文ナリ)

705

已上

一筆致啓上候、(島津光久)薩摩守殿御仕合能御暇被遣、御上國目出

度御事申計無御座候、其元御大慶奉察候、然者嶋原表相

支、先手衆数多損申事、各驚存候、重而松平伊豆守・戸

田左門(氏鉄)被指遣候、猶又近國之御人数も被寄候由、早速可

有御誅伐と致推量候、委細追々可得御意候条、不能具候、

恐々謹言、

『寛永十五年』

松平越中守

正月十三日

定綱 (花押)

(島津家久)
中納言様

(本文書ハ「旧記雑録後編五」二一八六号文書ト同文ナリ)

706 『正文在文庫』

已上

尊書忝拜見仕候、如貴意新春之御慶萬々申納候、先書ニ
も乍御報如申上候、御氣色無心元奉存候、自然爰許相應
之御用ニも御座候者可被仰付候、委細之段、御使者へ頼
入候、恐々謹言、

『寛永十五年』

戸田左門

正月十四日

氏鉄 (花押)

(島津家久)
松平大隅守様

尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一八七号文書ト同文ナリ)

十四日戊寅

「可被任此旨也」
右此旨堅可被相守者也、

「寛永十五戊寅。」

正月十四日

戸田左門
(氏鉄)
(信綱)
松平伊豆守

707の1

寛明日記云、十四日、今日伊豆守・左門法度ヲ出ス、

(松平信綱)
(戸田氏鉄)

条々「平塞録作定」

「ナシ」切

一今度為吉利支丹徒黨御仕置、我等有馬表江被為差越候

間、無下知城攻、其外之儀。

被申付間敷事、

「私ニ」

一喧嘩・口論堅停止之事、

「不可」

一押買・狼藉不可致之事、

「不可」

一在陣中人通停止之事、

「返心」

一於小屋場火本堅可申付。事、付馬不取放。様ニ可申付事、

「毎」

一今度申渡儀者、無懈怠様に下々迄急度可申付事、

「望」

一若臨陣場来諸牢人於有之者、其家中之者同意に軍法為

相背間敷旨申定、可指置。事、

708 「在」(三)
「原諸右衛門」

改年御慶申納候、其以後終以書狀不申承、無音御床敷存候、其御地御無事候哉、此方相替儀も無之無為罷有候間、可御心安候、切々以書中可申入儀候へ共、便も不存令無音候、于今御弓被遊候哉、あまくさにて弓にて御手柄之事、内々及承候、拙者屯人にて令大慶候、便不存候故、

以書中も不申入、背本意候、あわれ掛御目候而、積儀御

物語申合願計候、拙者兄同名三右衛門尉も、於肥州一段

本ま、

無事ニ仕合罷罷有候、あまくさにて是も手柄仕候ニ付、

御使番など被仰付、御加増など過分ニ拜領いたし候、拙

者満足御推量可被成候、餘御床敷一書如此候、自然此邊

御用候者可蒙仰候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

吉田久馬助

正月十四日

判

707の2

三原佐右衛門様
人々御中

709

條々

一 今度為吉利支且徒黨御仕置、我等有馬表江被為指越候間、兩人無下知城責、其外之儀も私ニ被申付間敷事、

一 喧嘩・口論堅停止之事、

一 不可押買・狼藉事、

一 在陣中人返し停止之事、

一 於小屋場火之本かたく可申付事、付馬不捕放様ニ可被申付事、

一 每度申渡儀共、無懈怠様ニ下々迄急度可被申付事、

一 若陣場を望来る諸人於有之者、其家中之もの内意ニ

軍法相背間敷旨を申定、可被借置之事、

右、可被相守此旨者也、

寛永十五戊辰正月十四日

戸田左門(氏姓)

松平伊豆守(信綱)

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一九〇号文書ト同文ナリ)

710の1
平塞録云、十四日、上使衆軍中制法一通諸家ニ相渡サル、并ニ大名攻口ヲ定ラル、

710の2
定

一 今度切支丹徒黨御仕置ニ付云々、前文旁注ノ如シ、略之、

一 持口惣間百八拾貳間

内三拾六間

百四拾六間

但百四拾六間ノ内廿五間ハ道ニ引、

持口渡覺

一 九拾壹間

一 七間半

一 三拾九間

一 拾九間

合百五拾七間、外廿五間ハ道ニ引、

有馬兵部太輔(忠頼)

松倉長門守(勝家)

細川肥後守(光利)

松倉長門守(勝家)

有馬兵部大輔(忠頼)

立花飛彈守(宗茂)

711 天草説書云、

戰場持口間敷相渡候覺

一九拾壹間

細川越中守(忠利)

一百九拾間

鍋嶋信濃守(勝茂)

一七間半

松倉長門守(勝家)

〆三百三拾間

一三拾九間

有馬玄蕃頭(豊氏)

712 「藤掛集書」

一十九間

立花左近將監(忠茂)

原之城卷面々責口間敷覺

〆百五拾七間

一百九十間

鍋嶋信濃守(勝茂)

惣間敷初メ八百八拾二間、此内式拾五間道ニ引、

一三十六間

有馬玄蕃頭(豊氏)

一知行高式拾式万

有馬玄蕃頭

一百四十六間

松倉長門守(勝家)

一同斷四万石

松倉長門守

後被渡仕寄場間敷

一同斷拾式萬石

立花左近將監

北より
一九拾壹間

細川越中守(忠利)

一同斷五拾四万石

細川越中守

一九拾間

立花左近(忠茂)

〆九拾壹萬石

一七間

松倉長門守

壹萬石ニ付地口壹間四尺ツ、但割アマリ

一三十九間

有馬玄蕃頭

玄蕃・長門手へ付候ゆへ、長門地口九間四

一四拾間

鍋嶋信濃守

尺有之候、

南より
一貳百間

黒田右衛門佐

後ニ持口相渡候覺

内二拾間寺澤兵庫頭請取、是ハ天草ヨリ遅ク来ル故也、

一貳百間

黒田右衛門佐(忠之)

一四拾間

寺澤兵庫頭(登高)

713

條々

一今度為吉利支且徒黨御仕置、我々有馬表江被為指越候間、兩人無下知城責、其外之儀茂私に被申付間敷事、

一喧嘩・口論堅停止之事、

一不可押買・狼藉事、

一在陣中人返し停止之事、

一於小屋場火之本かたく可申付事、

付馬不捕放様ニ可被申付事、

一毎度申渡儀共、無懈怠様ニ下々迄急度可被申付事、

一若陣場を望来る諸軍人於有之者、其家中之もの同意ニ

軍法為相背間敷旨を申定、可被借置之事、

右可被相守此旨者也、

寛永十五戊子正月十四日

戸田左門(兵録)
松平伊豆守(信綱)

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一九〇号文書トホボ同文ナリ〕

右薩本なり、寛明またハ平塞の二書に載せし本と小異あれば、

考訂の為に如此なり、

714 「加世田小川監物日記」

一十四日ニ、さき手として民部様・播州様天草へ御渡候、

加世田衆五十人御供申候、久田間と申所へ夜ノ四ツ時

ニ舟着候、十五日ニぢんやかかけ申候、晚より大雨、十

七日朝迄ふり候、本家ハ焼拂候て無、

715 入来院重國譜云、同十四日到着天草久田間、島津久賀・

喜入忠政・北郷久加・山田有榮相共為警固云々、

716 「島津久賀從兵時任氏日記」

同十四日、米之津御出船ニ而、天草之内久田摩と申在所

ニ御着船、但十四日夜船ニ御泊リニ而、十五日之朝久玉

之内吉田と申所へ船をり被遊云々、下文在十五日ニ、

717 「伊勢貞昌與力有川喜左衛門覚書」

一其後俄嶋原立御座候、江戸正月十四日□時分、大隅

様御暇御給被遊、其晚八時分江戸御發足、道中御急候

処、駿河へ御着候時分大雨にて云々、下文ハ十七日に載之、

718の1

此日黎明、世子江戸を發して西國に程を兼て急かせ給ふ、御家老には伊勢兵部少輔貞昌、御使衆には穎娃左馬頭久政、御兵具奉行は弟子丸藤左エ門尉宗盈、御代官は新納大藏久盛、その外市来五兵衛家豊・兒玉作左衛門利○・相良兵右衛門祐秀等、御陸衆にて從えり、御右筆はなかりけれハ、貞昌の與力有川喜左衛門より兼務させられ、御供となん、神谷山三郎等も從行を請へとも許されず、御あとより自力に馳下り、大坂にて追つき奉るといへり、

718の2

『正文在江戸御家老座』
寛永拾五年戊寅

一正月十三日、光久様江戸於御城御暇御給、
一同日之夜中ニ江戸御打立、但嶋原一揆之時、
一二月十七日之晚、鹿兒嶋ニ御着城、初而之御下向西目、

家老 伊勢兵部貞昌

御使衆 相良丹後

719の1

去ル元日の城攻に寄手惣崩の時、我か伊集院の士四本縫殿その時は源右衛門也 忠綱は多年攻城野戦に馴たる武夫にて、地頭三原重庸の馬の口を引返し、強弓は斯る時にこそと城の方に引向け居けれハ、他州の敗走せし人ノよりハ、只一騎に返して猶城に駈込そとおもひ、皆ノ何かた様かと問けるに、薩州の使者三原左エ門佐と名乗て、最も跡より殿に徐ノと引れたる事共、またハ數多箭を城に射込、城より雨の如く打出す鉄炮に甲の前建物を二所まで打洞よされし次第など、遍く諸陣に感賞しあへるにや、疾く遠邦にも聞へて、射術の師家より此日賀書を贈れり、

719の2

猶々久敷不申承、御床敷存候、以上、

改年御慶申納候、其以後終以書状不申承、無音御床敷存候、其御地御無事候哉、此方私替儀も無之、無為罷在候間可御心安候、切々以書中可申入儀候得共、隙茂不明令無音候、于今御弓被遊候哉、あまくさにて弓ニ而御手柄の事、内ノ承及候、拙者一人にて令大慶候、便不存候故、以書中も不申入背本意候、あはれ懸御目候而、積儀

御面談申たく念願計候、拙者兄同名三右衛門茂於肥州一段無事、仕合罷罷在候、あまくさにて是も手柄仕候付、御使番杯被仰付、御加増杯過分ニ拜領致候、拙者満足御推量可被成候、餘御床敷別而如此、自然此邊御用候へ、可蒙仰候、猶期後喜時候(之脱之)、恐惶謹言、

吉田久馬助

正月十四日

判

三原左衛門様人々御中(重書)

720 □人御越為入御念儀候、

□御氣色十二月十日より御喉内外之腫□より、御薬

□・御茶粥などにも節々御□、御痰血も節々出申候、

年明候而より夜之□ひき被成、横ニ御寝成儀罷不成、

殊□草臥にて候事、

□衆嶋原立相延、米用意共被成候哉、□被聞召合可

承候、伊東殿ハ天草之番□去十日比從庄内如□、大

口人衆三千召□被為通候事、

□馬之城未落之由候、明日十五日城攻之様ニ□替儀候(有)

ハ、互可申通候、次者仕上米少□留候へかしと被仰候、御使衆・物奉行衆□談合申候へく候、恐惶、

正月十四日

川上久國

仁禮藏人殿御報(續書)

721 □東郷肥前守を以天草へ人数渡海仕候、□召度由被

仰出候、若未無出船候ハ、早々□渡可為肝要候、

為其次飛脚を以申候、恐惶、

正月十四日

川上久國

山田民部少様(有書)

豊州様(島津久實)

722 □國分主李田十左エ門日記上文ハ正月六日に在り

一 正月十四日、我々三人打立、安楽休兵衛殿・奥原笹之

允殿五人同道申候事、明日明後日之間、両日ニ者都而

被打立賦に候、下文ハ十五日に抄載す、季安按に、三人ハ則町田甲斐

守・佐土原狩野介・李田十左エ門、三人を、先立テ出水へ遣

され、國分衆中追々着到せは、諸事の差引可致旨、喜入吉

兵衛より申付られたる事、六日の下に見得たり、併せ考へし、

内十卷人ハ三人間夫

723 此日、加久藤地頭伊地知左右衛門も衆中瀬戸山種左衛

七人ハ又小者 佐久間掃部助殿 樗木軍右衛門尉

門・桑原覺兵衛并瀬戸山が小者弓藏三人を先に發足せし

殿 佐多七兵衛尉殿 田中新三郎殿 山内正左衛

め、出水に差越居て、宿手當彼此の差引を致さしむ、左

門尉殿 指宿傳兵衛殿 二木長十郎殿老人ツ、被

ありて左右衛門惣人數を率ひて發足せしハ十六日の事な

正月十四日 西吉次殿

り、併せ見るべし、

一主從四人 正月十三日 土持平左衛門尉殿

同日 一同式十五人 同日 川崎次左衛門尉殿

724 寛永十四年丁丑十一月、耶蘇之徒楯籠于嶋原城、依之翌

右、當分寺領ニ而候へ共、御内證被得如此候、

年丙寅正月十四日、津曲狩野介兼業・古垣四郎右衛門忠

同日 一同六人 同日 伊地知太郎左衛門尉殿

興爲先馳率士卒三百人、到薩州出水米津、聞島原没落、

同日 一同四人 同日 蒲生外記殿

乃歸陣、

一夫丸式人

725 『摸本村田市助家藏』

右ハ賦方帳箱持詰夫岸良内藏助殿・外山弥右衛門尉

「島原軍衆人數差出留」上文在

殿(ト)より出ル、

一主從三人者 正月十三日ニ參着

正月十四日ニ米之津へ參着也、

一入躰三十三人 正月十三日 川内百次衆中

一主從五人者 正月十三日米之津へ着津

同日 一入躰三十三人 正月十三日

一入躰九十人者 川内高城衆中

同日 一右内衆十八人

内六人ハかち・大工・ときノ道具持夫

廿五人 三人間之夫丸

一右内者三拾式人者

卅人者 三人関源四郎 四人松本新介 式人上床空

内廿人者三人間ニ卷人ツ、之夫丸

助 式人八ヶ代傳右衛門尉 二人郡山平右衛門尉

九人 三人山田主水介 三人池之原伊与守 三人池

三人野村作左衛門尉 式人楠本孫左衛門尉 一人長

田内膳正

田大藏介 一人橋口為兵衛尉 一人林勘七 一人川

三人萩原弾右衛門尉

畑仲兵衛尉 一人白川長二郎 一人白川少兵衛 式

一夫丸卷人 正月十三日参着

大寺甚右衛門尉殿

人山本太郎左衛門尉 一人湯田右衛門兵衛尉 三人

右ハ主従五人分ハ前ニ出候処ニ書落故、于今差出候

小田原豊前兵衛尉

間、如此候、

一主従六人 船廻ニ付正月九日ニ 伊勢弥市殿
市来湊へ着津
内一人ハかうつらより正月卅日ニ被返候、

一主従六人 正月十四日ニ

肥後主膳正殿

一同八人 右同 堀弥四郎殿

一同九人 同十四日ニ

三雲権之介殿
『貞資』

一同五人 右同 市来十左衛門尉殿
正月廿六日ニ曳付出候、但廿九日より已後分可被渡由申候、

一同十式人 同日

血良善介殿
『有長』

右者、市来湊出米蔵より真米五斗借用之由候間、廿

一同六人 同日

森喜右衛門尉殿
『有長』

日兵粮不相渡候、後日次兵粮之時分沙汰有へく候、

一同九人 同十三日ニ

中江八左衛門尉殿
『貞晴』

正月十四日 一主従四人者 正月十三日 むかさ衆中

一同十人者 同十四日

同長右衛門尉殿
『賴屋』

内人躰二人、御賦四十人之内

一同四人者 同日

三原源右衛門尉殿

夫式人ハ野村傳左衛門尉殿倅者

一同三人者 同日

四元少監物助殿

一人躰六拾五人者正月十三日参着 阿多衆中

同日

同日

一同三人者 同日 友野七郎殿

一同三人者 同日 平田傳兵衛尉殿
薄邊衆中

一同十四人者 正月十三日 浦河内藏丞殿
五

一同十五人者 同日 黒田三左衛門尉殿

一同十五人者 同日 相良彦七郎殿

一人躰五人ハ 同日 恒吉衆中
但三十人之内

一右内衆卷人ハ 同日 村尾源左衛門尉殿
正月十三日

一主從卅五人者 正月十四日ニ出 須木衆中
同日

一人躰十三人者 但九十人之内 中山源太左衛門尉 東学
同日

一又小者三人者 蘭田隠岐介 坊小者卷人ツ、

坊小者卷人ツ、

一夫丸式人者 三人間卷人ツ、夫

正月十三日 黒葛原金兵衛尉殿
一主從四人

同日 西原孫右衛門尉殿
一同五人者

同日 日高喜兵衛尉殿
一同三人者

同日 川野治十郎殿
一同三人者

同日 家村清兵衛殿
一同三人者

同日 貴嶋傳左衛門尉殿
一同六人者

同日 一同三人者 川野為右衛門尉殿

同日 一同四人者 中村吉兵衛尉殿
正月十四日

同日 一同五人者 平田弥左衛門尉殿
同日

同日 一同四人 阿多源右衛門尉殿
同日

同日 一同三人 徳永甚平殿
同日

同日 一同四百六十七人者 上津浦 △北郷佐渡守殿
同日

同日 一乘馬卷疋者 始良三郎兵衛尉殿
正月十四日

同日 一主從五人者 正月十三日 宅間弥十郎殿
同日

同日 一同八人者 上同日 白濱長三郎殿
同日

同日 一同五人者 同日 水引衆中
同日

同日 一人躰四十五人者 同日

一右内衆式十四人者

内十三人者 三人間ニ卷人ツ、夫

十卷人者内者

内四人寺田甚兵衛尉殿 一人長田六右衛門尉殿
卷人橋口源太兵衛 一人福山久右衛門尉

一人日高民部左衛門尉 一人薬師寺内藏丞

一人濱田刑部左衛門 一人久留監物

一人久留監物

一人躰廿人者 川内中郷衆中

一右内衆十三人者

内四人者三人間ニ耆人ツ、之夫

九人ハ内衆

内二人伊東新三郎殿 一人堀内十左衛門尉殿

一人濱田弥一郎殿 一人小田原藤右衛門尉殿

一人大迫土佐守殿 一人濱田九左衛門尉殿

一人押川二郎三郎殿 一人池田長左衛門尉殿

一人ツ、被召列候、

正月十四日 二人躰廿人者 但人躰二言廿人之内 大口衆中
正月十四日 榎山主水左衛門尉殿

同日 一夫丸耆人者此夫被相帰候間、飯米返上也、

右者、嶋原立ニ付、正月十四日ニ米津へ参着候、廿

日之飯米可被相渡候、以上、

とらノ
正月十四日

正月十四日 一主従八人ハ 正月十三日ニ着津 山口内蔵助殿 〔直重〕

同日 一同三人ハ 右同 稻留軍介殿

同日 一自身 右同 重久善左衛門尉殿

正月十四日 一主従四人ハ 〔右カ〕 上原貞右衛門尉殿 〔尚辰〕

同日 一夫丸耆人ハ 右同 杵岐源左衛門尉殿

右者、前ニ主従七人分出申候へ共、各御前より御渡

被成候処ニ、今日参着候故、取後ニて如此候、

正月十四日 一主従十式人 正月十四日 長谷場兵右衛門尉殿 〔純正〕

同日 一同五人 同日 同名少右衛門尉殿

。夫丸耆人者 有馬 帖佐次左衛門尉殿

右者、五人之差出ニ而昨日相渡候処、今日参候故、

取後之由候間、廿日分之飯米可被相渡候、合六人也、

刁ノ正月十四日

一主従十人 正月十四日 阿曾新九郎殿

一同八人 同日 石原加右衛門尉殿 〔家高〕

一同六人 同日 税所助右衛門尉殿

一同八人 同日 別府勘左衛門尉殿

一同十人 同日 中西弥八郎殿

一同拾人 同日 同長兵衛尉殿

一同六人 同日 平山与七郎殿

一同式人 同日 木村平右衛門尉殿 〔時重〕

一主従六人 正月十四日ニ米津へ参着 八木助右衛門尉殿

一同三人 同日

岡村治右衛門尉殿

一同四人ハ 同

同名仲右衛門尉殿

一同五人 同日

川野清右衛門尉殿

一同六人ハ 同

上村平右衛門尉殿

一同五人 同日

山元長左衛門尉殿

一同六人ハ 同

西郷次右衛門尉殿

一同三人 同日

児玉喜之介殿

一同三人ハ内者人ハ詰夫 同

大重傳左衛門尉殿

一同六人 同日

長倉藤後兵衛尉殿

一同式人ハ 同

宇都宮惣右衛門尉殿

一同四人 同日

藤井助四郎殿

一主従三拾壹人ハ正月十四日ニ参着之由候 同

福屋助左衛門尉殿

一主従四人 同日

白坂仲兵衛尉殿

一人躰五十人ハ 同日

松山衆中

一同拾人 同日

家村長右衛門尉殿

一夫丸廿七人ハ右之衆被召烈候、

内十五人ハ三人間ニ夫者人ツ、分

一同五人 同日

四元久右衛門尉殿

拾式人ハ

一同六人 同日

穎娃治左衛門尉殿

内三人ハ松永九兵衛尉殿

三人ハ同名吉右衛門尉殿

一同九人 同日

野津安右衛門尉殿

二人ハ吉田二郎四郎殿

一人ハ谷口貞右衛門尉殿

一同六人 同日

肥後久右衛門尉殿

三人ハ早川四左衛門尉殿

木場源左衛門尉殿

一同五人 同日

同名十右衛門尉殿

一主従式人ハ正月十四日ニ米之津内者人ハ詰夫

大迫喜左衛門尉殿

一夫丸四人 同日

竹内備前守殿

一同式人ハ

一夫丸壹人ハ

右ハ、天草立ニ付、公儀より為詰夫被給由候、今日

米津へ参着候、廿日分飯米可被相渡候、以上、

川村勝兵衛尉殿

大日衆中正月十四日松下伊右衛門尉殿

一主従三人ハ正月十四日ニ米津へ参着

黒田民部左衛門尉殿

右者唯今参着由、噺衆有川助兵衛殿任差出如斯候、

「貞繁」

一同四人ハ 同

黒田民部左衛門尉殿

一同四人ハ 同

一同四人ハ 同

一同四人ハ 同

黒田民部左衛門尉殿

一同四人ハ 同

一同四人ハ 同

一同四人ハ 同

黒田民部左衛門尉殿

一同四人ハ 同

一同四人ハ 同

一同四人ハ 同

黒田民部左衛門尉殿

一同四人ハ 同

一同四人ハ 同

以上、

刃ノ正月十四日
一主従五人ハ 同日

伊地知新十郎殿

一主従十三人ハ 正月十四日ニ米之津
正月十四日

大山六右衛門尉殿

一主従六人者 上同日

田中内膳正殿

同日
一同一人ハ

川野監物殿

同日
一同一人ハ 同日

同助五郎殿

同日
一同一人ハ 同日

同名二郎九郎殿

同日
一同一五人者 同日

有馬勘左衛門尉殿
『純廣』

同日
一同一五人者 十三日ニ参着之由候、

大馬場吉右衛門尉殿
『景時』

同日
一同一式人ハ 同

同名源兵衛尉殿
『景経』

正月九日
一主従拾六人 同日

伊勢右京殿
『貞則』

一同一五人者泊より船廻 正月十四日

阿多藤十郎殿

合人数千七百九十九人

内

人隼五百五十人

内之者千式百四十九人

正合千五十四人

かこしま衆

内

人隼九十人

悴者夫丸九百六十四人

自是以下ハ十五日ニ抄載ス、接テ讀ムヘシ、但右の外十四日
着の人には、園田清左衛門九人を随へ、川内山田士四十六人
とその供夫十四人は黒戸より出船す、又福崎新兵衛ハ二十二
人、本田甚右衛門親□四人を随へ、御道具衆四十九人・供夫
十一人も亦此日米津に到着せり、

十五日己卯

726の1

寛明日記云、十五日、黒田甲斐守長興・同市正高政卒
一萬八千人、立福岡城、今日来着于有馬、是伊豆守以
下知所召也、此時黒田右衛門佐ハ在江戸也、
一島津薩摩守光久ガ家臣島津下野、
到ニテ、今日着ス、
(久元)

一自城内矢文来、其文曰但シ草書文上不審誤謬アラシ、

726の2

今度爲下々身及籠城候事、若國家ヲ望。申様ニ可被思召
候、聊左様ノ事ニテ無之候、吉利支丹宗門從前々如前
々如御存。別宗罷成候矣、不成故ニテ御座候、雖然
「イナン」
「國主ヲモ背イ」
「イナシ」
「イ貴理師且之宗旨」
「ナン」

從天下様數ケ度御法度被仰付。「度々」迷惑仕候、就中後生。

大事難遁存者ハ、依為不易宗旨、色々御札明稠敷、剩

非人面之作法、或ハ現恥辱、或極窘迫、終為後生對天

帝被責殺。畢、其外志。候者モ、惜色身恐時責候故、乍

押紅涙ヲ随御意改宗旨候、然処今度不思議之天慮推計、

惣様一同ニ如此燃立候、少モ國家ノ望無之候、又私欲

之儀無之候、如前々罷居候ハ、右之御法度不相替、

種々様々之御札明難凌面々、又厄弱ノ色身ニテ候ヘハ、

誤ヲ背無量之天主、惜今生纔ノ露命、今度ノ大事空鋪

可罷成處、非欲身餘候故、如此御座候、聊非邪路候、

「イナシ」

正月十五日

「此宛カキ」本ナシ」
松平伊豆守殿参

「イ肥前州有馬」
「イナシ」城中」
天草四郎時貞

「イ本島津久賀從兵時任氏日記」

一伊豆守ハ諸將ヲ集、

毎日軍ノ評議ヲ穿鑿ス、皆申ハ、

此一揆ノ族、勇士ノ者少々集ト云トモ、農民ノ輩也、

何ソ方々村々ノ俄ノ集勢一致ノ法令ヲ守ン哉、殊ニ古

ヨリ以謀計數多ノ城ヲ攻取シ事、計ルニ暇ナシ、其謀

計ト云ハ矢文ニ如ハナシ、縱令此方へ從ハスト云トモ、

敵ヲ以敵殺ノ理アリト申ケレハ、伊豆守申ハ、最也、

タトヒ利ナシト云トモ害ニナラヌ儀ナレハトテ、毎日

矢文ヲ射遣ス、

727 平塞録云、十五日、筑前黒田甲斐守殿・同市正殿人數ヲ

帥テ有馬へ着陣ス、傳曰、筑前ノ人數惣軍壹萬八千人、

右ノ兄弟ノ衆ニ家老黒田睡鷗・同美作守▽（或）差添夥ク出

立て着陣す、甲斐守殿△・市正殿、睡鷗・美作守ヲ召連

上使ノ陣屋ニ見廻ハレ、一禮畢テ後、上使黒田睡鷗ヲ召

出、貴殿ノ武略兼テ承及候、殊ニ老人ト云、今度ノ城責

ニ存寄候ハ、無遠慮指圖頼入候ト申サレケル、睡鷗謹テ、

愚ノ私ニ難有御意奉恐入候、弱年ノ時分ヨリ野合イ、城

責手ヲ碎キ申候ヘトモ、可達御耳程ノ儀モ無御座候、今

度私一揆ノ城ヲ見分仕候処、先ハ剛敵ト察申候、諸手ヨ

リノ竹束ノ附様未不足ニ相見申候、明日早々右衛門佐一

手ヨリ竹束ヲ附申候テ可備尊覽ト申ケル、退出以後搦手

ノ濱辺大江口ニ百間相渡サレケル、尤大軍ノ故ト聞シ睡

鷗下知シテ、寺澤^(堅高)兵庫殿ト小屋ヲ並テ所々ニ武者屯リヲ設ケ、堀ヲ入レ、柵ヲ付ケ、無程鹽漬ヲ渡リ、松山ノ下ニ仕寄ツテ頻リニ鉄炮ヲ打カケ、大筒ヲ仕掛テ敵ヲ悸セ、大柵振廻シテ稠ク責詰ケル、

729

藤掛集書 原之城より矢文の事

一今度為下々及籠城候、若國家望背申様ニ可被思召候、

728 藤掛氏云、左候而^{上文ハ正月十日に在り}正月半に城内へ伊豆守矢文を射させ被申候、双方より出合、文箱の取替し有之といへ共、子細知不申候、其後も四郎か母・妹又姉聲共肥

後の宇都と云所にて搦捕被置候、此者有馬江被召寄、妹を城内へ被遣候趣へ、宗門にて無之者候へ、出し候へ、一命御助候て如前々作等可被仰付、縦宗門たりと云共、何時も罷出候へ、一命之儀ハ御助可被成之由、両度出入有之謀候へ共、四郎返事ニ、宗門にて無之者へ老人も無之候、宗門の者不及沙汰候、我々宗旨の儀ハ同宗に不成候へハ、御合点参事にて無御座候条、先伊豆守殿にも切支丹ニ御成候へ、可然の由、此外種々の儀共申候而、一圓降参のか条に構不申候、扱城内より四郎か妹帰候時、新敷饅頭を持出候得共、誰人も遠慮にて喰手無之候、新敷

饅頭城内ニ有之候も不審と人皆申候、彼者儀ハ肥後の國へ被帰候云々、

聊非其儀、吉利支丹之宗旨、従前々如御存知別宗ニ罷成候事不成故ニ御座候、雖然從天下様数か度御法度ニ被仰付、度々迷惑仕候、就中後生大事難遁存者者依不易宗之、色々御紀目稠剩非之、百姓作法、或現恥辱、或極突迫、終ニ為後來萬天帝被責殺早、其外志候者も惜色、身恐呵候故、乍押紅涙数度随御意改宗調候、然処ニ今度不思議之天慮難計、惣様如此燃立候、少茂國家望無之候、私欲儀無御座候、如前々罷居候へ、右之御法度不相決、種々様々之御記目難受而茂、又延弱^{延弱}之色身ニ而候得者、誤り背無望之天主、惜今生纔有之露命、今度之大事空敷可罷成処之悲歎身ニ餘り候故、如此御座候、聊以非邪露候、謹言、

正月十五日

四郎時貞

松平伊豆守殿 (信總)

730 薩ノ家老山田民部少輔有榮・喜入撰津守忠政等、先鋒ト

シテ昨夜亥刻天草ノ久田間ニ着船シ、此日乃陣屋ヲカケ
タリ、久田間ノ村屋ハ一揆トモ焼拂テ、一軒モ無カリシ
故也、晩ハ大雨降レリ、

731 「國分土左門日記上文ハ十四日ニアリ」

一 正月十五日九ツ時分ニ、出水迄着仕申候、竹之内六介
と申出水衆所へ差越、宿相頼居申候、翌日米之津町人
半左衛門と申もの所へ宿いたし、諸手當とも相たのミ
申候事、今日叔父左田清兵衛・伊地知金右衛門殿先度
肝煎、酒匂吉右衛門着にて候、佐土原氏・町田氏・私
三人宛書之書状、喜入吉兵衛殿より被遣候、出水宿手當
の事被申越候、尤弓・鉄炮・具足者銘々名前書付候て、
飯牟礼権八殿・矢野八左衛門殿才領にて十七日出水ま
て参候に、正月十七日・十八日兩日ニ者皆々出水之様
被差越候、喜入殿御越次第出船之筈ニ候、毎日程城責
之音鉄炮きひしく相聞へ申候云々、下文廿日
に抄載す、

732 「國分賦所日記」

正月十五日

一 たての板拾五枚 但たての板釘ハ大釘三十、長櫃より
取出し可調候、

一 くまてかき十 但地かね三貫百六拾目
此代三貫百六拾文

右者、國分御城附之納り方にて可仕之由、有馬喜兵
衛殿・久右衛門殿より被仰として御状参り候、就夫
相調候たての板ハ、御城山松にて調候、右調手普請
奉行兩人、穢所宗左衛門殿・上野九右衛門殿にて候、
宿送ニ付、出水米之津まで可遣事、此宰領ハ内山田
村之肝煎新左衛門也、

一 八拾五人 正月十五日迄ニ被打立候、

内八拾五人ハ人躰國分江被仰付候、御賦之衆・附衆

五人、中村源五兵衛殿・永吉源助殿・山口右近佐

殿・藤山平右衛門殿・二渡喜兵衛殿

親ニ付衆堅山宗二郎殿・大迫軍助殿・安樂半兵衛

殿三人

大工耆人長田半五兵衛殿

兄ニ付衆有馬五左衛門殿、兩人ハ屋敷なし、

嶋原立人数賦

主従五人 鐵炮鑓	町田甲斐守殿	主従三人 鐵炮一丁	徳持市兵衛殿	主従六人 鐵炮一丁 自身	伊瀬知和泉守殿	鐵炮一丁 自身	奥原笹之丞殿
主従一人 鐵炮一丁	市成弥右衛門殿	主従一人 鐵炮一丁	前田大學介殿	主従五人 鐵炮一丁	曾山仲右衛門殿	主従一人 鐵炮	宮里小兵衛殿
主従一人 鐵炮一丁	中馬清太左衛門殿	主従二人 鐵炮一丁	楠元新次郎殿	「切テ不知」丸山金右衛門殿	主従五人 鐵炮	主従五人 鐵炮	矢野助吉殿
主従六人 鐵炮具足	有馬清左衛門殿	主従四人 鐵炮一丁	鎌田新左衛門殿	主従二人 鐵炮一丁	久木田太郎助殿	主従五人 鐵炮	曾山源五郎殿
主従三人 鐵炮	松下番左衛門殿	鐵炮一丁 自身	佐土原狩野介殿	鐵炮一丁	半田朱左衛門殿	主従三人 鐵炮	宮原次郎兵衛殿
主従三人 鐵炮	岩切与兵衛殿	主従四人 鐵炮	南雲新二郎殿	鐵炮一丁	竹井助十郎殿	主従一人 鐵炮	柳彦左衛門殿
主従三人 鐵炮	河野郷兵衛殿	鐵炮一丁	肥後孫左衛門殿	鐵炮一丁	堀切治部左衛門殿	主従二人 鐵炮	森徳之丞殿
主従鑓老本 鐵炮一丁	市成喜右衛門殿	主従二人 鐵炮一本	三宅七兵衛殿	鐵炮一丁	宇多讚岐守殿	主従二人 鐵炮一丁	岡元吉藏殿
主従三人 鐵炮	外山喜兵衛殿	自身鑓一本	加世田善七殿	主従二人 鐵炮	主従二人 鐵炮	主従一人 鐵炮	新橋傳右衛門殿
主従二人 鐵炮一丁	東郷新介殿	主従一人 鐵炮	久保田清三郎殿	鐵炮一丁	加治木善右衛門殿	主従一人 鐵炮	家村源右衛門殿
主従式人 鐵炮	帖佐平左衛門殿	主従五人 鐵炮一丁	吉田次郎右衛門殿	鐵炮一丁	李田十左衛門殿	主従三人 鐵炮	山内對馬介殿
主従三人 鐵炮	東郷五郎兵衛殿	主従二人 鐵炮	津曲七兵衛殿	鐵炮一丁	主従一人 鐵炮	主従三人 鐵炮	肥後彦二郎殿
主従三人 鐵炮	酒匂休左衛門殿	主従七人 鐵炮一丁	服部左近右衛門殿	鐵炮一丁	李田清兵衛殿	主従一人 鐵炮	存堯坊
主従一人 鐵炮一丁	平田利右衛門殿	主従二人 鐵炮一丁	野村半五左衛門殿	鐵炮一丁	吉田主馬之丞殿	主従三人 鐵炮	石塚七左衛門殿
主従二人 鐵炮一丁	中馬千右衛門殿	主従一人 鐵炮	澤與介殿	鐵炮一丁	井尻神太郎殿	「切テ不知」 持道具鐵炮	野村伊賀守殿
主従三人 鐵炮	家村三十郎殿	主従七人 鐵炮一丁	主従二人 鐵炮	鐵炮一丁	長崎六郎三郎殿	主従四人 鐵炮	大迫四郎兵衛殿

次第不同

主従七人仁禮右京亮
 主従四人鮫島民部左衛門
 主従三人川村寛右衛門
 主従三人桑畑李之助
 主従三人指宿仁右衛門尉
 主従三人井尻九郎左衛門尉
 主従三人田實五右衛門尉
 主従三人黒川民部左衛門尉
 主従三人竹之内善左衛門尉

主従四人愛徳四郎兵衛
 —— 同郷兵衛
 主従八人宮原傳兵衛
 主従式人青木宅右衛門尉
 主従四人伊駒六兵衛
 主従三人田實主税之助
 主従三人山下六左衛門尉
 主従七人加世田土佐守
 主従式人市来半助

主従六人鉄炮 安楽伊豫守殿
 一丁鐵具足 勝目八右衛門殿
 主従三人 松元織部介殿
 鐵炮一丁 益満民部左衛門殿
 鐵炮一丁 堀切与右衛門殿
 自身 本林坊

主従三人 有馬主膳正殿
 「切レ不知」
 自身 是枝権兵衛殿
 鐵炮一丁 堯学坊
 自身 木佐貫吉左衛門殿
 鐵炮一本 梅北藤兵衛殿
 自身 蓮香与三左衛門殿
 鐵炮一丁

自身 西郷志摩之丞殿 自身鉄炮
 主従一人 山崎庄蔵殿 主従二人 伊集院平左衛門殿
 鐵炮一丁 合八拾五人 内十八人自身立
 合百三拾四人 披官
 右人數賦、国分土李田十左三門景親に請て此ニ採載する也、

主從六人 本田民部左衛門尉

—— 同与一左衛門尉

篠原次左衛門尉

味坂長右衛門尉

上野弓兵衛

本田仲兵衛

萩原彦兵衛

主從式人 尾辻作左衛門尉

主從式人 橋口孫八左衛門尉

主從式人 若松種左衛門

橋口志摩之助

主從式人 二宮藤右衛門尉

—— 同彌吉

主從式人 鹽田治部左衛門尉

主從式人 加藤對島之助

—— 同監物

黑江吉兵衛

主從二人 上井甚兵衛

主從二人 深水六藏

尾辻平右衛門尉

主從式人 有川治右衛門尉

桑畑采女正

楠元良右衛門尉

川野七左衛門尉

森重右衛門

長濱助兵衛

主從式人 岩崎弥右衛門尉

主從式人 山元九兵衛

主從式人 山元七郎兵衛

主從式人 菊野喜左衛門尉

宇多与左衛門尉

主從式人 森田喜左衛門尉

主從式人 鮫嶋源兵衛

—— 岩城新左衛門尉

—— 右兩人後被申出候、

鮫嶋三郎兵衛

右者後被申出候、夫丸者三人間ニ兩人被召列候、

但上乘被相勤候付、小松原ニ而飯米被請取人躰壹人分、

出水米之津ニ而相渡也、

主從式人 吉峯仲助

窪田十左衛門尉

大圓坊

主從式人 宮原佐吉兵衛

貴嶋才助

川野彦兵衛

深野増右衛門尉

大山千七兵衛

主從式人指宿城之助

主從式人小城貞右衛門尉

主從式人西田甚左衛門

上總坊

高田九右衛門尉

主從式人小田原弥右衛門

主從式人緒方源藤

緒方五左衛門尉

前田軍左衛門尉

主從式人窪田孝岐之助

久留源六

主從式人窪田越右衛門

主從式人加納仲右衛門

出水喜兵衛

主從式人小川少監物

主從三人松田与七左衛門

主從式人大川源左衛門

主從式人井上甚兵衛

主從式人西郷六郎左衛門

主從式人有馬安右衛門尉

主從式人松山善助

主從式人長崎茂右衛門

主從式人高田權兵衛

主從式人石塚伊左衛門尉

橋口孫兵衛

西郷源兵衛

坂本善左衛門尉

主從式人吉峯寛左衛門尉

主從式人佐伯戸左衛門

—— 同十郎左衛門尉

主從式人泊後藤兵衛

主從式人金田四郎左衛門

主從式人森田与三左衛門尉

主從式人川越善兵衛

乙森彈兵衛

主從式人野田内藏之丞

主從式人久松四郎右衛門

松坂坊

山之口五兵衛

主從式人久保甚助

山元李右衛門

有馬市右衛門

主從式人宮原諸兵衛

主從式人平賀六郎兵衛

主從式人大迫次郎左衛門

—— 同弥八左衛門

主從式人愛德新助

主從式人池田主馬之允

山本清兵衛

橋口主右衛門

主從式人唐仁原隼人助

滿尾新兵衛

主従式人大迫弓右衛門尉

四元彦左衛門尉

有留李之助

主従式人満尾傳右衛門

丸野源左衛門

主従式人池田助五郎

指宿新四郎

主従式人山元狩野助

岩元彦兵衛

大山八右衛門

野元七郎左衛門

主従式人佐伯新九郎

主従式人長井十郎右衛門

二野内藏之助

田實彌兵衛

主従式人田代弓兵衛

主従式人鮫島助右衛門尉但上乗被仕候故、小松原ニ而助右衛門殿飯米相渡也、夫丸者三人間ニ出候故、右者後被申出候、

黒田少右衛門尉

主従式人木場二郎右衛門殿

唐仁原覚兵衛

主従式人井上右近兵衛

椎原六兵衛

川野四郎兵衛

主従式人黒田惣左衛門

二宮助左衛門

主従式人山下茂兵衛

加藤七左衛門

平城早右衛門

松崎郷右衛門

主従式人尾辻与七左衛門

主従式人竹之内源内右者後被申出候、

山下彌五郎

有留半右衛門尉

吉峯五左衛門

主従式人窪田作右衛門

玉利七兵衛門

池田長左衛門

上野茂兵衛

大迫少左衛門

堀之内千左衛門

平峰次郎五郎

西牟田嘉兵衛

合軍士百五拾六人

外百拾七人未

右者、人数寅正月十二日より以来廿日、飯米真米拾五石・赤米拾石七斗、

出水六月田御蔵より受取、人躰一人ニ付真米壹斗ツ、夫丸一人ニ付赤米

壹斗ツ、相渡候、日記別紙ニ有、季安校合スルニ、小川監物カ日記ヲ拔写シテ、末ニ
寛永十五年寅十一月書記置也ト記スノミ、故載セス、

寛永十五年寅正月十五日

735 (急) □度申候、有馬陳より立板之儀被仰越候間、長嶋へ松有

之由候、舟楫木ニ可成松者被召置、其外ふし松などを被

為立、此方より被差越候大工大鋸へ可被引渡候、為其如

此候、

正月十五日

出水
暖衆中

(川上)
久國

736

□之舟奉行一人者天草へ被相越、一人者□兵糧漕之

儀、物奉行と可有談合候、□調間敷候、為届如此候、

以上、

急度申越候、

□衆之飯米廿日分被相渡候、有馬方□方頓而きれ可

申候間、無油断追々□從出水加世田邊迄之御蔵米

□之儀者、從其許六右衛門尉殿以下知可被成□

此方へ被仰越候事、合點不申候、内輪之□東目などの

米者、此方之物奉行衆へ可□越候、少も油断有ましく候、

舟者定而人数繰渡ニ可參候、くり渡相濟候□無油断兵

糧可被漕せ候、舟奉行衆油断有ましく候、□軍衆

乗舟早々可被為戻由、便毎ニ天草陳へも可被仰遣候、陳

と其許者何事も節々被仰通、可被相調事可為肝要候、此

方迄被□越候而者、少も管ニ逢申ましく候間、其心得尤

候、恐々、

正月十五日次飛脚ニ而遣候、

岩切六右衛門尉殿 川上彦左衛門尉殿

平田民部少輔殿 是枝喜右衛門尉殿御宿所

(川上)
久國

737 〔軍衆飯米續かね可申由出合候間、御使衆〔〕衆を

寄せ、談合仕候、岩切六右衛門尉殿出水表へ〔〕而、出

水より加世田表迄之御蔵米・出物米之儀、〔〕米ハ成

程可被申付候、如御存舟曾而無之候、軍衆乗舟を追付御

もとし候へてハ、米漕〔〕之儀罷成間敷候、此方ニ計御

まかせ候而も、舟不参候ハ、米一粒も届申ましく候間、

此儀者急ニ御談合可被成候、御油断候ハ、軍衆飢ニ可被

望候由、談合衆被申候、又御上使へけに、米不被遣候

て不叶儀ニ候ハ、伊豆守殿・左門殿へハ過分ニ被遣候

〔〕之御方へハ少分被遣候而ハ如何候はんや、其〔〕

〔〕次第可被成御談合候、恐惶、

正月十五日 (川上) 久國

野州様 (島津久元) 山民部少様 (三原重勝) 三左衛門尉様人、御中

738 〔〕申候、仍山民部少輔殿有馬へ於御〔〕此文箱愛衆

被明候而、物奉行・〔〕奉行へ遣候状ハ可被相渡候、〔〕

御老中之状者、有馬へ早々可被成持せ候、〔〕謹言、

正月十五日 次飛脚ニ而遣候、 (川上) 久國

出水愛衆中御宿所

739 〔〕從陳所御状并民部少殿御状令披見〔〕御報申入候、

野州老・伊豆守殿・左門殿并余之御上使達へ御状被成、

〔〕御上置候由達 上聞候、其元之儀涯分入念談合被申様ニ

と被成 御意、 黃門様御氣色之御様子、前ニ度々如申、

昨晚御息をひき被成、横ニ御寝成かね申由、納殿衆被申

候、

松平越中守殿使者左衛門佐殿へ被申候ハ、保科肥後守殿

家中新参・古参衆ニツニ成、城を〔〕引籠候ニ付、為上使

越中守殿被成御越由咄共候哉、不思議成出合候、是も入

御耳ニ候、〔〕之着合ニ而候間、涯分於其地世上之出

合〔〕可被申上由 御意候、江戸大火事之儀〔〕も聞得

申候、二度之火事、一度ハ中橋〔〕より八丁堀邊迄、又一

度者別所〔〕焼たる由申候、

〔〕桶之板可召寄由被仰候通、從左衛門佐殿〔〕仰越候、

先民部少殿被調置候を被遣候へと申越候、舟便次第遣可

申由、返事此方ニ御座候、又長嶋ニ松木在之由候間、わ

き調候様ニと申付、今日大鋸并大工差越申候、楯御用候者彼地へ舟を御越候而可被召寄候事、

上使へ米可被遣由、又ハ引飯米之儀も、為其岩切六右衛門尉殿を出水へ遣置申候間、彼方へ可被仰越候、其外諸

役者之日記、村田郷左衛門尉殿持参候間、被成御覽、其々ニ可被仰付候、此方迄被仰候而者廻立可申候、舟ハ皆々出船仕たる由、諸浦より□来候、弥頃順風よく候間、

西目へ可相廻と存候、□被達、米之儀此元物奉行衆へも談合申候、□川内方へ御座候舟を御戻候ハ、漕せ

□被申候、此方出合申候者、軍衆之飯米ニ□さへ成かね可申候、御進上までハ調かね□哉と出合候、よ

くく御談合尤候、御分限と□不被進候而者、尤成合申ましく候へ共、先軍□飯米きれ候てハ、當時大事ニ

可及候間、其御校量尤候事、

□茂從御方被仰付候へハ、後日之算用ヲ□ハから□

れ候間、從此方可申付候由被仰候、無心元候、□やうの時分、從御老中為被仰付儀を算用□六かしく被申儀

ニ而者無之候、我々申候而も可為同前候、無御用捨被仰

付候ハんハ、筈ニ合□可申付候事、

仕寄之道具として、土俵・竹など用意可申付由被仰越候、

西目方へ申渡可相調候事、

新納加賀守殿(忠博)・野州老被成御同道度之由、先日被仰越候、

近比よく候ハん由、其刻出水へ申越候、弥左様ニ御談合

尤候、恐惶謹言、

正月十五日

(川上)
久國

三原左衛門佐様

(山田有榮)
山民部少輔様

(島津久元)
野州様御報

740 『幕本村田市助家藏』

「島原軍衆人數差出留上文載十四日」
正月十五日

一主從廿三人者同十四日

右者嶋原立ニ付

福岡新兵衛尉殿

一同十老人 同十五日

同日 川村少左衛門尉殿『秀執』

一同拾四人候、正月十五日ニ米之津へ参着 藤井為左衛門尉殿

同日 一同五人ハ正月十四日ニ米之津へ参候、本田甚右衛門尉殿

内三人ハ正月八日より同廿九日迄之飯米久見崎にて

被請取之由候、残而式人正月十四日米之津へ参着、

一主従四人 正月十五日同日 山口平兵衛尉殿

右者、かこより舟乗廻ニ付被参候間、正月八日より

廿日飯米可被分渡候、

一人數四拾九人者正月十四日ニ米津へ被着由候御道具衆

但式人ニ付七合五タツ、

一夫丸拾式人者 但兵具持賄夫也、

内五人豊劔老御懷様より、式人福昌寺より、式人東

丸御藏入より、式人中丸御藏入より、式人南林寺

より、

正月十五日 一主従九人 正月九日船廻ニ付泊津へ 是枝諸左衛門尉殿

同日 一同四人 正月十二日ニ御船手ニ付 青山権介殿

同日 一主従三人 正月十二日ニ船手ニ付久 田中五右衛門尉殿

同日 一夫丸拾式人 正月十五日ニ参着 大村衆中

同日 一主従拾四人 正月十一日ニ御船手ニ付 是枝喜右衛門尉殿

一人躰式人ハ 正月十五日ニ参着 志布志衆

一夫丸六人者先ニ被参候人躰之夫籠由候、

右者

正月十五日 一主従卅人者有馬 正月十三日ニ参着 三原五郎兵衛尉殿

同日 一同十五人者 右同 平山七兵衛尉殿

自是以下ハ分ケテ十六日ニ載スル也、旧本ハ書ツ、キコレア

リ、季安如此也、但右ノ外米津ニ此十五日着の人々、本田隼

人親紀は家僮八人、山路太郎右衛門二人、吉田新右衛門二

人、上村彌左衛門行定七人、求仁郷四郎左衛門五人、有川治

部左衛門貞隆十三人を隨へ到着せり、又高原士濱田主水佑セ

の内者五人を列れ、田中後藤兵衛か供夫二人も亦着也、

741 「島津久賀従兵時任氏日記」

十五日之朝、久玉之内吉田と申所江船をとり被遊御陣取、

十五日より同廿一日迄日數七日ハ吉田江御逗留候、

有馬城中矢文上ノ寛明日記ノ文ト小異ナルノミナレハ、旁註セシ通り也

742 「北郷久加世別記上文在」

一同月十五日米之津出船、下文在十六日、

743 「蒲生土谷口氏書留」

一今度貴理師且一揆ヲおこすニ付、正月十五日ニ蒲生衆
出水米津參着申候、同廿八日ニ帰宿申候、下文在二月十九日、

十六日庚辰

744 寛明日記云、十六日 將軍家被召九劔大名、島原表未鎮、

各急馳向、不日ニ可誅戮旨被 仰付、或御馬時服等被下
之、土井大炊頭(利勝)・酒井讚岐守(忠勝)・堀田加賀守(正盛)・阿部豊後守(忠秋)

等 上使也、則御暇ヲ賜、鎮西ニ赴ク、大名ニハ

細川越中守忠利 黒田右衛門佐忠之 鍋島信濃守勝成(マコ)

有馬玄蕃頭豊氏 立花飛彈守宗茂 小笠原信濃守長之(マコ)

同名右近大夫忠直(マコ) 有馬左衛門佐康純(マコ) 水野日向守勝茂(マコ)

榊原飛彈守并子息左衛門(職直)テ從父而行、十七歳、望

745 平塞録云、十六日、御目附井上筑後守殿嫡子清兵衛殿同

道ニテ島原へ到着、

746 「摸本村田市助家藏」

「島原軍衆人數差出留上文ハ十五日ニ載ス」

正月十六日 一主從九人ハ 正月十五日ニ參着 本田隼人佐殿「親紀」

同日 一同三人ハ 同日 山路太郎右衛門尉殿

同日 一同三人ハ 同日 吉田新右衛門尉殿

同日八 一同九人ハ 同日 上村弥左衛門尉殿「行定」

同日 一人躰壹人 高原衆中七拾人之内 濱田主水佑殿

正月十六日 一内之者夫丸五人 正月十五日 右人躰之分

同日 一主從六人ハ 正月十五日ニ參着 求仁郷四郎左衛門尉殿

同日 一主從拾四人ハ 正月十五日ニ參着 有川治部左衛門尉殿「貞隆」

正月十六日 一人躰十壹人ハ參着 始良衆中

但人躰廿人之内

一右内衆六人ハ

内三人ハ三人間之夫丸

壹人ハ田野邊弥十郎殿 壹人ハ鎌田宮内左衛門尉

殿 壹人ハ濟藤掃部左衛門尉殿

同十六日 一主從五人 正月十六日米津へ 參着候、 愛甲次右衛門尉殿「廉宗」

一同八人米八斗 久見崎御舟 正月十日
手より出ルニ久見崎
へ着津 新納小右衛門尉殿 【久盛】

一同式人同式斗 右同 右同 加治木松右衛門尉殿

一同四人同五斗 右同 右同 中村源介殿

一同式人同式斗 右同 右同 東郷宗兵衛尉殿

一夫丸式人 正月十六日ニ米津へ
參着候 岡村治右衛門尉殿

右ハ出羽守殿より被立、右被召列候、愛甲次右衛門

尉殿指出有、

一主従九人 船乗廻ニ付頼娃へ
正月七日ニ着津 八木戸左衛門尉殿

右者、米壱石五斗者頼娃御藏より被請取之由候、

一同四人 田中善之丞殿

右者、米壱石五斗ハ頼娃御藏より被請取之由候、

正月十六日 一夫丸式人者 正月十五日 田中後藤兵衛尉殿

正月十六日 一主従式人 正月十六日ニ米津へ 鳥丸兵右衛門尉殿 六左衛門尉殿

同日 一同三人 山城新介殿

正月十六日 一人躰拾人者 正月十六日 佐多衆中

同日 一夫丸五人者 同日 右同

内三人者三人間ニ壱人ツ、夫丸

一人ハ宮里隼人佑 一人者有馬彦藏 壱人ハ□嶋 (消印)

正右衛門尉 (消印) 一人ハ伊畑新左衛門尉 (消印) 二人ハ□畑 (消印)
新左衛門尉

自是以下ハ十七日ニ抄載ス、接テ見ルヘシ、但右ノ外十六日
米津ニ着セシ人々ニハ、二階堂城之介カ内者四人、敷根士高
野傳左衛門等十五人、及ヒ其従者八人、福山士久留弥左衛門
等六十五人、その倅者廿三人、須木士細田彌左衛門等七十七
人と其従者三十八人なり、

747の1

一十六日、加久藤地頭伊地知奎右衛門重政、加久藤衆中
五十人及ヒ其内者四十二人、自分内者三十三人、其外
自力立等二十一人、彼比百五拾人許を召列れて加久藤
を発足し、其夜は羽月西田村に止宿す、

747の2

嶋原立供之人數 右内衆
西田七左衛門尉 久右衛門尉 池上内膳正
長崎与吉 同六介 小原織部助
佐土原六右衛門尉 江平清右衛門尉 山本右左衛門尉

長野正右衛門尉 中馬弥市 荒武権右衛門尉
立久井七介

合十三人

八右衛門尉 増右衛門尉 松介 内匠丞
但馬助 吉右衛門尉

合六人

詰夫十人

惣合人数廿九人

外町衆四人

右三拾三人、左右衛門召列候、名書横折加久藤地頭仮屋ニ有
之、天保九年戌二月見出之、爰に載おく、詳に廿八日・廿九
日の下へ見ゆ、併知へし、

747の3 『在加久藤地頭假屋』

有馬陣立差出

一主従卅二人

右之内

立久井七介 喜左衛門 但馬介

伊地知左右衛門尉 『重政』

源兵衛 助市 休右衛門
山介 吉右衛門

右者正月十六日より同二月八日ニかうつらより被召

帰候、日数老人ニ付廿三日ツ、合日数百八十四日

松岡長右衛門 荒竹弥五右衛門 弥左衛門

清右衛門

右者正月十六日より二月十七日ニ有馬より被召帰候、

日数老人ニ付卅二日ツ、合日数百廿八日

池上内膳亮 彦作

右者ツノ正月□より同二月廿三日ニ有馬より被召

帰候、日数老人ニ付卅八日ツ、合日数七十六日

西田七左衛門 長崎與吉 同六介

長野将右衛門 江平清右衛門 中間弥市

増右衛門 松介 奎之介

彦介 弥介 弓八

彦八 内匠允 八右衛門

久藏 大藏允

右者ツ正月十六日より同三月八日ニ有馬より鹿兒嶋

747の4
『全』

江被帰候、老人ニ付日数五十三日ツ、合九百五十

寛永十八年

谷口次郎左衛門尉印

四日

巳二月十二日

惣合日数千三百四拾二日

伊地知弥右衛門尉印
『重延』

有馬陣立人数差出

一主従九拾五人

加久藤衆中
人駄被官夫丸

桑原寛兵衛内

水間平左衛門尉

二ノ宮平兵衛

木ノ作右衛門尉

西田和泉守内
利介

益山七兵衛内

藤七

田中十左衛門尉

高戸慶左衛門尉

西田和泉守内
権右衛門

右同

半兵衛

坂本郷兵衛内

弥兵衛

楠田平介

川口安房介

郡山傳内左衛門尉

田中休兵衛

右之内
五兵衛

税所利左衛門

奥民部左衛門

黒田三之丞

瀬戸山撰津介

奥郷兵衛

蘭田安左衛門尉

伊地知弥右衛門内

七兵衛

佐土原六右衛門尉

西田和泉守内
小右衛門

合廿四人

右者、刁ノ正月十六日より同二月八日ニかうつらより罷帰候、老人ニ付

日数廿三日ツ、合日数五百五十二日

渋谷長介内

千介

西田治部左衛門内

関右衛門

同名隼人佑内

内蔵之介

岩崎弾之允内

甚兵衛

宮竹越右衛門内

元介

合五人

右者、刁ノ正月十六日より同二月十五日ニ有馬より罷帰候、老人ニ付卅日ツ、

合日数百五十日

長山仲右衛門尉

赤川喜早兵衛内

千介

前田内蔵内

与七

萩原甚介内

弥太介

合四人

右者、刁ノ正月十六日より同二月十八日ニ有馬より罷帰候、老人ニ付卅三日ツ、

合日数佰卅二日

小川千介

林田平内左衛門
西田和泉守内

西田治部左衛門尉
右同

同名隼人佑

宮路藤左衛門

右之内

源兵衛

彦作

谷口弥兵衛

加兵衛

上田弥市

宮竹越右衛門
右之内

赤川喜早兵衛

柚木宮内左衛門

右ノ夫

児玉清左衛門

利左衛門

竹内志摩介

源介

永田主殿介

赤崎内蔵允

東郷作左衛門内
豊前介

蘭田助左衛門

渋谷長介
伊地知弥右衛門内

前田伊兵衛

右之内
金藤

益山七兵衛

弥五介

合廿六人

右者、刁ノ正月十六日より同二月十九日ニ有馬より罷帰候、老人ニ付日数

三十四日ツ、

合日数八百八十四日

前田内蔵之介

右之内
市之介

合二人

右者、刁ノ正月十六日より同三月二日ニ有馬より鹿兒嶋へ為使被參候而、

罷帰候、忝人ニ付四十七日ツ、

合日数九十四日

前田彦左衛門

坂本郷右衛門

右之内

主計助

右ノ夫

千吉

岩崎弾允

東郷作左衛門

右ノ夫

源兵衛

宮内右兵衛尉

右小者

源右衛門

萩原甚介

右之内

川野与右衛門尉

右之内

宗右衛門

金剛坊

西田和泉守

半介

同

孫七

小原織部佑

江平清右衛門

伊地知弥右衛門

右之内

宗兵衛

合廿人

右者、刁ノ正月十六日より同三月八日ニ有馬より罷帰候、忝人ニ付日数

五十三日ツ、

合日数千六十日

桑原寛兵衛

瀬戸山種右衛門

右之内

弓蔵

合三人

右者、刁ノ正月十四日より同三月八日ニ罷帰候、忝人ニ付日数五十五日ツ、

合日数百六十五日

一夫九十一人 衆中 相ノ夫

右者、刁ノ正月十六日より同三月八日ニ有馬より罷帰候、老人ニ付

日数五十三日ツ、

合五百八十三日

西田奎之允 右ノ内 八郎左衛門 赤川弥七郎

合三人

右者、刁ノ二月十七日より同三月八日ニ有馬より罷帰候、老人ニ付

日数廿二日ツ、

合日数六十六日、但有馬江地頭より可参之由被仰候間、

自力ニ而相詰申候、

合日数三千六百八十六日

内六十六日ハ自力ノ衆三人ニ而相詰申候、

寛永十八年

巳二月十二日

谷口次郎左衛門尉印

伊地知弥右衛門尉判

747の5
『全』

有馬立ニ付

檢地寺領衆自力立

加久藤

萩原藤介

右之内

次左衛門

大川豊前守

井上弥左衛門尉

合四人

右者、刁正月十六日より二月十八日ニ有馬より罷帰候、但老人ニ付廿三日ツ、

合日数百卅二日

白坂左京亮

右小者

加右衛門

右ハ、刁正月十六日より二月十九日ニ有馬より罷帰候、但一人ニ付二十四日ツ、

合六十八日

西田大藏正

右小者

与八

井上帯刀長

右小者

万右衛門

赤川兵左衛門尉

右小者

八左衛門

合六人

右ハ、刁ノ正月十六日より三月八日迄、但老人ニ付五十三日ツ、

合日数三百十八日

三口
ノ
日数五百十八日

右同ニ付

一向宗寺領衆自力立

池田八千左衛門小者

源右衛門

蘭田市右衛門内

藤右衛門

中村丹波守

合三人

右ハ、刁ノ正月十六日より二月八日罷帰候、但老人ニ付廿三日ツ、

合六十九日

内田大學介

藪田市右衛門

池田八千左衛門

久米万左衛門尉

合四人

右ハ、正月十六日より三月八日迄、但老人ニ付五十三日ツ、

合百六日

ノ日数三百七日

寛永十八年

伊地知弥右衛門尉判

二月十二日

谷口次郎左衛門尉印

此役ヤ重政附衆中小原織部佑ト家来中馬八右衛門等ヲ
 シテ米銭ノ出入ヲ掌リ、萬取拂張ヲ調置テ、日々此ニ
 記サシム、蓋紙ト卷末ナドハ切廢リ、題号等モ全カラ
 ネド、帳内ソレノ部ヲ分ケ、開卷ニハ米請取方并銀
 子銭ト云ヘル部ヨリ切レ残リテ米拂方、但出入賄ト云
 ヒ、御振舞方ト云ヒ、買物方ト云フ部迄残レリ、唐冊
 ニシテ横折ノ一小冊也、享和三年亥八月中旬、季安堅
 野片平ノ宅ヨリ石川ノ本氏ニ移レル時、諸ノ器物ヲ運
 ベルニ、納戸ノ古棚ヨリ最煤ケタル續小桶ノ中ヲ、煤

打拂ヒ見タルニ、補絹ナドニ雜リテ此帳出タリ、披讀
 ムニ、島原役ノ古帳ト見ヘケレトモ、其頃マデハ重政
 此役ニ立レシ事共家ニ書留無カリケレバ、從兄本田大
 史ニ問ヒタレバ、重政ガ此役ニ立テ功アル儀ハ、史館
 ノ古籍ニ歴然也トテ、粗抄寫シ與ラル、其ヨリ此本末
 ヲ明メンガ為ニ博ク尋、深ク求メテ此纂遺ヲ編メルニ
 至ル、小原織部ハ地頭假屋ノ合壁ニ宅モ賜置レ、重政
 養子、實ハ新納加賀守忠清ノ二男ナリシ、伊地知主膳
 重頼ガ居地頭ノ時迄ハ役人シテ、公私ノ用聞セシ者也、

此帳ニ織部ガ名ノミ殿ノ字ヲ略シ、且買物等逐一點檢スルコト共ニ據レバ、織部佑書記ス帳ニハ疑アラシ、今加久藤預リ小原宗次郎・同次郎助ハ織部ガ子孫也、帳内載スル所ノ事ハ、其日ノニ隨テ分載ス、

但右ノ如ク季安ガ監裁マデヲ以テ、小原織部ガ留シ帳ナラント世ノ好古ノ衆ニモ語リテ、望ノ人ニハ借シタルヲ、往々寫シタル人モ在リタレド、果シテ織部ガ筆トモ猶疑ヲ貽シ居タルニ、天保三年ノ春加久藤ニ居レル我家ノ付郷士伊地知宗之助ガ家藏セシ古文書數十通遣シ見セ、尚外ニモ多カリシヲ漉返シ紙ニセシトノ事ヲ聞タレバ、遺憾ノ餘リ、其秋季安ガ從兄本田親標村右衛門郡奉行見習モテ、加久藤表ニ旅行アリシニ託ラヘ、古来我家ニ隨身セシ附郷士十四竈戸ノ家ノヲ探索シ貰ヘルニ、右ノ宗次郎ガ家ノ物トテ、知行拾八石九斗七升七合ノ名寄ニ、

◇ (甲)

◇ (甲)

承應元年改

知行名寄目録

辰ノ八月廿二日

小原織部

右ヤウ印セシ織部ガ自筆ニ寫オケル帳アリ、手蹟ノ字ノ躰寸分モ右ノ取拂張ニ異ナラス、殊ニ取拂帳二月廿四日御振舞方ノケ条ニ織部ガ消印、右ノ印ト符合セリ、

同日 (消印) (消印)
一 同 一 匆 八 分

(消印) (消印)
あ わ ひ 三 益 ノ 代

右通り手蹟ノ寸毫モ異ナラス能ク相似タル上ニ、印形迄モ符節ヲ合セタルニテ、取拂帳ニ題書・奥ガキ等ノ廢リヌレド、彌以テ織部ガ留オキタル物ニ疑ナキコトヲ、享和三年ヨリ二十九年目研究セリ、因テ余ガ監裁ノ誣ニ非ルコトヲ此ニ再識シ置也、先史重英ノ説ニ、慥ナル文書ハ半分残りテモ跡カラ書ツガル、程ノ物トナン謂レシモ、實ニ然在ル事ト覺ヘ知ラレタリ、

747の7

『季安家藏』

米請取方并銀子錢

正月十六日
一上白米四斗式舂者前掻

加久藤より

同日 一 中白米貳斗者 右同
同日 一 錢貳貫五百文 右同 加久藤より

右者、長野正右衛門殿より請取申候、

同日 一 大豆貳斗ハ 右同

同日 一 錢壹貫文 右同

同日 一 中白米四斗七升三合 羽月より

「以下ハ十八日に抄載ス」

米拂方但出入賄

正月十六日 一 真米貳合五夕 新町之
○與右衛門尉

右者、加久藤より羽月迄中間ニ參候間、一かたけ分相

渡候、

同日 一 同貳合五夕 新町之
○孫七

749の2 「全」

一天草江御供之人数

肝付九兵衛殿 安楽伊豆守 「兼保」

安楽縫殿 「兼時」 新納十右衛門殿

隈元諸左衛門殿 山口宮内左衛門殿

志々目源左衛門殿

新納満右衛門殿

志々目少左衛門殿

同日 右者、加久藤より羽月中間ニ參候間、一かたけ分相渡候、
同日 一 同五合ハ ○帆北覺左衛門尉殿

右者、西田ニ而賄申候、

同日 一 同貳合五夕 ○佐市

右者、西田ニ而賄申候、

「以下ハ十八日に抄載ス」

748 十六日夜 世子府中ニ御着也、午昼大雨と云へり、

749の1 「肝付兼屋從臣緒方主殿覽書」

一同十六日ニ、加世田丸九端帆関舟之頭覺右衛門御舟相

渡候而、御渡海候、下文は、十七日也、

志々目鏡乘坊
安楽主馬殿兼昌

志々目正右衛門殿
吉牟田種右衛門殿

松崎仲左衛門殿
松崎藤左衛門殿

岩城少右衛門殿

安楽貞左衛門殿

前田十郎左衛門殿

丸岡大右衛門殿

日高刑部左衛門殿

徳永慶左衛門殿

緒方主殿

中神治右衛門殿

中野助右衛門殿

前田新兵衛殿

有馬幸兵衛殿

石尻弥右衛門殿

松元助左衛門殿

岩田山右衛門殿

牧之瀬相兵衛殿

加治茂兵衛殿

李田小左衛門殿

勝田主水左衛門殿

中村与七兵衛殿

中村久兵衛殿

伊牟田傳左衛門殿

丸山志摩允殿

山口源右衛門殿

下村軍右衛門殿

勝目安右衛門殿

坂口彦左衛門殿

李田彦右衛門殿

濱崎南右衛門殿

二見但馬殿

矢崎了右衛門殿

池崎權助殿

古江助右衛門殿

黒岩傳内殿

沢相右衛門殿

馬場乘右衛門殿

大山孫右衛門殿

新保佐五左衛門殿

安楽七兵衛殿

中嶋五右衛門殿

中嶋新兵衛殿

志々目新右衛門殿

一御馬

一御中間衆

相左衛門

次郎助

甚右衛門

太郎兵衛

八左衛門 仲右衛門 五郎兵衛 宅右衛門 甚兵衛

一御小者 兵七 「キレテ
不見得」

一五枚帆巻艘 久左衛門 善八 喜右衛門 同 兵太

加子 善左衛門 鎮守園 今村 下堀之内 前之濱

一夫丸 淵田 助左衛門 助八

上堀之内 同 与喜右衛門 平原 下屋敷 永の、 下堀之内

孫助 助次 助七 樋口之 六右衛門 甚吉 十左衛門

松久保 今別府 八兵衛 助左衛門 濱田 内木村 川原

藪 城かのへ 真幸夫 孫一 六郎五

一四枚帆巻艘 舟頭 室田利左衛門、御馬乗せ候而天草之内
久玉参着申候、

右ノ人数ハ、本月十一日ノ差出ニ、主従百六人着津肝付三郎四郎殿ト載セタル内ノ名書ナルベシ、今計ルニ九十四人見得タリ、本
書切レテ見エザル内ニ不足十二人ノ名アリツラン、若クハ脱漏セン乎、
(兼屋)

750 「北郷久加世別記」上文在
十五日

一同十六日、久加久田間へ致着津也、
下文在
十八日

を追付可被召戻も、兵粮漕せ可被申候、大方ニ被仰付、

舟も□ニ往来候者、兵粮され可及大事候、其□物奉行・

舟奉行被居候、此儀折角□合可為肝要と存候、従加世

田・出水□米者、此方へ無談合ニ被漕候へと申、□

751 態以継飛脚申候、仍海上も長閑罷成候間、舟も追々可相

廻候、天草へ繰渡之儀、無油断可被仰付候、左候て、舟 為御存知候、恐惶、

正月十六日次飛脚ニ而遣候、
(川上)
久國

豊後守様
(島津久賢)

喜入摂津守様
(忠政)

北郷佐渡守様
(久加)

渋谷石見守様
(重國)

人々御中

□城番衆より参候御状之御返事御持せ候間、此方より承候へ共、此方ニハ不参候、無心元存、色々見申候へ共、□之内へ無之候、又平戸より之状持せ申候、以上、

去十三日之御状昨晚到来、細々令披見候、

一黄門様御氣色無替儀候、御腫物も膿候而汁流候由、道益被申候、御咽氣御せきも止不申、よなく御寝不成故、殊外御草臥にて候、第一御食前へハ□粥共ニ四度参候、此比者御粥一度ツ、食二度合三度□碗ニ七分ほとつかれ候を、皆参時も御座候、□残事も御座候、節々見上申候、年内よりハ御□被成と見上申候、

何共心遣ニ存候、急度以御使□候間、其刻巨細可申入候事、

□城責之儀、兼松弥五左衛門江戸へ被為着□事、次第可有之と取沙汰御座候、左候へ、程延□衆之兵粮續かね可申候、船を追々御戻候而□遣有へく候事、

□次第二天草へ被繰渡由出水より申来候、□新次郎四郎殿を以御意之通申入候、定而可有御談合と□存候、其趣早々承度候事、

一出水・大口之人数半分可被下置由、江戸より被仰下候、如其可被仰付欵と出合候処ニ、此節者御用心も入間敷候、結句被召残候へハ、隣國之聞得も可惡事、□

□立候而者、可有如何哉と以御状被仰遣候、□状にて如仰、此節者境目御用心も入間敷□次第可被仰付候、其首尾追而賦所迄被仰越候ハ、御返事申候、不相届候哉、無心元存候、大口之番所人も入候間、半分可相立由、加州被仰候、出水ハ成次第御立尤候事、

一新納加賀守殿有馬へ被成御同心度之由被仰候、□之状にて山民少老迄如其申越候、弥御越候、御談合尤

候、尤候、恐惶謹言、

(川上)
久國

正月十六日

(島津久元)
野州様

御報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二一九号文書ト同文ナリ)

753

□衆へ御用候而状遣候、其元にて被見分□次第、方々へ
可被相届候、少も油断有間敷候、文箱三ツにて候、恐々

謹言、

正月十六日次飛脚紫尾筋を遣候、(川上)
久國

出水暖衆中まいる

(表紙)

寛永軍徴 卷十三

十五年正月十七日
至二十五日

寛永軍徴卷之十三十五年戊寅

伊地知委安纂輯

正月十七日辛巳至十五日己丑

754 寛明日記云、十七日

一 島原ノ城代小笠原壹岐守(忠知)・來島丹波守『光重』今日島原へ着、
一天草ノ城代松平主膳・伊東大和守(祐之)・御横目杉原四郎兵衛ヲ被遣所、今日天草へ着、

755 平塞録云、十七日松平伊豆守殿『信綱』・戸田左門殿『氏鉄』ヨリ諸大名

衆へ公義ノ大箇等貸下ル筈(由脱之)ノ被相觸ル、傳曰、江戸ヨリ御目附井上筑後守殿ト上使衆段々相談有リ、所詮仕寄ヲ丈夫ニシテ、大箇ニテ打スクメ、味方ノ人数不損様ニ可下知ノ上意ノ趣ナル故、猶以念ヲ入、大箇不足ノ衆ハ何程ニテモ公義ノ御箇拜借可仕ノ由被相觸ケル、伊豆殿頃日ヨリ料簡ニテ紅毛人ヲ長崎ヨリ招寄セ、大箇鍛錬ノ蠻人ニ申付、城ヲ目ノ下ニ見下シテ一同ニ打立可然ト、左門殿杯其外ノ大名中ニモ蜜々ニ相談有リ、何モ可然由評議一決ス、即長崎御奉行馬場三郎左エ門殿(利恵)へ差圖有テ、川口引舟ノ事ヲ諸大名ノ家老中へ可致相談由、長岡佐渡守へ使者ヲ以申渡サレケル、

756

藤掛氏云上文正月廿六日に抄載する也、扱又嶋原の城無人なりとて、為城代小笠原壹岐守(忠知)・為加番來嶋丹後守(光重)被差籠候、其外長崎表津ノ浦ノ御仕置等、手堅ク被仰付候と云々、一嶋原城代小笠原壹岐守・來嶋丹波守正月十七日嶋原江着、

一天草城代松平主膳・伊東大和守御横目杉原四郎兵衛を被遣事、

757 「薩本島原軍記」

天草之内富岡江、松平主税助殿・伊藤大和守殿御番ニ候

而、從

中納言北郷佐渡守ニ而申候意趣者、御番手御太儀ニ候、天

草之内上津浦江番手之人數、松平伊豆州老より薩摩へ被

仰付候間、為物頭嶋津豊後守・喜入撰津守・入来院石見

守・北郷佐渡守召置候、御用可被仰付と申候御返事ニ、

御用之儀者可被仰付と御座候、下文ハ廿六日ニアリ、

758の1 去る十五日より同二十一日までの間日數七日は、天草久

玉の内吉田に、大將島津豊州久賀・談合衆喜入撰州忠政

等薩衆を將ひて陣を取り、妖賊の山々／＼に潜匿れるも

のをバ、弓・鉄炮・手鎗をのれ／＼の得道具を持登りて、

此日より狩られけれハ、暫くハ在陣もあらんとて、此日

軍衆に七章の律令を示されし、去ありて、山に狩られし

事とも久賀の從兵時任某か日記、あるは忠政の從士小川
監物が日記などに左の如く見得たり、

758の2 「久賀從兵時任氏日記」

天草ニ而被仰出御法度

一御下知被相背間敷事、

一鉄炮、山ニ而も里にても一圓うたれ間敷事、

一付かちのものハ不依上下、如薩摩歸可申事、

一山々可有狩時者弓・鉄炮可被持事、鎗ハ手鎗之外被持

間敷事、

一當在所之外曾而出間敷事、

但用所有之候て可出者ハ手形以可通事、

一不依何色地下人借用曾而停止之事、

但或ハ家牆ヲコホチ、戸壁を切くつし、火を付たと

仕間敷事、

一在郷ニ入濫妨停止之事、

一自然夜中によらず、俄さハき事可有之時者、其與之陣

場へ可被相揃事、

正月十七日

758の3 「忠政從兵小川監物日記」

一十七日ニ衆揃有り、左候て天草衆山へ籠居候、其内ニキ
リシタン深く隠居候ヲかり出シ、生取ニ可被成之由候
て、山へ大かり有、隠人なし、十八日よりハ残山々
ヲ嶋のほりせき認之賦なり、加世田衆四十人、
一伊地知重政も主從三十五人にて、加久藤を領して、此
日羽月より米之津に到着し、差出をもて兵糧を取れり、
但此は衆中共の差出と見へたり、

759 『副本在加久藤地頭假屋』

嶋原立人数差出

一人躰五拾人

加久藤衆中

一内衆四十二人

内耆人ハ衆中三拾九人相中之夫

残而式拾九人者 伊地知弥右衛門尉六人 西田和泉

守六人 河野与右衛門尉四人 宮内右兵衛尉三人

谷口弥兵衛尉二人 前田内蔵助二人 東郷作左衛門

尉二人 瀬戸山撰津介耆人 前田彦左衛門尉耆人

宮竹越右衛門尉耆人 萩原甚介耆人

右衆中今十七日之晚ニ米津へ着也、飯米被御引付取候、

以上、

刁正月十七日

伊地知奎右衛門尉

村田郷左衛門尉殿

猪俣猪右衛門尉殿

760 「重政付衆中小原織部佑取払帳」

米拂方但出入賄

詰衆
一真米耆舛ハ

小原織部佑

右者正月十六日之晚より同十七日之朝迄賄、同十七

日之晚より引飯米ニ、出水ニ而付申候、以下在二十一日、

761 『正文在馬關田噺中』

指出

一馬関田より人駄拾人、夫卷人、右十人之内野村三郎兵衛尉主従二人、齋藤五兵衛殿主従二人、合而十三人、

〔寅カ〕
丑ノ

正月十七日

762 〔伊勢貞昌與力有川喜左エ門貞亮書上、十四日、〕

江戸御發足、道中御急候処、駿河へ御着候時分大雨にて、あへ川・大井川出渡り無之、兩日駿河へ御逗留、鍋嶋殿嶋田へ逗留被成延引候ニ付、道之手廻にて御通之由相聞得、駿河より御手廻り十五人、何もから尻御陸衆相〔兵部殿手廻主従四人・小姓一人・さうり取一人・我等与力ニ而一人、兵部殿へのり物、我へから尻、左候て御右筆衆無之、与力役御右筆役相勤供申候、頼娃左馬殿御使衆一人にて候、代官新納大藏殿一人、其外ハ手明、道中夜通しニ御通り候、御供衆ハ思ひくゝに手から、とくニ御賦之衆ニ而無之候へ共、伏見・大坂にて追付被申、直御船ニめし、嶋原之こくとく御候、下文へ二、月十四日にのする也、

763

此日、阿部川・大井川ともに昨昼程よりの大雨に水いと溢れて涉なければ、御供の土相良兵右衛門祐秀、試に徒ヨリ涉りて瀬踏せしとなん、西藩野史に詳なり、

764 〔肝付兼屋従臣緒方主殿日記〕

一同十七日ニ五枚帆曳船御渡しニ付、御舟ニ乗不申候、人数安楽縫殿介殿主取ニ而候、我等ハ賄役ニ而召置候ニ付、今日出舟申候、天氣之内久玉江着津也、一兼屋様、長崎之内宮之浦之三の口云所へ御一宿候而、十七日ニ御出舟被遊、天草久玉へ御着候、舟ニ御一宿也、舟路八里、

765 〔在馬関田囁中〕

指出

一馬関田より人駄拾人在卷人

右十人之内野村三郎兵衛尉主従二人、齋藤五兵衛主従二人、合而十三人

〔寅カ〕
丑ノ正月十七日

766 二之帙正文在長倉七郎左衛門

祐秀少監物丞
兵右衛門

寛永十五年正月十五日、太守光久様御在江戸之時節、九州肥前之内嶋原ニ一撥蜂起して籠城ニ付、御下向之砌、殊外大雨ニ而、大井川大水によつて渡相留る、御急ぎ之故、伊勢兵部(貞鳥)少輔殿仰ニ者、誰そ若き衆之間、此川の瀬ふミ行れ候、とあるに、生年二十三の時、任仰ニなんなく川を渡り申と也、度々於御前に無比類之候、出合御感有之、

767

尚々有馬より昨日も到来御座候、今程ハ城責無之由申候、此方人数も去十四日より天草之ことく、次第ニくり渡し之由申候、以上、

去十四日之御状昨晚到来、令披聞候、

一黄門様御氣色然々無御座候、高崎伊豆守殿上洛被下候間、口柄可被聞召候、

〔之雑説之様子、何之かたもなき儀候哉、目出度候、伊東殿被為通之儀ハ此元へも聞得候、

〔ニ仕上舟五六艘居申候、隣國米仕上無之候間、□哉

と被仰候、御使衆物奉行へ致談合候、□被召上可

然候ハ、上方御借銀無之候て、江戸□之由相聞得

候ハ、已後之舟ハ御談合可入□、早々出合□由

□候、恐惶、

正月十六日

(川上)
久國

仁藏人殿御報

768

□申越候、仍次第ニ琉球米漕舟可相上候、其□を直ニ如出水相廻候様ニ堅可被申付候、有馬陳□船引候ハ、兵粮續間敷候間、一刻も急乘廻候様ニと稠可申渡候、米之上荷を少おろし置、足からくなし可相廻候、上荷おろすへき時者、颯娃・指宿・山川衆中一兩人ツ、出合候ておろし可被置候、恐々謹言、

正月十七日

(川上)
久國

指宿 山川 颯娃

衆衆中

□度申越候、仍御使衆・物奉行衆以□被為申候者、軍衆兵糧續かね、□軍衆水手合三萬近御座候、□五十石充入候、万□四千五百石入候、□之米者、多分仕上_三成候、内輪之米□仕_三成候て多も不殘候間、先二番立之

□者被成御帰、一左右次第可被立由、其許より被仰候て可然候へん由被申候、陳之御出合彼是不存候へ共、菟角兵糧者續かね可申由出合候まゝ申候、如御談合候て、跡立之人数者可被召留候、惣而從上使も其分可被召渡由被仰候つれ共、自然急□有馬之城攻もや可被成、御當と為御用心多人數可被召渡由、御談合候、從野州老被仰越候も、今程城攻之御沙汰無之由候、□然者先跡立衆被召婦可為肝要と存候、□談合次第たるへく候、恐々、

正月十七日

(川上) 久國

吉利下総守殿

川上彦左衛門尉殿

平田民部少輔殿 是枝喜右衛門尉殿

岩切六右衛門尉殿御宿所

□申越候、然者加治木之御番、蒲生・山田・吉田衆此中被仕候、然處_三今度嶋原立_三而無人_三て不審之由候間、帖佐被相添候間、右四ヶ所談合候て可被相勤候、為其如斯候、恐々、

正月十七日

(川上) 久國

帖佐 蒲生

山田 吉田

噯中

此日、阿部川昨日の大雨に溢れて涉なし、世子の公に書を進せらる、

急度致啓上候、然者嶋原之儀ニ付、九州衆不殘今月十二日ニ御暇被遣候、從 御城直ニ被立立候衆御座候、大晦略

十二日之夜半被打立候、吾等儀へとかく不被仰出候間、

(貞息)

翌朝以伊勢兵部少輔御年寄衆へ得御意候処ニ、十三日之

昼程 御城江被召寄、御暇被下候、則十四日之晝打立申、

駿河府中迄十六日之晚罷着候處ニ、昼程より大雨ニ而阿

部川以之外出来申候、渡り不罷成ニ付、十七日者此地江致

772 『模本村田市助家藏』

〔島原軍衆人數差出留上文へ十七日、
分載ス〕

正月十七日 一内衆四人者 正月十六日参着候、二階堂城之介殿

同日 一人躰八拾人者 都之城衆

一又小者夫丸七十屯人

内廿三人者三人間之夫丸

八人者玉葉持夫

四十人内十三人津曲狩野介 九人古壘四郎右衛門

二人赤池文右衛門 二人福留七右衛門尉

二人佐渡諸右衛門尉 二人松山宮内左衛門

二人来住正右衛門尉 二人師々目弓右衛門尉

二人龜澤長右衛門 二人野崎新介 二人村田

筑前守

正月十七日ニ米津へ参着 吉松衆中
一人躰三拾人者

同日 一悴者夫丸廿式人者 右同

内八人ハ三人間之夫丸

十六人者

内六人者秀真坊 四人者中原土佐守 式人者前

滞在候、渡り御座候ハ、夜中ニ成共打立可申候、大名衆
皆々から尻ニ而、人をも不列上りの躰ニ而候間、吾等年若

ニ而緩々と仕候而ハ、江戸の聞へ如何ニ候間、從爰元供之

者三人ほと騎馬ニ而召列、から尻ニ而大坂迄被上るへき

よし候覺悟候、就其はや御國之人數之儀、有馬表之上使

より為被申越由、御年寄衆より被仰候、定而可罷渡候、

於 猶大坂承合、いまた御國之人數有馬へ不参候ハ、如其

元早々罷下、人數被召列尤ニ候、又有馬へ人數参候ハ、

直ニ彼表江参り候へと、御年寄衆より被仰聞候間、致其覺

悟候、吾等出陣仕上者、御國之衆不殘可罷立候、就中御

馬しるし今度申請、高麗以来之御佳例ニ持せ申度候間、

被仰付可被下候、委細之段者伊勢兵部少輔其元家老衆へ

可申遣候間、不能詳候、誠惶誠恐敬白、

薩摩守

(島津) 光久

正月十七日

進上

黄門様

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二一九三号文書ト同文ナリ)

田七介 一人者井之口太兵衛 一人者中村九郎兵衛尉 一人者西惣兵衛 一人者種子田内

藏助

一人躰十三人 正月十七日ニ米津へ 勝岡衆中

一右夫丸四人ハ三人間之夫

正月十七日 一人躰十五人者正月十六日ニ着津 敷根衆中

同日 一悴者夫丸八人者同日 右同

内五人者三人間之夫丸

三人者 内二人者高野傳左衛門尉 一人ハ猿渡弥

右衛門尉

同日 一人躰七拾人 正月十七日ニ米津へ 栗野衆中

一悴者夫丸三拾老人

内十六人ハ人躰三人間ニ老人ツ、之夫丸

十五人者 三人ハ阿多筑後守殿 三人ハ前山刑部

左衛門尉殿 四人ハ中馬丹後守殿 式人ハ原田

左近将殿 三人ハ宮越賀兵衛尉殿

正月十七日 一人躰拾七人 正月十七日ニ米津へ 山田衆

一悴者夫丸九人 右同

内式人ハ宮永喜兵衛尉殿 老人ハ郡山伊与守殿 老人ハ池田為兵衛尉殿

正月十七日 一人躰式拾人ハ正月十三日ニ米津へ 倉岡衆中

同日 一夫丸七人ハ右三人間之分 右同

同日 一人躰六拾五人ハ正月十六日米津へ 福山衆中

同日 一悴者夫丸式拾三人

内拾人ハ三人間ニ老人分

式人ハ久富弥左衛門尉殿 三人ハ指宿佐藤兵衛尉

殿 式人ハ和田主殿助殿 老人ハ平原永右衛門尉

殿 老人ハ松下清左衛門尉殿 一人ハ渡邊權之介

殿 一人ハ真方兵右衛門尉殿 一人ハ赤崎平右衛

門尉殿 老人ハ尾賀藤弥左衛門尉殿

正月十七日 一人躰式拾五人ハ正月十七日ニ着津 小根占衆中

一悴者夫丸廿三人ハ 右同

内八人ハ三人間之夫

十五人ハ 内九人ハ長山休介殿 八人ハ礪永

左衛門尉殿

正月十七日 一主從九人者 右同日 喜入舍人佐殿

同日
一人躰八拾五人者右同日

國分衆中

一倅者夫丸百卅四人ハ

内六人ハ卅石より下三人間一人ツ、ノ夫

百拾九人ハ卅石より上之衆之倅者

内

四人ハ町田甲斐守殿 二人ハ徳持市兵衛尉殿 一

人市成弥右衛門尉殿 一人ハ楠元新二郎殿 五人

ハ有馬清左衛門尉殿 三人鎌田新左衛門尉殿 二

人松下萬左衛門尉殿 二人岩切与兵衛殿 三人南

雲新二郎殿 二人川野郷左衛門尉殿 一人肥後孫

左衛門尉殿 二人市成喜左衛門尉殿 一人三宅七

兵衛尉殿 二人外山喜兵衛尉殿 四人者吉田二郎

右衛門尉殿 二人東郷五郎兵衛尉殿 一人津曲七

兵衛尉殿 二人酒匂久左衛門尉殿 五人服部左近

右衛門尉殿 一人平田利右衛門尉殿 一人中馬分

右衛門尉殿 二人家村三十郎殿 六人ハ堅山郷兵

衛尉殿 五人伊瀬知出泉守殿 四人斎藤為左衛門

尉殿 四人ハ矢野助吉殿 四人曾山源五郎殿 二

人宮原二郎兵衛尉殿 二人堀切治部左衛門尉殿

一人宇田讚岐守殿 一人岡元吉蔵殿 二人左田十

左衛門尉殿 三人山内對馬允殿 二人肥後彦二郎

殿 二人存堯坊 二人石塚七左衛門尉殿 二人ハ

野村伊賀守殿 三人長崎六郎三郎殿 三人大迫四

郎兵衛尉殿 五人安染伊与守殿 二人有馬万兵衛

尉殿 二人勝目八右衛門尉殿

自是以下ハ分チテ十八日ニ載ス、右ノ外十七日米津ニ到着セ

シ輩ニハ、大始良士二十三人・供夫十一人、田代士十人・供

夫四人、隈城ノ後レ立十九人、頼娃士八十人・從隸七十一人、

恒吉士遠矢彌吉等二十五人・從夫十人、日當山土横山彌兵衛

等十三人・内者四人、飯野士肥後民部左衛門等六十六人・從

夫四十三人、馬関田士野村三郎兵衛等十人・從夫三人、踊士

平山仲兵衛等十三人・供夫七人、高原士六十九人・供夫七人、

山之口士伊集院久右衛門等十人・供夫四人、小林士北原雅樂

助等六十五人・供夫五十九人、諏訪神七兼□家僅五十七人、

曾於郡士本田甚吉等二十人・供夫十五人、野尻士五十人・供

夫十人、眞幸吉田士弟子丸市左衛門等二十人・供夫二十二

志布志士田原彦左衛門等四十人・供夫二十三人、清水士國分

佐左衛門等七十二人・從者二十二二人、蒲生士松下源五左衛門

等百四十人・從僕百二十五人、庄内高城士新甫市左エ門等六

十人・從者四十八人、高岡士本田次郎兵衛等五十人・從者百

三十七人、高山士海江田十兵衛等百十人・從者九十人、横川

士稻留與兵衛等三十人・從者三十一人、穆佐士吉野監介等三

十八人・從者廿人、串良士奥郷兵衛等五十人・從者三十一人、

垂水臣川上主殿介久清等二十人・從者四十二人、谷山士木脇

三右衛門祐為等七人・供夫六人、志布志士岩崎三五郎等十二

人ノ相夫四人、顯娃士田中六郎右衛門及ヒ内者三人到着セリ、

十八日壬午

773の1

平塞録云、十八日、上使衆書附ヲ以諸大名中ニ上意ノ
(趣)
赴并道造等ノ儀相觸ラル、

773の2

一上意之趣筑後守へ被仰渡候事、

一皆以一同に可申合事、拔掛ニ何事茂致間敷事、

一柵を第一、築山ヲ第二、其後仕寄道具之事、

一道作、老萬石ニ老人出候事、

一石火箭・同玉葉貸可被下候事、

一鑄物師ニ申付、玉鑄候事、

一仕寄之張番を弥可被入念之事、

一引舟之事、但唐舟參候付ての事也、此方より舟ハ不出

候事、

一寄手築山一所ニ百目之筒式挺・合葉百貫目、

右、上様より被仰付候間、中坊長兵衛殿・鈴木三郎四

郎殿へ筒・玉葉之儀可申達候事、

以上

773の3

今日細川越中守忠利城州伏見ニ到着ス、詳ニ二十六日
ノ下ニ見エタリ、

774 『評定所案文留』

覺

一楯之板式三千枚

長四尺四五寸

は、三尺四五寸

厚式寸ノ内外

何にても

正月十四日

右者、松平伊豆守殿より御書出候、嶋長崎ニ而御調候、

楯之板此寸尺ニ而候、数者成次第可被相調候、急用候

間、不削共不苦之由候、其心得尤候、以上、

正月十八日

川上左近将監(久國)

出水噯衆中

775 急度申入候、仍而今度之軍衆都合式萬程之御賦ニ而候處

ニ、皆々心次第ニ大勢召列候故、軍衆・水手合三萬程も可

有之由、賦衆大方かんかへニ而被申候、米も僅五千石御

座候、「欠」人数一月之兵糧充候、其内はや廿日分相渡候、

「欠」され可申候間、之人衆被召殘候欵、肥前・肥後などへ

「欠」御借用欵、急と可有御沙汰由物奉行被申候、承候而

「欠」就其日向庄内・肝付表・根占などの衆者可召留「欠」、

餘り大勢被召列候衆を者殘シ被召「欠」談合尤候、恐惶謹言、

正月十八日次飛脚にて被遣候、(川上)久國

豊後守様(島津久賀)

喜入撰津守様(忠政)

北郷佐渡守様(久加)

渋谷石見守様(重國)

山田民部少輔様(有榮)

新納加賀守様人、御中(忠清)

776 『谷山土有馬氏藏』

手形留

一真米拾式石六斗者先かき

一赤米七石九斗者右同

右者、今度天草立ニ付、正月十八日より二月七日迄日

数廿日分引飯米とシテ可被成御渡候、但御噯衆任差紙

如斯候、以上、

寅正月十八日

五代助五郎

野元種右衛門尉

黒川民部左衛門尉

谷山衆中

人躰百廿六人

右同 小者七十九人

777 小川監物天草久玉に在陣せし時の日記

十八日よりハ残山くヲ嶋のほりせき駈之賦なり、加世

田衆四十人、

右同

一同老舛者

○ ○ ○ ○ 長前之
西市之丞

右者、正月十六日之晚より同拾八日之朝迄、羽月より

米之津迄賄候、

北ノ園之

一同式合五夕

○ 後藤

右者、出水米津ニ而一かたけ賄申候、
『重政譜代ノ家臣ニ帆北後藤ト云モノ居レリ、此ナルヘシ』

一同八舛者 狩代ノ夫

長江浦之下ノ園之 同樋口之
久作 七郎

伊地知重政付衆中小原織部萬取拂帳米請取方之部
正月十八日 一真米壹石五斗五舛
出水米之津
右主従老人分之内引飯米
正月十八日 一赤米壹石五斗五舛
出水之内 米之津

右主従三拾老人之内式拾日飯米之引方

「已下略之」

「右同帳」

米拂方但出入賄

「上文在十六日」
一真米七合五夕
西田之
○ ○ ○ 源七

右者、羽月より出水米之津江送夫ニ参候間、正月拾七日

之朝より同十八日之朝迄賄申候、

一同七合五夕
○ ○ ○ 喜左衛門尉
西田之

右同

一同七合五夕
○ ○ ○ 助市
西田之

779 『撰本村田市助家藏』

「島原軍衆人數差出留上文ハ載于十七日」

正月十八日 一人躰廿五人但人躰三十内
正月十七日ニ米之津ハ参着候、
恒吉衆中

同日 一夫九拾人ハ

右者、正月十七日之晚より同拾八日之朝迄、三ヶ村より狩代ニ参候夫賄候、

「以下抄載于二十一日」

同東之 同西之
新次郎 八兵衛尉
同中間之 中福良ノ川北ノ
弥右衛門尉 内蔵介
同川北ノ 粟下北川
新六 孫作

内九人ハ三人間之夫

一人ハ遠屋弥吉殿

同日
一人躰十三人ハ 正月十七日ニ
米之津ハ着津

日當山衆中

一倅者夫丸四人ハ

内式人ハ三人間之夫

式人ハ横山弥兵衛殿・山下傳次郎殿壹人ツ、被召

列候、

一人躰六十六人 同十七日ニ

飯野衆中

一倅者夫丸四十三人

右同

内十八人ハ三人間ノ夫

廿五人ハ

内
三人肥後民部左衛門尉殿 二人肥田木勘左衛門

尉殿 四人大川平久兵衛殿 一人池田傳右衛門

尉殿 一人児玉才兵衛尉殿 二人伊地知助兵衛

殿 一人荒武藤兵衛殿 二人野田狩野介殿 一

人奈須宗兵衛尉殿 二人淺稻二兵衛殿 一人本

田雅楽助殿 二人加藤七右衛門殿 一人堀七左

衛門尉殿 一人黒木惣左衛門尉殿 一人隈元隼

人佐

同日
一夫丸式人 正月十七日米之津ハ
参着候、

曾木衆中

内一人ハ崎山了兵衛殿 一人窪田新左衛門尉殿倅者

有馬ハ、
一主従三十五人 正月十七日ニ米之津
ハ参着候、

伊地知奎右衛門尉殿

同日
一人躰五十人 同

加久藤衆中

一倅者夫丸四十式人

内十三人ハ三人間之夫丸

式十九人

内

六人ハ伊地知弥右衛門尉 六人ハ西田和泉介

四人川野与右衛門尉殿 三人ハ宮内右兵衛尉殿

式人谷口弥兵衛尉 式人前田蔵助 式人東郷作

左衛門尉殿 一人瀬戸山津介 一人前田彦左衛

門 一人宮竹越右衛門尉 一人萩原甚介

正月十七日
一人躰七拾七人者但九十人之内
正月十六日
須木衆中

同日
一倅者夫丸卅八人者

内十三人ハ三人間之夫丸

廿五人内 一人細田弥左衛門尉殿 一人蘭牟田佐

渡守殿 一人圓真坊 二人築瀬李之丞殿 一人平

野弥四郎殿 一人川畑采女正殿 一人金松丹後守

殿 一人川畑雅樂助殿 一人深瀬肥後守殿 一人

長田出泉守殿 一人高牟礼伊豆守殿 一人松下利

左衛門尉殿 一人内山民部左衛門尉殿 三人古藤

田主膳守殿 一人上野隼人佐殿 一人仙鏡坊 一

人上野織部佑殿 一人花堂郷左衛門尉殿 一人井

上源右衛門尉殿 一人長井筑後守殿 一人留永貞

右衛門尉殿 一人権屋飛驒守殿

正月十八日 一人躰拾人者 正月十七日ニ參着候、馬関田衆中

同日 一悴者夫丸三人者

内卷人ハ三人間之夫丸

二人ハ野村三郎兵衛尉殿・斎藤五兵衛尉殿卷人ツ

、被召列候、
正月十八日 一人躰十三人ハ（參着） 踊衆中

一悴者夫丸七人

内四人ハ三人間ノ夫也

三人ハ

内二人ハ平山仲兵衛尉殿 一人津曲幸右衛門尉殿

一人躰六十九人但七十人之内同日 高原衆中

一悴者夫丸七人ハ三人間ノ夫也

右高原衆、十日飯米渡、

一人躰式人 正月十八日ニ被打立候、出水衆中

一悴者夫丸七人

内四人ハ指宿内藏助殿「忠易」 三人ハ同盛左衛門尉殿「子」「右」「忠能」

正月十八日 一人躰拾人者正月十七日 庄内

一悴者夫丸四人

内三人ハ人躰三人間之夫丸

一人躰六十五人正月十七日ニ 小林衆中

一悴者夫丸五十九人

内式十人ハ三人間ノ夫

廿九人ハ 内拾人北原雅樂助殿 八人押川新左衛

門尉殿 七人ハ松元彦左衛門尉殿 七人野邊外記

殿 七人大脇民部左衛門尉殿

同日 一主従五十八人ハ（參着候、） 諏方神七殿

同日
一人躰貳拾人 同日ニ參着 曾於郡衆中

一悴者夫丸拾五人

内六人ハ三人間之夫

四人ハ本田甚吉殿 三人ハ細山田喜右衛門尉殿

二人ハ稻留喜左衛門尉殿

一人躰五十人 正月十七日ニ 野尻衆中

一右夫丸十人

正月十八日
一人躰貳拾人者正月十七日 真幸 吉田衆中

一悴者夫丸廿二人

内六人ハ三人間之夫丸

十六人ハ 内十三人ハ弟子丸市左衛門尉殿 三人
【宗方】

ハ堺田五兵衛尉殿

同日
一人躰四拾人ハ正月十七日ニ米津へ 志布志衆中

一悴者夫丸貳拾三人 右同

内十式人ハ三人間之分

十式人ハ

内
式人ハ田原彦左衛門尉殿 式人ハ岩崎弥太郎殿

式人ハ高孫右衛門尉殿 式人ハ川畑平右衛門尉殿

老人阿多源五郎殿 老人ハ池江休兵衛殿 四人ハ

東郷刑部左衛門尉殿

正月十八日
一人躰七拾式人正月十七日ニ 清水衆中

一悴者夫丸貳拾式人 右同

内六人ハ三人間之分

三人國分佐左衛門尉殿 式人高橋平右衛門尉殿

老人古川權之介殿 老人平峯郷兵衛尉殿 老人阿

多内藏丞殿 老人安田孫七郎殿 老人安田七郎左

衛門尉殿 老人濱田右京殿 老人稻留藤右衛門尉

殿 老人鮫嶋隼人佑殿 老人小濱掃部左衛門尉殿

老人池田吉兵衛尉殿 老人小能新吉殿

一人躰百四十人正月十七日 蒲生衆中

一悴者夫丸百廿五人

内四十式人ハ三人間ノ夫

八十四人

内
十人松下源五左衛門尉殿 五人川崎織部助殿

四人土持仲左衛門尉殿 四人野村新兵衛尉殿

四人有村隼人助殿 四人帖佐軍八殿 四人谷口

助右衛門尉殿 四人長野助左衛門尉殿 五人竹

内次郎兵衛尉殿 四人川内盛右衛門尉殿 四人

野村与右衛門尉殿 四人藤主膳正殿 四人谷山

諸右衛門尉殿 四人酒匂吉右衛門尉殿 四人小

山田對馬守殿 四人川崎季之丞殿 四人山元喜

左衛門尉殿 五人上村清左衛門尉殿 五人馬渡

勘解由左衛門尉殿

一人躰式拾人 正月十八日 百引衆中

一夫丸七人八三人間夫

内七人八三人間夫

老人八堅持驗右衛門尉殿

右之衆へ十日飯米可被相渡候、

正月十八日 庄内 高城衆中
一人躰六十人 正月十七日

一悴者夫丸四十八人

内十八人八三人間

三十人

内十一人新甫市左衛門尉殿 五人税所因幡守殿

六人肥田木備後守殿 五人佐多浦権左衛門尉殿

老人吉田与七左衛門尉殿 一人重信松右衛門尉

殿 老人久永仲次郎殿

右者書右同、

一人躰式拾人 正月十八日 東郷衆中

一悴者夫丸十式人

内六人八三人間ノ夫

六人八 内式人八川上右京亮殿 式人八外山与兵

衛尉殿 式人八根占久兵衛尉殿

右、十日飯米渡、

一人躰五十人 正月十七日 高岡衆中

一悴者夫丸百卅七人

内四人八三人間ノ夫

百卅三人

内十八人本田次郎兵衛殿 十五人米良豊前守殿 十

二人宇都藤左衛門尉殿 七人如意坊 七人宫里右

京亮殿 七人比志嶋彦三郎殿 六人二見太兵衛尉

殿 四人上井甚左衛門尉殿 三人森久右衛門尉殿

三人是枝長左衛門尉殿 式人鈴木清次郎殿 二人

野村助四郎殿 式人有屋田善左衛門尉殿 二人堀

正介殿 式人児玉十左衛門尉殿 二人大久保源右

衛門尉殿 式人竹田善右衛門尉殿 二人堀十左衛

門尉殿 式人松岡郷兵衛尉殿 二人加世田孫兵衛

殿 式人甲斐権之介殿 式人青山治右衛門尉殿

式人入田喜左衛門尉殿 式人荒田八郎右衛門尉殿

式人石上平左衛門尉殿 式人中村与次郎殿 式人

満尾万右衛門尉殿 式人吉ヶ郷佐介殿 三人栗屋

千左衛門尉殿 式人市来善介殿 式人山口平四郎

殿 一人山元隼人助殿 一人瀬口喜左衛門尉殿

一人本田弥七左衛門尉殿 一人中倉七郎右衛門尉

殿 一人松下五兵衛殿 一人谷口四郎左衛門尉

一人石上五右衛門尉殿 一人谷口六弥太殿

右、十日飯米渡、

一人躰百拾人 正月十七日ニ米之津參着候、

高山衆中

一悴者夫丸九拾人

内四人ハ三人間ノ夫

八十六人ハ

内拾人海江田十兵衛殿 八人日高小平次殿 五人

大迫弥兵衛殿 六人川俣九郎右衛門尉殿 四人

日高新左衛門尉殿 四人山下大仁殿 四人市来

長左衛門尉殿 三人小野原志摩助殿 三人吉井

掃部兵衛殿 三人以益 式人秀存坊 式人大林

坊 式人山之内彦七殿 式人宇都縫殿助殿 式

人日高彦太郎殿 式人宫里吉兵衛殿 式人吉田

宇右衛門尉殿 式人柏原善左衛門尉殿 式人泉

養坊殿

老入ツ、津曲諸兵衛殿 黒木四郎左衛門尉殿

森屋民部左衛門尉殿 伊東盛右衛門尉殿 野元

治右衛門尉殿 池袋彦兵衛殿 同名彦八郎殿

上田権之允殿 圖師萬左衛門尉殿 柏原久次郎

殿 福屋彦兵衛殿 四元次右衛門尉殿 慶存坊

成合有右衛門尉殿 浅倉藤十郎殿 迫水善左衛

門尉殿 竹井喜七殿 蒲生縫殿助殿

右之衆ハ廿日飯米渡候、

内浦土白坂氏譜云、大學坊篤辰、法号以益、年五十五、息勲

左エ門簾詣、二十一之時、寛永十五戊寅年、肥前島原一揆ニ

付、父子罷立候處、島原落城ニテ出水ヨリ帰宅也トアリ、大

学坊ハ寛永十三年ヨリ内之浦噺ニ移サレシカトモ、此軍行迄

ハ内ノ浦尚高山ニ屬キテ外城ニ立ザリシ事、以益高山衆ニ載

ルヲ以想ヒ知ラル、也、且落城ニテ帰ルトハ誤ナルヘシ、兵

糧足ラス、肝付方ノ衆ハ減シ帰サレシ赴ニコソ見ヘツレ、前

文久國ノ狀ナト併セ知ヘシ、

一人躰三十人

横川衆中

一悴者夫丸三十屯人

内六人ハ三人間ノ夫

廿五人ハ 内六人稻留与兵衛尉殿 式人折田新右

衛門尉殿 三人山下傳右衛門尉殿 式人武山後藤

兵衛殿 三人一言坊 屯人ツ、ノ衆林采女正殿

児玉千右衛門尉殿 下村主計助殿 野田善右衛門

尉殿 加塩監物殿 津曲二右衛門殿 猪ヶ倉助十

郎殿 高橋采女正殿 酒匂新左衛門尉殿

右、十日飯米渡候、

一人躰三十八人正月十七日ニ

穆佐衆中

一悴者夫丸式十人

内十人ハ三人間ノ夫

十人ハ

内三人吉野監介殿 屯人ツ、小田右京殿 阿万与

三右衛門尉殿 森太郎兵衛殿 二見萬右衛門尉

殿 四位大藏殿 中村主膳正殿 大迫盛兵衛殿

正月十八日

一人躰五拾人者津へ参着候、

申良衆中

同日 一悴者夫丸三拾一人

内十四人ハ三人間之夫丸

十七人ハ 内四人ハ奥郷兵衛尉殿 三人ハ木脇藤

七兵衛殿 二人ハ肥後孝左衛門尉殿 三人ハ山路

与左衛門尉殿 屯人ハ中村正兵衛尉殿 屯人ハ是

枝三右衛門尉殿 屯人ハ宮路長吉殿 屯人上村主

馬丞殿 屯人町田安房介殿

右者、拾日飯米相渡候、

正月十八日

一人躰廿二人正月十七日ニ米

女善様家中 垂水衆中

同日 一悴者夫四拾二人

内五人ハ三人間ノ夫也、

780 『正文在蒲生有馬氏』

覺

三十七人ハ 内廿三人ハ川上主殿助殿 四人ハ新

納外記殿 四人ハ田中九左衛門尉殿 四人ハ川崎

藤兵衛殿

一人ツ、川上四郎左衛門尉殿・伊集院藤左衛門尉

殿

右者、十日飯米相渡候、

正月十八日
一人躰拾七人者人躰九十人之丙

伊集院衆中

同日
一右夫丸六人者三人間ノ夫也、

同日
一人數三拾五人者

三原左衛門佐殿内衆内

右者、廿日飯米相渡候、

自是以下十九日ニ分載ス、接續シテ見ルヘシ、右ノ外十八日

米津着ノ輩、田中善兵衛六人ヲ隨ヘ、谷山土百廿六人・供夫

七十九、指宿土百十一人・供夫五十二人、高江土一人、此等

ナリ、

○谷口助右衛門尉殿六左衛門尉殿
下人

○野村新兵衛殿喜右衛門尉殿
下人

○相良古右衛門尉殿九左衛門
助

○小山田對馬守殿新吉
下人

○元野大学介殿

○同名老岐守殿

○赤塚主水佑殿

○松田早兵衛殿

○赤塚源太左衛門尉殿下人
助左衛門

○竹之内二郎兵衛殿下人
善兵衛

○酒匂彦左衛門尉殿下人
助五

○川崎奎之允殿下人
三介

○野村与右衛門尉殿下人
藤太

○山下金兵衛殿下人
源太

○谷山諸右衛門尉殿下人
源太

○田代治部左衛門尉殿

○黒江次郎介殿下人
与吉

○同名五兵衛殿

○酒匂吉右衛門尉殿下人
六兵衛

○緒方對馬介殿下人
作介

○小田真左衛門尉殿

- 山下金兵衛殿
- 長田反兵衛殿
- 持原才藤殿下人七兵衛
- 同名助六殿
- 嶺崎弥右衛門尉殿
- 山本喜左衛門尉殿下人休介
- 海老原甚介殿
- 村田五右衛門尉殿
- 馬渡四郎兵衛尉下人善兵衛
- 野添右近將殿
- 大脇佐渡守殿下人金介
- 石塚二介殿下人新右衛門
- 松下源五左衛門尉殿下人久六孫六
- 連純坊
- 野村九右衛門尉殿下人甚兵衛
- 吉元善二郎殿下人孫七
- 帖佐軍八下人後藤
- 金子織部介殿
- 梶原宇右衛門尉殿
- 長野勝左衛門尉殿
- 桑幡六右衛門尉殿下人權介
- 朝隈半左衛門尉殿
- 高木藤左衛門尉殿
- 市采万左衛門尉殿下人甚四郎
- 三光院
- 海江田加兵衛殿
- 長谷川少作殿
- 同名七左衛門尉殿
- 金九乘兵衛殿
- 福崎半兵衛殿
- 松下源介殿下人喜右衛門
- 和田孫兵衛殿
- 家村奎右衛門尉殿
- 長野助左衛門尉殿下人与五郎
- 北村舍人佑殿
- 黒木神左衛門尉殿
- 池田源左衛門尉殿下人大左衛門
- 田中為左衛門尉殿甚右衛門尉殿
- 川内盛右衛門尉殿下人作右衛門
- 指宿盛左衛門尉殿
- 湯田平右衛門尉殿
- 帆足舍人佐殿下人喜介
- 厚地為右衛門尉殿
- 大光坊
- 吉留藤内殿
- 草野千左衛門尉殿下人早右衛門下人甚右衛門下人源兵衛
- 高野六左衛門尉殿
- 福崎新兵衛殿下人三郎右衛門
- 木原郷右衛門尉殿下人喜介
- 楠元次右衛門尉殿
- 蘭牟田平兵衛殿下人久左衛門

○北原半三郎殿

○有村二郎太郎殿下人与八新介

○有村市左衛門尉殿

○大山右近将殿下人孫太

○山田孫八殿

○川原林彦右衛門尉殿下人勘左衛門

○長谷場五郎左衛門尉殿孫右衛門尉殿

○上原十兵衛殿

○新穂五兵衛殿

○池田主馬允殿

○帖佐軍八殿下人反右衛門

○西郷主水左衛門尉殿

人躰

合八十人

小者

合卅九人

781 「肝付兼屋從臣緒方主殿日記」

一同十八日、久玉へ御上り被成、御陳屋作候、

783

□十六日之御状昨晚到來、具令披見候、（念）新納加賀

782 「北郷久加世別記上文十六日久加久田間へ被着津也」

一右付而、天草之内かう祢と申在所へ陣直シ可有之候間、

陣場見合ニ久加可罷越之由、久賀より承之ニ付而、吉利

下総・土持權頭・皿良善介致同心、同正月十八日かう

祢へ罷渡也、下文在廿九日、

後ニ可有御越由御談合候哉、□有馬へも可被仰越候、

千程不成候者、大口衆□人手之衆七八十程にてても可

被為渡哉と□仰候、先被成左様ニ候て、次第ニ人数者申

遣尤存候、民部少殿儀者上使へ為御使可被参由、去十

三日新納次郎四郎殿を以申越候、是も舟さし合可申候、

申候通被遊候間、御延引あるましく候、殊ニ吉田次郎兵衛殿明日有馬へ為御使被參□御状ニも前々被仰候、御加勢必被仰付候様ニと御座候、其首尾不致相違様ニ御校量尤候、

玉葉者兵具奉行衆宍岐主水佑殿・東郷喜右衛門尉殿其地へ被參候間、可被仰候、

□之儀、民部少輔殿被為調置候を、先百放早々□へ可被遣由、去十三日之状にて申越候、又□召候て、

可被尋調由候て、大鋸大工去十五日ニ差越候、□爰許へ被仰越候てハ、筈ニ合申間敷候間、為中取市来八

左衛門尉殿出水へ可被相越由申候、物奉行者岩切六右衛門尉殿・川上彦右衛門尉殿、船奉行者平田民部少

殿・是枝喜右衛門尉殿、京泊へ者川越三右衛門尉殿、舟手兵糧可被承由候て差越候、何事も此衆へ御用可被

仰越候、
一去十三日、天草之久田間へ被成着船候哉、其由入御耳

申候、能時分人数渡海なされ、御満足之由被成御意候、山狩之儀涯分可被入御念候、菟角地下之衆へ

能々被成御尋候へて□知ましく候、若切死丹一人成共御搦捕候者、以杖可被成御問付候、彼是能様ニ御談合肝要候、恐惶、

正月十八日宿次にて被遣也、(川上)久國

澁谷石見守様(重國)

北郷佐渡守様(久加)

山田民部少輔様(有光)

喜入撰津守様(忠政)

豊後守様御報(島津久敏)

(本文書へ「旧記雜錄後編五」一一九六号文書トホゴ同文アリ)

784 □嶋原立ニ付、出水表へ被相廻舟、其所へ□船若

脇へかくれ居儀も可有之候、自然左様成船共於有之者、船頭之儀者不及申、其所之暖衆・浦役人ニ至迄稠其科可

被仰付候間、随分浦々被相改候て、早々出水表へ着船候様ニ可被申付候、為届申渡候、恐々謹言、

正月十八日(川上)久國

片うら 茄籠

喜入

小うら

指宿

泊坊

小松原

くし・秋目

785 急度申越候、今度陳立外城衆之内、天草へ不被相渡様ニ

可被仰付外城、書付遣申候、彼人之事ハ先々出水へ可被

相留候、兵糧□不足候間如此候、右之人衆之内最早□

□渡海候者不及是非候、左候者相殘人衆□被相留尤候、

猶追々様子可申越候、恐々謹言、

正月十八日次飛脚

(川上) 久國

出水

岩切六右衛門尉殿

川上彦左衛門尉殿

吉利下総守殿御宿所

786 □紙ニ書付相添候、

□野尻 綾 高岡 穆佐 倉岡 高城 山之口

□財部 都之城 末吉 松山 志ふし 恒吉 百引

□串良 始良 大始良 鹿屋 高山 根占 佐多

□甲候、仍此状嶋原并天草へ從其許□次第早々可被遣

候、嶋原へ遣候状者、野州老使其地へ被罷居之由候間、其人へ早速持せ可被遣候、恐々、

正月十八日次飛脚ニ而出水迄參候、(川上) 久國

出水喫衆中

787 黄門様御機色無心許思召、出水迄以御使被仰候、御状以

次飛脚今朝到来、則以東郷肥前守致披露候、御入念遠方

迄御申、御満足由被仰出候、前ニ如申、去四日比よりよ

るく御息を 御ひき被成、横ニ御寝成事不罷成候、

琢庵御脈ニ被為參候、我等も如早晚奏□罷出、見上申

候、元日ニ野州老 御目見得□、其時分以外御草臥申

申候、御食も少、御粥中碗ニいつも七八分程つかれ候、

今□三ヶ一ほと相殘たるよし申、朝の御膳九ツ□候

迄未參候、然時者御食御望も無御座、□心遣迄候、御

脈ハ此中御咳氣添候、今朝者□氣心少シ為相殘之由、

琢庵被仰候、替儀も候ハ、追而可申入候、恐惶、

尚以此状調候内ニ、御食九ツと八ツとの半程ニ參候、

如早晚御中碗ニ七八分ほとつかれ候、御本飯の内四

分一程残候、御汁御菜などハ然々不参よし、當番平
田主殿助被申候、

正月十八日

(三原重備)

三左衛門様

(山田有榮)

山民部少様

(島津久元)

下野守様

参人々

次飛脚

(川上)
久國

□申入候、

野州老 松平伊豆守殿へ御参候処、

(島津家久)
中納言様

□様

子被成御尋候間、其次而ニ正月中ニ□罷上度由、内々

存候通、伊豆守殿へ被仰□江戸へ御禮迄之儀ニ候ハ

、可為御無用由被仰通□耳申候、先々為被成御

満足由 御意にて候、□吉田次郎兵衛尉を以被仰儀

共御座候、来廿日ニ此地可罷立候間、其節彼是可申入

候事、

一天草へ人数追々渡海被申候間、其地より諸事御談合可

被成候事、

一軍衆へ御法度書相届申候、又板倉内膳殿・石谷十蔵殿

御条書返上申候事、

一有馬・天草より御用之儀、爰許迄被仰越候、□延

引ニ可罷成候故、出水迄市来八左衛門尉殿被為越候様

ニと申渡候、来廿一日可有打立由候、物奉行岩切六右

衛門殿・川上彦左衛門殿、船奉行平田民部少輔殿・是

枝喜右衛門殿被居候、川内へハ川越三右衛門殿物奉

行・船奉行双方可被聞由申渡候、

□彼表へ可被仰付事、

□板之儀、先日左衛門佐殿より被仰越候間、民部少

殿□候を先々可被遣之由、去十三日ニ申越候、又長

嶋にて□調由候ニ付、大鋸大工去十五日ニ遣申、其外

高尾野・阿久根ニも民部少輔殿より為被仰付、□道

具も彼表にて可相調候、八左衛門殿可被為□候間、

船を節々御かよはせ可被成事□越候、急度可有上

洛由候、御進物等意徳之時□ニ可申付と存候、付

衆・賄衆彼是人無之候而手をつき申候、御使衆も八左

衛門殿ハ出水へ被相越候、源左衛門殿ハ阿多甚左衛門

殿被相果候、李助殿ハ當病にて候、右衛門佐殿・二右

衛門殿・久右衛門殿迄ニテ候、若此内當病などの時ハ、

ひたと御事闕、何之事も一人ニテ失念かましく候間、

本の事御座有間敷候、状なども二重書も可有之候、

書落も可有之候、萬事御憐奉頼候、恐惶謹言、

正月十八日次飛脚ニテ出水迄申遣候、(川上)久國

(島津久元)野州様

(山田有榮)山民部少輔様

(三原重胤)三左衛門佐様

人々御中

789 急度申入候、仍今度之軍衆都合二萬程之御賦ニ而候處、

皆々我次第ニ大勢召列候故、軍衆・水手合三萬程も可有

之哉と、賦衆大方かんかへ候て被申候、米もはや廿日分

相渡候、頓而きれ可申候間、人数被召残、肥前・肥後な

とへ可有御借用款、急ニ可有御沙汰由物奉行被申候、承

候而驚入候、就其日向庄内・肝付表・根占などの衆者可

召留哉と談合申候、自然餘り大勢被召列候來者、残し被

召歸候様ニ御談合尤候、此由天草へも申越候、中々上

使へ被進候米者倉も有間敷候、飯米之儀者最前より可相

知處、物奉行達被申出候へハ取籠ニテ仕あへざる由被申、

尤と見へ申候、菟角兵糧之儀者大事ニ存候間、陳衆も此

元よりも合可入候、為御存知候、(マ)恐惶言、

正月十八日 (川上)久國

(島津久元)野州様

(三原重胤)三左衛門様

790 『正文在文庫』

尊書、殊楮柑沓箱・鯽二ツ被懸御意、忝奉存候、仍御氣

相于今然々無御座候由、笑止千萬ニ御座候、此間以書状

成共可申上處、従旧冬當地令在陳候故、御無音罷過候、

爰許貴理師且于今相替儀も無御座候、猶重而可得尊意候、

恐々謹言、

『寛永十五年』

立花左近將監

忠茂(花押)

正月十八日 (島津家久)薩摩中納言様

尊報

(本文書へ「旧記雜録後編五」二一九号文書ト同文ナリ)

791 『正文在文庫』

以上

如貴意未申馴候處、尊札拜見、殊白砂糖一桶・鯰二被掛御意候、則嶋津下野守殿御持参ニテ御座候、誠以御懇意之至、忝仕合ニ奉存候、先以御氣色如何被成御座候哉、無心元奉存候、自是以使者可申上儀ニ御座候へ共、却而憚を存延引、致迷惑候、如仰今度有馬表へ罷越居申候、此等之趣可得貴慮候、恐々謹言、

『寛永十五年』

細川

正月十八日

立允(立孝)(花押)

(鳥津家久)
松大隅様

尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二一九五号文書ト同文ナリ)

十九日癸未

792の1

平塞録云、十九日、上使衆ヨリ二ヶ條尤下々迄モ申渡由也、
(書付脱カ)

792の2

一石火矢并玉葉、中坊・鈴木兩所之手形にて何も可相渡事、

一唐舟着候所ハ、両の當り案内者可置事、

以上

793 田代衆中牧田彦左エ門等十人、去ル十一日田代を發足して、此日天草に参着仕候、御番手被仰付云々、十一日の下ニのす、併考へし、

794 『摸本村田市助家藏』

「島原軍衆人數差出留上文ハ十八日に載せたり」

正月十九日 一主従五人者 正月十八日 三原喜太郎殿
同日 一同五人者 同日 里村十左衛門尉殿

右者廿日飯米渡、

正月十九日 一人鉢七人者但人鉢百四十五人之内 正月十七日参着 谷山衆中
同日 一右夫丸六人者正月十八日ニ夫丸参候、

内二人木脇三右衛門尉殿 老入江浪勘兵衛尉殿 老
人ハ有川源右衛門尉殿 一人ハ柏原但(馬守カ)殿 老

人へ御前様御蔵入より出ル、

右、十日飯米相渡候、

正月十九日

一人躰五拾人者正月十八日ニ参着

加治木衆中

一悴者夫丸百廿九人者

内三人者相之夫

百廿六人へ 内廿四人へ 鎌田豊前守殿 十二人へ

鎌田傳左衛門尉殿 六人は技長左衛門尉殿 五人

川上助左衛門尉殿 八人波多与兵衛尉殿 六人池

田右近将殿 三人市来勘解由殿 二人前田喜兵衛

尉殿 二人恒吉主膳正殿 三人有馬茂右衛門尉殿

三人法元内藏助殿 二人寺師九左衛門尉殿 二人

大村次左衛門尉殿 二人有川長二郎殿 四人老岐

五兵衛殿 三人岩下渡右衛門尉殿 二人圖師平兵

衛殿 二人江田新兵衛殿 二人宮内盛右衛門尉殿

二人新納左右衛門尉殿 七人二階堂傳右衛門尉殿

二人蓑田西市丞殿 二人川原正左衛門尉殿

老入ツ、之衆川崎拾左衛門尉殿 池田五郎右衛門

尉殿 鳥井与右衛門尉殿 黒田清介殿 野田喜左

衛門尉殿 山口与四郎 川内主馬允殿 古郷次兵

衛尉殿 中神喜右衛門尉殿 寺原主馬殿 竹之内

神介殿 小野傳左衛門尉殿 本田九郎左衛門尉殿

中山早右衛門尉殿 鎌田少右衛門尉殿 中戸藤五

左衛門尉殿 白尾七左衛門尉殿 竹下主膳殿 岩

切宗左衛門尉殿 田口七兵衛尉殿

右者、十日飯米相渡、

一人躰七十五人正月十一日

財部衆中

一悴者夫丸五十六人

内廿四人三人間ノ夫

三十式人

内八人松下十郎左衛門尉殿 八人久長新左衛門尉殿

五人山城与八左衛門尉殿 六人鎌田孫右衛門尉殿

五人大慶坊

右、十日飯米渡候、

一人躰百四十五人

末吉衆中

一悴者夫丸五十三人

内十人へ相之夫無之付、十四人相之由候、

四十三人

内

十三人檢見崎権之介殿 四人ハ長田勘左衛門尉殿

三人久木元吉右衛門尉殿 二人ハ谷口喜兵衛殿

一人松下四郎左衛門尉殿 四人青山治右衛門尉殿

式人落合新十郎殿 式人有馬勘解由左衛門尉殿

式人溝辺弥兵衛殿

老人ツ、ノ衆黒木孫兵衛殿 田嶋治部左衛門尉殿

原兵右衛門尉殿 市来主水殿 本山分右衛門尉殿

岩元丹波守殿 鎌田新藏殿 瀬戸山五右衛門尉殿

玉泉坊

十日飯米渡候、

此檢見崎權之介兼堯ハ肝付省約ニ家老セシ常陸介兼泰カ孫ニ
テ、高山地頭村田雅楽介経宣入道壽仙ノ聲ナリシガ、庄内乱
後壽仙ニ付キ、末吉城ニ移テ數年喫シタリ、其系云、

先年嶋原御陳立之節、衆中三四人・下人七八人召列相應之
兵具等持せ申、乗馬ニテ末吉衆中主取仕、米之津迄參着仕
候處ニ、嶋原落城ニ付、彼地より御暇被下罷帰候、五十か
年餘ニ成儀ニ御座候得者、同前ニ米之津迄參候衆、于今存生

ニ御座候、故ニ為存知ニ如此御座候、

右ノ通其子權左エ門兼近ヨリ元禄七年九月申出タル系図ニア

リ、
正月十九日 一人躰四十九人ハ 正月十八日ニ米 大崎衆中
之津へ參着候、

同日 一右内衆廿三人

内六人ハ伊集院五兵衛殿 式人伊十院兵右衛門尉殿

式人大乘院 式人持寶院

老人ツ、衆堀内主膳正殿 肥後吉右衛門尉殿 有

馬安右衛門尉殿 山下勘右衛門尉殿 二見傳次郎

殿 大式坊 山本藤七兵衛殿 日高二右衛門尉殿

中村百左衛門尉殿 小城銀右衛門尉殿 中嶋七左

衛門尉殿

右ハ、正月十一日ニ米之津へ參着候、十日分飯米出、

同月十九日 一夫丸式人ハ 三原左衛門佑殿

右者、正月十一日ニ米之津へ參候跡より參夫丸にて

候間、廿日分飯米可被相渡候、已上、

一夫丸四人 正月十七日 志布志衆中

右ハ、前立衆岩崎三五郎殿・木下小左衛門尉殿・養

輪軍介殿・北原半介殿・田中休兵衛殿・山口右京殿

・大脇右京殿・安庄織部佑殿・瀬崎安右衛門尉殿・

鎌田少兵衛尉殿・長谷五兵衛殿・坂元才兵衛殿、右

十式人之三人間夫跡より参候間、飯米十日分可被相

渡候、

正
一人躰式人有留大藏助殿

正月十三日
穎娃衆中

一夫丸壱人

同日
右同

一人躰壱人田中六郎左衛門尉殿

正月十七日
右同

一倅者三人

同日
右同

右ハ、十日飯米相渡候、

正月十九日 柳田為左衛門尉殿 正月八日より船上乗ニ而被参候、御領
一人躰三人 三石弥九郎殿 藏より廿日飯米相渡、 穎娃衆中
郡山監物助殿

同日
一倅者三人

右同
右同

正月十九日 一人躰三人者 但人躰百卅壱人之内

正月十八日 指宿衆中

右者、廿日飯米相渡也、

同日
一倅者式人ハ谷口大藏脚殿 正月十九日ニ米津へ参着
柏木縫殿助殿 飯野衆中

右者、跡より参候、十日飯米渡也、

正月十九日 一主従七人者 正月九日申木野ニ船 相良五右衛門尉殿
廻ニ付着津

右者、廿日飯米、内十日分ハ長嶋(福通)ふくら藏元ニ而渡、

十日分ハ米津ニ而渡、

一夫丸壱人者正月廿日 高原衆中

右者、昨日跡より参候間、十日飯米、

自是以下二十三日に抄載ス、接テ讀へし、

795 十九日、飯野土谷口大藏卿・柏木縫殿助カ供夫二人米津

へ到着す、

796 『正本在蒲生主有馬家』

天草立軍衆相究分

惣合軍衆壱萬千貳百六拾八人 鹿兒嶋衆 諸外城衆

内

人躰五千貳百三拾五人

倅者夫丸六千三拾三人

右者、出水米之津并黒之戸ニて軍衆相究分也、

右之外、野州老・民部少輔殿被召列候衆者不相籠候、
『島津』、『久元』、『山田』、『有榮』

以上、

『寛永十五年』

寅ノ

正月十九日

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」二一九七号文書ノ一部トホボ同文ナリ〕

797 「肝付兼屋從臣緒方主殿日記」

一同十九日・廿日御逗留候、

一天草立軍衆出水米之津并志々戸ニ而人数相究分也、

合人数三千七百人

合人数三千六百人

合人数三千六百九拾二人

浮衆船奉行と迦之分

合人数貳百四拾五人

外曾木甚右衛門殿・町田五右衛門殿嶋原江被參

候故、人数不究候、

内人躰貳拾五人 鹿兒島兵粮渡衆

合主從拾五人

内人躰五人

惣合人数壹萬貳百六拾八人

内人躰五千貳百三拾五人

悴者夫丸六千三拾三人

寛永十五年正月十九日

賦所

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」二一九七号文書ノ抜書ナリ〕

798

一谷山衆中出陳ニ罷立候時分ハ、地頭衆中被召烈誡方大

明神ニ而首途御座候通申傳候、依之先年嶋原一乱之刻

も罷立候衆中旧例之由候而、地頭代東郷長左衛門尉殿

衆中被召烈首途有之吉例之由候而、旗竿御申請被成候、

外略ス

〔寅カ〕
丑ノ三月廿四日

濱田半左衛門

799 「正文在文庫」

已上

尊書殊更御看被懸御意候、誠被為思食寄、如此之段忝奉

存候、爰元別ニ相易儀無御座候間、御心安可被思食候、

猶期後音之節候、恐々謹言、

『寛永十五年』

榊原左衛門佐

〔職名〕

正月十九日

職元 (花押)

薩摩中納言様

尊報

(島津家久)
〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一二〇〇号文書ト同文ナリ〕

800 『正文在文庫』

已上

尊書殊更御看被懸御意、誠以過分至極ニ奉存候、世悴左衛門佐所へも御看被下、是又忝奉存候、當城未落着不仕候、併何茂不致由断候間、御心易可被思食候、様子之儀鳴津下野殿・三原左衛門佐殿より可被申上候間、不能審候、恐惶謹言、

〔寛永十五年〕

榊原飛驒守

職直 (花押)

正月十九日
薩摩中納言様

尊報

(島津家久)
〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一二〇一号文書ト同文ナリ〕

801 『正文在文庫』

猶拙者疵之儀、頓而平愈可仕と存事ニ御座候、以上、

預御使札忝致拜見候、先以御氣色如何御座候哉、無御心

元奉存候、然者彼一揆共籠居候城之儀、松平伊豆守・戸

田左門被罷越、如何ニも緩々と可被申付様子御座候、

嶋津下野殿・三原左衛門佐殿毎度参會、萬事申談候、委

細者右兩人衆より可被申入候間、書中不能具候、恐々謹

言、

〔寛永十五年〕

松平甚三郎

徳恒 (花押)

正月十九日

薩摩中納言様

(島津家久)
〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一二〇二号文書ト同文ナリ〕

802 (本文書ハ八〇三号文書ト同文ニツキ省略ス)

803 『正文在文庫』

天草立軍衆相究分

一与

合人数三千七百七人

(島津久元)
下野守殿

内

一人躰千七百五拾五人ハ 鹿兒嶋

并外城分、右外御賦之内鹿兒嶋衆十式人、當分嶋原

へ御座候御人数、又諸湊より船乘廻候而直ニ天草へ

被渡候故、指出無之故人数不究候、并鹿兒嶋吉田衆

中前ニ嶋原江被相渡由候、我々不相究候、

一悴者夫丸千九百五十式人 右同

一与

合人数三千六百九人

(島津久賀)
豊後守殿

内

一人躰千七百拾人 鹿兒嶋并外城分

右外鹿兒嶋衆・出水御地頭合十五人先ニ御渡ニ付、

人数不究候、并舟乘廻衆右同、穎娃衆中未越着候故

不究候間、除、

一悴者夫丸千八百九拾九人 右同

一与

合人数三千六百九十式人

(久惣)
北郷佐渡守殿

内

一人躰千七百四十四人 鹿兒嶋外城分

右外鹿兒嶋衆十三人嶋原へ被相渡候、又諸湊より船

乘廻ニ付、其所より飯米被請取、直ニ出船候故、人数

不究候、市来衆中御賦之内四十人不足ニ候、飯嶋よ

り直ニ吉利三郎九郎殿召烈被相渡候哉、不相知候、

高江衆中右同、

一悴者夫丸千九百四拾八人 右同

浮衆船奉行与迎之分

合人数式百四十五人

『在右下』

外ニ曾木甚右衛門尉殿・町田五右衛門殿
嶋原へ被参候故、人数不究候、

内

一人躰式拾叁人 鹿兒嶋衆

一悴者夫丸式百廿四人

兵粮渡衆

合主従拾五人

内

一人躰五人

一悴者拾人

但辨取籠指出無之候得共、
大方如此候、

惣合老万千式百六拾八人

内

人駄五千貳百三拾五人

悴者夫丸六千三拾三人

右者、出水米之津并黒之戸にて人数相究分也、

寛永十五年正月十九日

賦所

猪俣為右衛門尉 (花押)

村田郷左衛門尉 (花押)

相良李助殿

伊東二右衛門尉殿

鎌田源左衛門尉殿

喜入久右衛門尉殿

参

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一九七号文書ト同文ナリ)

804

城嶋原表出陳ニ付、貴老出水へ越候、諸事此方へ被成談合候而へ、延立者合間敷候間、物奉行へ被成

相談直ニ被仰調、肝要候、為其書物遣置候、

正月十九日

(川上) 久國

市来八左衛門尉殿

(宗丞) 御宿所

二十日甲申

805 平塞録云、二十日、薩摩ノ家老三原左衛門佐手ノ忍ノ者

ヲ城中ニ入ル、

806 「出水土山元甚左衛門訴狀上下文略」

一右吉右衛門嫡子山本左近と申者、私曾祖父ニ而御座候、

先年嶋原鬼利支丹宗一揆之時分、御上使松平伊豆守様

より三原左衛門殿江御承候者、御國より利々敷物十人

程可被召寄由候、就夫左衛門殿より出水御地頭山田民

部殿江被仰越候故、出水より十人御遣被成候、其内ニ左

近茂被仰付罷渡候、左候而左衛門殿より御判紙被下、

忍被仰付相勤申候、然共左衛門殿御判紙ニ而者、他國

之陣場罷通儀難成ニ付而、伊豆守様御判紙被下候、左

候而左衛門殿御代ニ下野殿御詰、其後下野殿御代ニ山

田民部殿御詰被成、右御三人江相付、御下知次第夜白

御奉公相勤申候、鬼利支丹落城之節、有馬春之城本丸

ニ而左近射通之弓仕、敵餘多射伏申候、其節新納佐左

衛門殿證文又ハ福崎新兵衛殿・村尾源左衛門殿其外合
 六人連判之證文取置申候、為御覽右證文武通并左衛門
 殿御判紙式ツ此節指上申候、伊豆守様御判紙ハ其砌返
 上為仕由候、其後左近事茂庄村物主役長々相勤申候、

一 元日之晚云々、上使御意候ハ、薩摩ハ上代ニハ忍之名人
 有之由傳聞召候、只今ニモ左成人有之候哉、左候ハ、呼
 寄可然之由なり、左衛門佐殿御返答ニ御申候ハ、むか
 しハ左様成者も多々有之候得共、當分ハ其者共之子共
 孫共ニ而御用ニ相立候半とも不存候ヘ共、於御用ハ右
 民部少輔ヘ申遣、召寄可申由ニ而候、左候而使を以御
 申越候得者、早速出水より五六人程被參候得共、名ハ
 覚不申候、其衆城近忍上り、こゝかしこに紙を付候而
 夜前ハあの邊、又ハこの邊迄忍ひ付申候なと、被申候
 得共、城中迄參付候衆ハ無之由承申候、薩摩より右之
 衆參着不被申候前方、脇の大名衆より上使ニ御申候ハ、
 薩摩人衆被召寄候儀迷惑ニ存候条、先々被召止可被下

候、左候ハ、我々人数より一攻責候而見可申との訴也、
 依夫上使御腹立有之、城と陣との間ニあひのかきを御
 ゆわせ被成候、左候而薩摩衆ハ天草の上津浦の様ニ參
 候而陣取られ候由にて候、落城已後各帰陣被申由也、

□十八日之御状今朝出水衆持參、令披閱候、

江戸より之御状案文繕請取申候、

一天草へ人数渡海候而、山を被為狩候ヘ共、きりしたん
 不居由被仰候、其後天氣能候間、弥山を可被為狩と存
 候、追々御左右待申候、

一新納次郎四郎殿を以如申、陳へ御加勢之儀、涯分以御
 談合可被仰上候、就其吉田次郎兵衛殿為御使、又々差
 越候、可被聞召届候、

一黄門様御氣色然々も無御座候、此比者御息をつ(よ)
 ひき被成(候故)、横ニ不成御寝故、殊外(御草)臥被成候、

第一御食おとり申候間、心遣迄候、巨細者次郎兵衛殿
 可被仰之間、不及申候、恐惶謹言、

正月廿日

(川上)
 久國

山田民部少様(有类)

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」二一九八号文書トホボ同文ナリ)

809

黄門様御氣色為御見廻態使御越、御太儀ニ候、御氣色も先日如申無替儀候、夜るく御息をつよく御ひき被成候故、横ニ御寝成事不罷成、以外御草臥被成候、御食も殊外おとり、心遣千萬ニ候、琢庵急度上洛被成度由被仰候、彼是我等一人居候而氣遣迄候、有馬之城も今程城責ノ沙汰無之候、おらんだ舟を一二艘召寄、石火矢を御打せ、
□より遠打候故、城之痛成候共不見得、□今朝御道具衆罷帰咄申候、此方之人数も皆天草へ渡海にて、去十八日より山を被為狩候へ共、きりしたん一人も不居由相聞得候、御陳へ御切勢之儀ハ未被仰出候、又有馬殿家中之儀、猶々被聞召可有御注進候、取籠候故御報大方ニ候、恐々、

正月廿日

仁禮藏人殿御報

(川上)
久國

810

覚

黄門様御氣色、先便ニ度々如申于今替儀無御座候、御せきハ次第ニ少充止申由候へ共、いまた横ニ御寝成事不罷成故、殊外被成御草臥候、御食も御粥一度・御めし二度参候へ共、此比者其内も残申候、□ハ御不食之由候つれ共、四度充参候、御再進不参事をこそ咲止かり候つる處ニ、去十八日朝の御粥三分一相残、晝の御膳四分一残り候、晩の御膳ハ不残参候、十九日ハ朝の御粥少も不参候、晝の御膳も三分一相残候、晩不残為参由候、今朝之御粥四分一相残り申候、ケ様ニ御食劣候故心遣迄候、乍去今朝も琢庵御脈を被為伺候、御脈ハ能候由被仰候事、

一如右御座候故、急度御上洛ハ罷成間敷候、其由を松平伊豆守殿迄可被仰由候而御書被遣候、先日渋四郎左衛門殿にて此由被仰候、度々ハ可有如何哉と□候へ共、遮而被成御意候間、御書相認持せ申候、□案文御覽し被届、相直候而、能候者可被召置候、此□使者先陳へ御見廻、又者御加勢被成度候ニ、□ニ付而為被指

越通可被仰候、余者御上使□被遣候、為御覽案文進
入申候事、

前ニ如申、琢庵可被成上洛由、遮而被仰候、色々被仰
留候へ共、是非御暇被出候様ニと達而被仰、兔角二篇
も三篇も何とそ可申留候、其上ニも可有上洛と候ハ、
如其ニこそ可被成候、一兩日中ニ可相究候間、其節可申
入候事、

一軍衆之兵糧一ヶ月分之外無之由、物奉行衆被申ニ付而
驚入、先高原より日向迄、庄内・肝付人数者留可申歟
と談合申候、多人數被望、飢にてハ咲止千萬之儀候付、
御談合可入候、江戸大廻可被遣米式千石被宛置候へ共、
是も千石ハ相残し申候、琉球舟も山川へ參候ハ、上
荷を取候而、足を輕め、出水のことく廻し候へと、山
川へ申越□、是も今程ハ參間敷候、市来八左衛門殿
其元之□用聞として、出水へ被相越候間、諸事可被仰
□、兵糧之儀けに／＼一色左頭殿□へ御借用も可有
之かと申候事、

□陳へ馬ハ不入由相聞得候へ共、無餘儀御衆□に

てハ可有如何候哉と候て、馬共過半ハ相□被成、御談
合少々被召置、余ハ可被召歸哉と存候、大豆も續申間
敷候事、

一上使之御衆へ米・大豆可被遣之由被仰越候へ共、軍衆之
兵糧さへ續間敷候間、進物之事ハとても相調間敷候事、
一天草へ下知調かね候間、御三老間ニ一人御越候様ニと
豊後守殿御談合衆より被仰候、定而其元へ直ニ可被仰
と存候事、

已上、

正月廿日

御使吉田次郎兵衛殿にて被仰候、

811 一去十七日之御状今朝細々令披見候、

山田民部少輔殿有馬へ為御使渡海候、其跡之□下知難
成候間、民部少殿有馬之御隙明、如□草御越候か、又
野州老・左衛門佐殿所間ニ□へ御越候へてハ、一
萬ニ及人衆之扱可難成由被仰候、御尤ニ存候、從此方
も仰之通有馬へ今日吉田次郎兵衛殿為御使被參候間、
巨細可申越候、從御方茂彼地へ可被仰越候、三老御談

合之上ニテ御一人可有御越候事、

一ケ様之儀御談合可被成刻ハ、有馬ヘ三老御座候間、被

仰越候而尤候、爰元ハ一人罷居候、御使來も色々指合

被申候故、談合調かね候、題目 黃門様御氣色無ル、

被成御草臥候故、諸事細々請御意候事、致用捨候而能

候する由、納殿衆被申候間、さ様ニ心得申候事、

一黃門様御氣色如御存知、霜月初比御腫物膿返、御痰血

吐血節々出、御食物・御茶・御菜などニ折々御咽被成

候、去四日比より夜々御息つよく御ひき被成候故、横

ニ御寝なる事不能成候、御食も朝御粥・晝晚以上御食

四度參候、其時分御再進不被成、御請をこそ□□候由、

いづれもことたへ被申候処、當分ハ三度之内□□相残

申候、急度可有上洛由、遮而被仰候、□□色々御留被

成候様子、追而可申候事、

一市來八左衛門尉殿有馬天草之為中取、明日出水へ可被

為越由申渡候、川内へハ川越三右衛門尉殿物奉行・舟

奉行役ニテ被相越候間、節々可被仰通候事、

一御國中有米ヲ算用させ候得共、軍衆・水手合而三萬程

之一ケ月兵糧御座候、其内はや廿日分相渡候、残而十

日分こそ御座候処、何も人数ヲ過分ニ被召列候故、人

数多罷成、兵糧不足ニテ候、御談合を以人数次第ニ可被

相殘哉、御談合可入ハ此事ニ候、恐惶謹言、

正月廿日 (川上) 久國

天草 入来院石見守様

(重國) 北郷佐渡守様

(久四) 喜入撰津守様

(忠政) 豊後守様 御報

812 覚

豊後守・下野守・談合衆、寒中辛勞之通被 仰出候事、

士へも右之通被 仰出候事、

軍衆為祈念色々御立願被仰付候事、

一濫妨・狼藉無之様堅可被申付由、被成御意候事、

一御加勢可被 仰付哉、承究可被申上之由被成御意候事、

正月廿日 吉田次郎兵衛殿御使之時

813 「國分主左田十左エ門出水滯留日記」

一正月廿日、喜入吉兵衛殿へ付衆有馬喜兵衛殿・本林坊・上野〔原〕九右衛門殿・川上久五郎殿着ニ而候、しかる所に、嶋原より三原左衛門殿方より注進次第出船可致候様、書状到来候、夫故音信相待居申候、最早落城前之由取沙汰承申候、

一南雲新三郎殿・市成弥太左衛門殿・東郷少監物殿、右三人喫役ニ而嶋原立之内也、三原殿与力野元源左衛門殿、伊集院衆中帖佐小兵衛殿戦死之注進、夜半時分□申候、自力立之衆外者老人ニ老日黒米五合ツ、之御手當なり、以上、

刁正月廿一日書留なり 本田十左衛門

814 「田代衆中賞書」

同廿日、出水衆中と参合、山に登り、五日六日程人狩仕候事、

815 此頃御使役市來八左衛門宗友を中取となし、岩切六右衛

門信堯・川上彦左衛門久康をハ物奉行とし、平田民部少輔宗直・是枝喜右衛門快温は船奉行として、皆米津に相詰させ、又川越三右衛門重能をして京泊に相詰て、舟手の兵糧を掌らしむ、

此日高原土某カ供夫一人、米津ニ到着す、

816 「谷山衆有馬氏藏」

寛永十五年寅正月廿日肥前天艸立人数

西田貞右衛門 有馬千兵衛純堯 有川郷左衛門 吉利九郎右衛門 河野内膳正 東郷長左衛門〔重尚〕 堀休右衛門 江夏五右衛門 江藤権六 東郷長左衛門内 吉利覚右衛門 篠原惣右衛門 瀬戸山為右衛門 前田新左衛門 山下吉右衛門 鬼塚助左衛門〔祐〕 木脇三右衛門 佐土原城之助

817 此日肝付兼屋等久玉へ逗留セリ、前日ノ日記ニアリ、

二十一日乙酉

818の1

平塞録云、二十一日、小笠原信濃守殿千八百ノ人数、今日島原城へ加番ノ為メ到着ス、傳曰、島原城無人數故加番之儀、久留島・小笠原ノ兩家ニ上使衆ヨリ被渡ケル、(申脱カ)久留島殿ハ正月十七日ノ夜ニ入、五百人ヲ帥テ入津也、小笠原殿ハ今日到着、直ニ城ニ入ラレ、本丸ハ小笠原、二ノ丸ハ久留島、三ノ丸ハ御目附下曾根三十郎殿被相守、城中出入ノ輩城門ニヲイテ相改、松倉家ノ土ト小笠原・久留島人数一同ニ相詰ル、愛津口四所ノ虎口ニモ、松倉ノ侍守ル上ニ加番ノ人数ヲ加へ、岡本新兵衛・多賀主水兩人ノ判鑑ヲ以手形ヲ改、出入ヲ吟味ス、松倉殿ハ親父(以脱カ)来武道具分ニ過テ、用意ノ儀兼テ上聞ニモ達ケル、鉄炮三千挺所持ス、諸大名へ可相渡旨被仰付、諸手へ分ツ、尚又鉄炮ノ員數ヲ可書出旨、上使衆松倉家エ仰付ラレ、(ル)其節ノ書出寫一通、

嶋原居城鉄炮員數

- 一五拾八挺
- 一五拾四挺

石火矢大小

長筒大小

一百五拾挺

異風大小

合貳百三拾六挺

一六百卷挺

用ニ不立筒大小色々

一百六拾挺

大小取交役ニ不立損物、但シ是ハ籠城の内損申候、

一三百挺

上方へ上候筒大小

一百四十式挺

大小、此筒へ最前目錄上ケ申候内之筒數但異風長筒

合千五百十九挺

有馬にて諸手ニ渡候筒玉薬覚

一石火矢六百目玉五挺六百目玉百玉數百

薬五十貫目

鍋嶋信濃守殿へ

一筒玉薬共ニ同斷

細川越中守殿へ

一石火矢六百目玉三挺六百目玉百

松平右衛門佐殿へ

一六百目玉百薬弐千斤

多久美作へ

一薬弐千斤

濱田弥兵衛へ

一八拾目玉百

中嶋長兵衛へ

一石火矢弐挺

寺澤兵庫頭殿へ

正月廿一日

田中宗夫(宗行)

岡本新兵衛(政徳)

多賀^(次)主水

同日、上使衆諸家ノ射手ヲ擇テ、矢文ヲ城ニ送ラル、傳曰、上使衆ノ万面^(對面所)□ハ日々諸大名・家老中ヲ招カレ城責ノ相談アリ、所詮箭文ヲ射込、一揆之心ヲ疑ハシメ、自然ニ城ノ弱ル様ニ可致由、何モ相談一決シテ諸手ノ強弓ヲ被擇ケル、十萬人ノ内抜群ノ射手三十人ノ内ヨリ十人ヲ擇出ケル、細川家ヨリハ使番北里次郎左衛門其擇ニ當ル、上使衆ヨリ射手壹人ニ矢文五封并矢ヲ添テ賜ル、次郎左エ門ハ至極ノ精兵故ニ、上使衆ヨリ被下ケル矢ハ矢束短ク、自分ノ矢ニテ可射由ヲ望ケル、眞源^{(細川光利(ママ))}公北ノ里ヲ召テ被仰ケルハ、長岡佐渡・有吉頼母兩人ノ仕寄ハ諸家ニ勝レテ、城近ク責詰ル、此兩所ノ内ニテハ何レノ仕寄場ヨリ可射ヤト被仰ケル、北里御受申上ケルハ、兩人仕寄ノ間數大低同前ニ相見候、乍然頼母仕寄ハ場所卑ク、佐渡仕寄場ハ高ニテ御座候、佐渡仕寄場ニ罷越シ、彼方ヨリ可射込旨ヲ望ム、眞源公其段上使衆ニ仰入ラレケル、上使衆モ尤ト有テ、諸

家ノ射手三十人一同ニ佐渡守仕寄場へ来ル、見ニ諸手ヨリ抜群ニ城口近寄ト云トモ、間數尚遙ニシテ矢道甚タ遠シ、一向ニ射損シテ面目ヲ失シヨリハト、其内二十五人ハ難叶由申ケル、相残ル五人ハ細川・黒田・鍋島ノ家中計也、北里次郎左衛門ハ四人ノ射手ニ申ケルハ、唯今矢文被仰ケルニ、二十五人御断ヲ申上、我等五人迄残ル、然上ハ上使衆ニ御檢使ヲ申受、矢文五通ツ、射込様子ヲ御見届下サレ候様ニト可願由申ケレハ、殘ノ射手同心ス、其段上使衆へ申達ケル故、即檢使ヲ被出ケル、右五人ノ射手立並シテ城ニ向イ、面々ニクリカケル、何モ精兵ノ手垂ナレハ由々數見物ニテ有ケル、城中ヨリ▽^(翌日脱カ)射返す矢、鍋島手ノ外張に落つム是を△上使ノ御前ニ捧ケル其書中、昨日ノ矢文城中ニ相達ル故、右ノ矢ヲ以射返ノ旨ヲ書ス、依之上使衆、諸大名衆、右矢文ノ射手ヲ可召連由被仰渡ケル故、鍋島・細川・黒田ノ諸將箭文ノ主ヲ召シ連、上使ノ陣屋ニ參ラル、其節上使衆ヨリ城中ヨリ射返ス矢ヲ出サレ、名印ヲ以城ニ射込ケルヤ、銘々ニ見分シテ擇出スヘキ由

819の1

『谷山土有馬氏蔵』

被仰ケル、射手トモ夫々ニ心印仕置候由言上ス、北里次郎左エ門ハ拜領ノ矢ハ篋短クテ用ニ難立故ニ、自分ノ矢ニテ仕候、尤羽中ニ細川内北里ト小刀ニテ彫付置候由申上ル、上使衆自ラ御覧有ケルニ、射返ス矢ノ羽中ニ細川内北里ト五手トモニ彫付有リ、上使甚弓勢ヲ稱美有テ、其矢ヲ眞源公ニ見セ玉イケル、以後節々矢文ヲ北里ニ被仰付城中ニ射込、弓ノ名一陣抜群ノ由、諸手ニ称美シケル、

覺

一人躰拾四人ハ

一夫丸五人者

合主從拾九人ハ

右者出水米津之様ニ被參候、就夫右之飯米御手形之内

引除、堅請取申候、為後日如此ニ候、以上、

西田貞右衛門尉

刁正月廿一日

819の2

有馬千兵衛尉
堀休左衛門尉
東郷長左衛門尉
榎田益右衛門尉殿
山口傳右衛門尉殿
進
さし出

一仁躰貳拾八人者

一夫丸拾九人者

合主從四拾七人

右者天草立ニ付、引飯米為可被下如此候、以上、

有馬千兵衛尉判

江藤権六

刁正月廿一日

米渡方奉行中

人躰廿八人

一真米貳石壹斗一舛一合八夕六才

小者夫十九人

一赤米壹石四斗三舛四合八夕八才

有馬千兵衛殿与

米拂方但出入賄

「上文在十八日」

一真米貳舁五合

八日町ノ

内蔵右衛門尉

右者、正月十六日之晚より同廿一日之朝迄日数五日分
之賄、

一真米壹舁五合ハ

水無口屋敷之

拾郎兵衛尉

右者、正月拾八日之晚より同廿一日之朝迄出水米之津

ニ而賄申候、

一真米貳合五夕

中福良之

金拾郎

右者、長野正右衛門殿出水へ供仕候、 西田村ニ而

往来共ニ賄也、

合真米壹斗七舁五合

右、加久藤より出水米之津迄正月十六日より同廿

「上文在十七日」

一真米二舁五合ハ

右者、正月十六日之晚より同廿一日之朝迄ノ賄、日数

五日分、

「以下載二月八日」

一出水米之津江爰元立衆御座候ニ付、音信為可承飛脚遣

候、歴々書状何も御遣被下候、正月廿一日之八ツ時分

より打立、せいらひ参候、右之飛脚へ仕錢として五百

文、上野九右衛門殿手前より被差出候、夜白為可参如

此候、

急度申入候、仍 黃門様今朝六ツ過時分御目明被成御起

候処ニ、殊外御痰のほり御難儀之躰ニ御座候、左候而吐血

過分ニ出申候、口の渡り八寸・ふかさ四 御座候小は

んさうと申たらいニ七八分充、三替り御咄被成候、我

もく餘驚候故、琢庵御城江呼申候而、密ニ懸御目候處、

痰血出候得者、當時者御心安物ニ而候、惣而御病症腎水

かハキ、痰火盛ニ候上、御喉之内の御腫物も弥痛出、御

食もをとり候間、御快氣者千ニ一と存候へ、祝言計被仰

候而者非真候由 何共一人罷居、氣遣千萬可申様無

之 縦御大事ニ究候共、軍衆ハ不引取、御 申候様

ニと被成御意候、御氣色弥おとり□□以御使可被仰か
存候、先々為御注進□□、恐惶謹言、

正月廿一日

(川上)
久國

(島津久元)
野州様

山田民部少様

(重藤)
三原左衛門佐様

参人々

公、此頃松平主税助・伊東大和守祐久等富岡城の警固と為れ
し事を聞せられ、此日御書をもて御番手御太儀に候、上津浦
の番手ハ松平豆州より薩摩へ被仰付候間、島津豊後守久賀・
喜入撰津守忠政・入来院石見守重國・北郷佐渡守久加・山田
民部少輔有榮等五人を物頭として遣置候間、御用等被仰付度
との赴被仰越、因テ久國モ亦祐久の家老に書を贈り、稲留軍
(題)
介を使とし、右の書簡ナド齎らし行しむ、

823 「肝付兼屋從臣緒方日記」

一同廿一日、天草之内下高根と云所へ御着被成、御陣御
取候、久玉より六里也、

824 一書申候、仍松平主税殿・伊東大和守殿富岡之御番之由

候而、自 黃門様御状被遣候、御届可被成候、我等前よ
り大和守殿家老衆へ状遣候、其地へ嶋津豊後守殿・喜入
撰津守・北郷佐渡守・渋谷石見守・新納加賀守為物頭差
渡候間、御用之儀候へ、可被仰聞由申渡候、又 黃門様
御氣色相おとり、今朝者過分ニ吐血出申候、心遣千萬ニ候、
此地へ御用之儀へ、出水へ市来八左衛門尉殿御座候間、
可被仰越候、又 黃門様縦御大事ニ成立候共、軍衆者不
引取御奉公申候様ニと被成 御意候、相替儀候へ、可申
入候、恐惶謹言、

正月廿一日

(川上)
久國

(島津久賀)
豊後守様

(忠政)
喜入撰津守様

(久加)
北郷佐渡守様

(重國)
渋谷石見守様

(忠清)
新納加賀守様

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一九九号文書ト同文ナリ)

825 (本文書ハ八二号文書ト同文ニツキ省略ス)

以上

826 急度申候、仍 黃門様御氣色悪敷候、就其有馬・天草へ
状遣候間見分候而、急度可被遣候、恐々、

正月廿一日

出水 暖衆中

御使札忝致拜見候、此表去朔日之仕合、先御報ニ如申上
御座候、其後別条無御座候、嶋津下野守殿・三原左衛門
佐殿御指越被成筈候、申承義ニ御座候、猶相替儀御座候
者、御兩人迄可得貴意候、恐々謹言、
『寛永十五年』 林丹波守(勝正)

827 『正文在文庫』

已上

829 松平伊豆守信綱より薩將島津下野守久元等に命して、薩
摩の人衆は肥後衆に代合て、天艸の内上津浦の番手たら
しむ、故に二十二日、久元鬼塚源太左エ門を久玉に遣わ
し、島津豊後守久賀・喜入撰津守忠政等に其事を傳へ聞
しむ、その時北郷佐渡守久加・入来院石見守重國等は甲
禰に屯し居れば、久賀・忠政直に人衆を將ひて久田間よ
正月廿一日
薩摩中納言様(島津家久)
貴報
吉政(花押)

尊書辱致拜見候、仍此表未別条無御座候、併松平伊豆守

殿・戸左門殿萬事被申付候条、近日退治可仕奉存候、委

曲被為付置候、從兩人衆可被申上候、恐々謹言、

『寛永十五年』 牧野傳藏(成徳)

正月廿一日 (花押)

松平大隅守様(島津家久)
参尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二二〇三号文書ト同文ナリ)

828 『正文在文庫』

り陣を甲根に移し、四人相會て其事を討議し、即日久賀・

忠政彼の源太左衛門を鹿兒府に還し、此等の成行を御家

老川上左近將監久國まで報せり、久賀・忠政等、二十三日、二十

十六日の案文を考らるべし、

一同廿二日、吉田御出船ニ而かうねと申在所江御着船、
但廿二日之夜御陳ニ御泊、廿三日之晚御船江御泊、御船
十五端帆、

830 「忠政從士小川監物日記上文在字」
十八日

一廿二日ニかう禰と云在所へ皆く陣御なおし候、

834 「肝付兼屋從臣緒方氏日記」

一同廿二日ニ、軍衆三十人鬼利支丹宗山狩ニ御登せ候、

831の1 久國 公の御藥に天門冬を用られしとて、市来湊などに

来り居る唐人共に求め上よとの事をバ、湊御假屋守に申

越さる、

一高根より龜之川と云所へ船ニ而御渡し御陳取候、道の
り六里、狩衆往来四日歸ル、

835 「入来院重國譜」

一同廿二日、去久田間、陣シテニ甲禰ム、守衛不怠、

831の2 一書申候、仍 上様御藥ニ天門冬之漬物御用、自然其邊

唐人衆など持候者、所望候而可有進上候、又其許之舟不

殘出水へ廻候哉、承度候、恐々謹言、

正月廿二日 (川七) 久國

836 「喜入忠政從臣圖書上文在」
十日

一同所ニ滞在之内、人狩有之候、其時犬式三疋牽候而參

兒玉次左衛門尉殿御宿所

候を見及候へハ、薩州鹿籠百姓三兵衛、数年執印六郎

ニ相付、欠落いたし候者ニ而候ニ付召烈、鹿籠之如く參

832 岩元源六・同宗兵衛カ供夫各一人、高根ニ至れり、

候事、

一同所ニ御滞在之内、鹿籠より四本六兵衛小船ニ而米杯積乘、自分ニ為何御機嫌参上仕、別而調法ニ罷成候事、其節御赦免之由候、

一夫より上津浦へ御着船ニ而、暫御滞在、

一先年嶋原御陣(14)ニ古撰津守様御立被遊候、親六兵衛事不

似合儀ニ御座候得共、此節ハ多人數被召列候、殊ニ御

旅陣之儀ニ候得者、糧米等其外萬事御不足之儀茂御座

候半、左様成相應之儀ハ御奉公可申上と存、又者如何

様儀も御座候半と、御機嫌をも奉伺候と存立、御役

人衆へ此等之趣申出、小船老艘自分仕立申、船□水手

餘多召のせ罷登候、御蔵方より茂御用物等色々被召乘

せ、尤自分より茂心之及、其用意仕罷登申候、其時分

ハ古撰津守様御事天草江被遊御在陣候ニ付、御陣場江

罷出、此等之旨申上、御耳相達、御悦喜被思召上、御

相役中ニ茂此由被遊御咄、為御褒美之由承候、右通之

志ニ而罷登申候得共、其節ハ此方御陣中御無吳被成御

座儀ニ候得者、何そ一簾之御用ニ者不罷立候得共、於

彼地も中將様嶋原へ御着船之御左右相聞得候、御使

者船被仰付、御奉公相勤申、御暇被下罷下候付、御國

元江御公儀御用、尤御自分御用等御座候を被仰付、相

勤為申由候、古撰津守様御首尾能、頓而御歸國被遊、

右御奉公之段々、深々敷志之由御意忝為被仰下之由

承、是又我家之冥加と奉存候、「外ヶ条前後ヌ」

貞享四年卯ノ七月十八日 四元弥兵衛

出水へ被成御着候哉、如何と存候、

一黃門様昨朝者御氣色悪候而、吐血過分ニ出申候、小は

んざうと申たらい、口八寸・深サ六寸御座候、七八分

ツ、三替り被成御吐候躰故、御草臥心遣迄ニ候、乍去

御大事御座候共、陣場之衆引取申間鋪候由被仰出候事

□中如御談合兵糧相續間敷由候、軍衆飢ニ望候而者咲

止之儀候、題目此儀を彦左衛門殿・六右殿へ□用談合

可被成候、川内・串木野・市來・加世田□有米を、

其元より以次飛脚被聞召、□へ談合肝要候、有馬・

天草江茂いつ迄之兵糧御座候通、節々可被仰□事、

一諸浦之船茂其湊へ為由出聞得候へ共、治定中途ニ緩々

と可罷居候条、其方より茂節々以次飛脚被仰越候へ、

此方より茂涯分可申越候、又天草へ可致漕送刻茂、緩

々と疎略不仕様ニ稠可被仰付候事、

□兵糧續間敷故、後立衆之内高原より日州表庄内・肝

付表之人数者可被召留由申越候へ共、はやはや皆被參

候而渡海由相聞得候間、是茂不罷成候、就夫日向其外

遠方衆被申候へ、遠方より致失墜參候間、縦被召帰候

共、近所之衆者無苦勞ニ被渡候間、被召戻、又被立候

而茂餘痛ニ茂相成間敷候、遠方衆被召帰候事ハ是非御

侘之由被申候、若人数被召帰候者、有馬・天草の御主

取衆へ被成御談合候へ、此方よりハとかく難申候事、

立之板結構ニ削不申候而茂不苦候、引切のまゝにても

早々申遣儀肝要候、其外仕寄着用□心得可被仰付候、

有馬・天草へ状遣候便次第御遣可被成候、猶追々可申

入候、恐々謹言、

猶々、六右衛門殿・彦左衛門殿へ長々御辛勞之由

御心得尤候、

正月廿二日

市来八左衛門殿

(宗友)

(川上)
久國

態申越候、

一前ニ如申、琉球より舟參候者、上荷を取、足を輕め、

早々如出水可被相廻候、少も油断有間敷候、又琉球舟

入津候へ、以次飛脚可被申□宿々へ申置候事、

一天門冬の漬物 上様御養生ニ入候、若其邊ニ於有之者、

早々持せ可有進上候、有無之返事早々承度候事、其地

舟加子西目へ可相廻由申候、不殘廻候哉、□仕上

せ舟も西目へ可被廻由申候、いまた出船不仕候者、一

刻も早々出船候様ニ可被申付候、恐々謹言、

(川上)
久國

正月廿二日

山川喫衆
内田才右衛門殿

野間口猪兵衛殿

尚々船頭・水手、若氣任のもの於有之者搦捕、早々

如此地可被指上候、已上、

一書申候、其浦之舟共如出水早々可相廻之由、毎度雖申越候、又々以廻文申候、其浦者出船候而も中途ニゆるくと隠居之由、其聞得候、於必定ハ上乘船頭之名書付、早々可被指上候、稠其科可申可申付候間、聊用捨有間敷候、恐々謹言、

正月廿二日

（川七）
久國

指宿 山川 穎娃 知覽 鹿籠

坊浦 泊 久志 秋目 加世田

841 □申越候、山川江琉球船着津候者、以次飛脚申□山川喫

衆へ申付候、自彼方状可参刻者、□夜白此方へ可相届候、於緩者後日稠可致沙汰候、疎意有ましく候、恐々謹言、

正月廿二日

谷山 平川 せまくし 喜入 前の瀆

瀬崎 指宿 山川

842 昨日 黃門様御氣色悪候而、事々敷吐血被成候由、御注

進申候、御驚可被成之間、又々様子申入候、御吐血出候後、□と御心安御座候、朝之御粥三ヶ一残候、昼之御膳も四分□候、晩之御食ハ少も不参故、夜ノ四ツ時分ニ

□不残参候、今朝之御粥も不残参候間、何もよろ□申候、琢庵へ御煩之成立有様ニ被仰聞候へ者、蜜

ニ御尋申候得者、最前より御煩ニツニ見置被成候、能成立候ハ、何々御へうり可申候、又悪成立候ハ、何々重々

可申と心當を御成候処、悪之道具年明にて次第ニ重、三日、然時ハ□氣遣之儀候、當時ハ御脈能候間、何事

ハ有間敷と被仰候、御やせハ元日之比より以之外増申候、江戸方々ニ飛脚入申候、爰元へ御道具衆五十人居候へ共、

ゑりくつにて飛脚遣など成間敷由申候、其元可為御事闕候へ共、廿人程被召届候へかし□事闕候間申事候、□

日之御状、矢文のやうす何も承届候、城責之儀□外世間之雜説、彼是被聞召合可被仰越候、

細川肥後守殿立允なとへ御書御音信共被成候哉、一段之儀候、左様申御衆へハ、此外ニも其御心得尤候御仕合を

以可申上候、前ニ如申候、兵糧つゝき申間敷由候、笑止
千萬ニ候、市米八左衛門殿米津へ被参候、岩切六右衛門
殿・川上彦左衛門殿物奉行ニ而被居候間、何事も彼方へ
可被仰越候、恐惶、

正月廿二日

(川上)
久國

(島津久元)
下野守様
(有末)
山田民部少様

(重徳)
三原左衛門様

人々御中

843 一書申候、仍 上様御葉ニ天門冬之漬物御用、自然其邊

唐人衆なと持候者、所望ニテ可有進上候、又其許之舟不

殘出水へ廻候様承度候、恐々謹言、

正月廿二日

(川上)
久國

児玉次左衛門尉殿御宿所

844 一書申候、仍 上様御葉ニ天門冬之漬物御用候、自然其

邊唐人衆なと持候者、^(所力)望ニテ候、可有進上候、若又白

皮唐人等ニも[□]所望候て、急度可被差上候、恐々、

正月廿二日

(川上)
久國

山内淡路守殿
御宿所

二十三日丁亥

845 寛永拾五年寅正月廿三日

天草立ニ付案文帳

右ノ通忠政自筆案文帳、用紙三十三丁・百田紙程ノ紙ニシ
テ、蝕ツキアリテ裡打有之、喜入氏家藏ナリシヲ田上某借
出セルニ、又大野某持居ラレ候ヲ、有馬矢左エ門正行ヲ頼
ミ、文政五年壬午三月借得テ、数篇熟讀シテ文箋ニ通シ、
誤ナキヤウ寫取置、今此に日々に從テ分載ス、

態申入候、仍爰元かう祢へ昨日皆々罷着候、

一昨日鬼塚源太左衛門尉殿御方へ被参候之間、條書を以

豊後守・摂津守より申上候、昨日此地へ参候間、四人

以談合申上候、三日已前ニ以御書中承候様子承届候、

御人数多被渡候へハ兵糧過分ニ入申由、細々被仰越御

尤存候、只今嶋元より以使札從其元被地江被仰談候、

同趣ニ此方へ聞得候、

一 野州老・三原左衛門佐殿是非可被帰せ由、從御奉行御承候間、人数不入候、御兩人ニ一人ハ御詰可被成欵、

於其儀者彼程被召置、余者如此方之被渡候へん由被仰越候事、

一 山民州老者近日如此方之可被越せ由相聞得候、嶋原へ千程被召置、天草へ五千、合六千ニて可然と被仰越候、就其人数之賦於爰元ニ談合可申由承候、村田郷左衛門尉殿へ細々可究由候間、如其心得申候事、

一出水へ為中取市来八左衛門尉殿可有御座候由承候之間、談合可申候、物奉行ハ岩切六右衛門尉殿・川上彦左衛門尉殿、船奉行ハ平田民部少輔殿・是枝喜右衛門尉殿之由候、平民部少輔殿ハ此方へ被渡舟奉行候、京泊へ者川越三右衛門尉殿舟手之兵糧可被承由候而、被召置候哉、何れも心得申候事、

一天草久田間へ人数着船、入 御耳、御感之由被仰聞、忝存候事、

一 爰元之山方々符申候、未きりしたん一人も見合不申と、

猶方々ノ山狩可申談合候事、

一 かうつらと申所へ番手として細川越中守殿人数此中被居候、吾々替可申由候之間、先千餘程参候て請取可申候、萬以條書白坂助兵衛殿へ申達候、此御報彼人ニて可被仰聞せ候、恐惶、

寅

正月廿三日

(入米院)

重國

(北郷)

久加

(善人)

忠政

(島津)

久賀

川上將監様

参

右ノ書簡ヲ白坂助兵衛に齎らして鹿児島に報告す、此夜戌刻、鹿児島より御使として稻留軍介甲根に到着し、去る廿一日久國の書を持参せり、其朝六ツ過に御吐血なと過分に遊し、御病躰重らせられし事とも承知して、皆く深く惶憂せしと也、然ともたとへ御大事にきハマりたるとも、軍衆ハ引取らず、いよく在陣して軍功を勵へき旨、御沙汰被為在候よし申渡せられたり、

846 「島原軍衆人數差出留上文者十九日ニ載オク也」

正月廿三日 一主從三人但舟乘廻、山川ニ着津、

同日 谷山大学左衛門尉殿

同日 一五人 正月九日ニ小松原へ着津、右同 岩元清左衛門尉殿

同日 一同式人内老人ハ正月廿二日ニ高根へ參、右同 同宗兵衛尉殿

一同式人内老人右同、右同 同宗兵衛尉殿

847 『正文在文庫』

山田民部少殿當地へ被遣候付而、尊書忝致拜見候、最前

私方より御人數當地へ被遣候様ニと申入候、則御返答承

届候、重而嶋津下野殿以、當地へ弥御人數被遣度之旨被

仰下候、其段伊豆殿・左門殿具ニ申談候、從江戸 上意、

御人數天草迄被差出被為置候様ニと之儀ニ候間、被任其

儀可然之旨、當地ニ被罷在候御家老中へ、伊豆殿・左門

殿被仰渡候、猶重而可得貴意候、恐々謹言、

『寛永十五年』 石谷十藏(貞徳) 為成(花押)

正月廿二日

(島津家久) 松平大隅守様 尊報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」二二〇五号文書ト同文ナリ)

848 御上使并家中之取次衆などへ可被上候間、獅子嶋にて鹿

を十四五尾程取せ候而、船便之刻有馬へ可被遣候、余之

御音信よりハ御失墜不入、結句さきよりハ可被成御請取

軟と出合申候、為御存知候、恐々、

尚々狩人など大勢參、造作不入様ニ噉來へ可有御談

合候、以上、

正月廿三日 (川七) 久國

市来(余志)八左衛門尉殿 御宿所 次飛脚

849 尚々獅子嶋にて鹿取候儀者入 御耳候、可易御心候、

以上、

上使達并取次衆又國大名衆へ為御音信、獅子嶋ニ而鹿を

取せ、舟便ニ可被遣由、市来八左衛門尉殿迄申越候、若

上使不被成御請取候者、御手前并此方御家中頭々へ拜領

をさせ尤存候、恐惶、

正月廿三日 (川七) 久國

(重傳)
三原左衛門佐様

(有卷)
山田民部少輔様

(島津久元)
下野守様

人々御中

850

猶々てんもんとうのミつけ少成共於有之者、訖可
被差上候、以上、

急度申候、仍 黃門様御氣相無然々候、就夫天門冬之蜜
漬御養生ニ入候、其元町唐人なと所持候ハ、所望候而、
御蔵入之夫ニ持せ、不依夜白可有進上候、恐々謹言、

正月廿三日

(前七)
久國

阿久根暖衆中

851

此状認候内ニ承付候、今朝も御痰血茶碗一ツほと出
候、血□たり被成之□由申候、野州老如御存知之

早晚□候故遅承付候、替儀候ハ、追々可申候、以上、

□書ニ如申候、去廿一日之朝、 黃門様事々敷

御吐血、氣遣仕候処、昨日者御粥も御食も如早晚不殘參
候而、御氣分も不悪由承、目出度□候處ニ、今晚七ツ

時分御痰のほり些御悪候つる、牛王圓共被上候而御痰も
さかり候、頓而御粥を參候へは、弥御心ちも直り候、乍
去ケ様ニ御座候積り、心遣千萬ニ候、當分者此方之醫者衆
談合にて御薬進上と聞得候、天門冬之蜜漬参度由被成

御意候へ共、此方□而無之候、長崎へ可有之候、從此
方人遣可申候へ共、船無之候間、自御方陸地を御道具衆
ニ持夫御付、加左衛門へ御状被遣候ハ、即時ニ可參かと
存候、定而路次者手形にて可通候、飛驒守殿・三郎左衛
門殿へ、大隅守氣色ニ付長崎へ薬求ニ候御手形被下候こ
と御申候ハ、可相調かと出合申候、參候者、不依夜白
はや傳間にて出水迄被遣、出水よりハ宿次□届候様、八
左衛門殿迄御状御付可被成候、醫者□右之漬物ハ御
喉之内もうるをひ、御氣□之間、一刻も早々申越候へ
と被申候、

琢庵事も急度可有上洛由被仰候へ共、今之御氣色を御見
捨於御上洛者、力を落し可申由遮而申候故、今少可被成
逗留由被仰、目出度存候、其許城攻などの物音ハ無御座
候哉、又御加勢可被成由被仰候、其御返事などハ無御座

852

候哉、承度候、一色左殿より状参候ハ、兵粮詰ニ可成様
聞得候通被仰候、諸陳之出合物音無御油断被聞召合、御
注進御申可為肝要と、納殿衆など被申候、為御心得候、
御用之儀共ハ市八左殿出水へ被居候間可被仰越候、恐惶、

正月廿三日

(川上)
久國

三原左衛門佐様

(有榮)
山田民部少輔様

(島津久元)
下野守様

参人、御中

急度申越候、

黄門様御氣色無然々候、天門冬之蜜漬御養生ニ可参由
候へ共、此方ニ無之候、従長崎被召寄可有御進上由、
陳の御三老へ申越候間、小早を被召立、此状可被遣候、
一天門冬自然其邊へ唐人など居候ハ、御尋候而可有御
持せ候、又けり御好物にて候處、此方へ一圓ニ不居候、
其地へ居候由承及候、懇衆へ被仰付、御射させ候而御
進上有へく候、

一楯之板者十枚廿枚充、舟便毎ニ早々可被遣候、又兵粮

853 『正文在文庫』

の御沙汰御油断有間敷候、猶御用之儀候ハ、追々可申
入候、恐々、

正月廿三日

(川上)
久國

市来八左衛門尉殿

(宗玄)
右次飛脚
御宿所

返々御氣色乍恐無御心元奉存候、以上、

當月十三日之尊書忝拜見仕候、如被仰下候、當地古城未
落城不仕候付而、今程築山・せいろう・竹把・仕寄など
無油断申付候、然者御手前御人数をも可被為指越之旨、
御尤奉存候、別爰元入申様に茂御座候者、松平伊豆守相
談仕、何時も従是御左右可申上候、委細之段山田民部殿
可被仰上候、恐々謹言、

『寛永十五年』

戸田左門

正月廿三日

氏鉄 (花押)

(島津家久)
松平大隅守様

尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二二〇六号文書ト同文ナリ)

尚々御病中被懸御心忝存候、以上、

爲御見廻被下渋谷四郎左衛門尉方、去八日之貴札致拜見候、殊琉球酒一壺・鱒塩引二被懸御意候、遠路被懸御心別而忝奉存候、御煩未然々共無御座通、四郎左衛門尉方物語承、無御心元存候、爰許于今相易儀無御座候、追付諸手仕寄ニ成可申と存候、將又昨日府内御目付衆よりの次飛脚ニ、上使衆へ申来候へ、鍋信濃殿・有玄番殿・立飛驒殿・越中守なども御暇出、帰國之由御座候、水日向殿・小笠原一門も當地へ被参候通ニ御座候、其外爰元之様子御使者可被及見候間、不能具候、猶期後音存候、恐々謹言、

『寛永十五年』

細川肥後守

正月廿三日

光利（花押）

（島津家久）
松平大隅守

貴報

（本文書ハ「旧記雜録後編五」二二〇七号文書ト同文ナリ）

二十四日戊子

855 寛明日記云、廿四日或へ廿二日

細川越中守有馬へ着陣、但息肥後守兩勢合二萬三千五百人、

一黒田右衛門佐今日着陣、但甲斐守・同市正カ三人ノ勢都合一万八千人、

私云、細川越中守・黒田右衛門佐有馬へ向日、或記ニ二月八日トアリ、何カ是ナルヤ、追テ可糺、

856 平塞録云、細川越中守ハ同ク廿四日ニハ豊後鶴崎へ到着、今日大風ニテ、江戸近郷民屋在家少々破損、但島原モ風強キ由也、

857の1 即日御打立也ト、廿六日ノ下ニ詳ナリ、

此日島津久賀・喜入忠政・北郷久加・入来院重國甲禰より川上久國に書を復し、公の御機嫌を窺ひ奉り、去る二十一日御直書をもて、伊東和州に御達の赴共畏り存す

る旨の御返答など申上られし、又市來宗友・岩切信堯・川上久康等、出水詰の役々にも返簡申候、齋糧乏くして軍衆を減少せらるへき事共申越せり、

857の2 『喜入撰津守忠政案文留』

尚々山民老少・新加賀守殿ハ有馬へ被越候間、連判不申候、此方へ紙多入候間、報書杉原之間一束早々可被遣候、かた折・中折注文を以申上候、早々御遣まぢ入候、

去廿一日之御状、夜前五ツ時ニ令披見候、然者松平主税助殿・伊東大和守殿へ從 黃門様御状御遣候哉、御書内ニ者候へとも、此方へハ不參候、御使稲留軍介ニ而候、大和守殿家老衆へ貴老より被遣候文箱一ツハ相届候、我々五人物頭申候間、御用可被仰聞之由、御状ニ被遊候哉、心得存候、兼又 黃門様御氣色相おとり、御吐血出申候而、御心遣之由被仰越候、承候而驚奉存候、就其御大事ニ成立候共、軍衆者不引取御奉公可申由被成御意候間、各其心得可仕候、恐惶、

正月廿四日

(入来院) 重國

(北郷) 久加

(喜入) 忠政

(島津) 久賀

川上久康
川上將監様

857の3 『全』

一書申入候、仍 黃門様御氣色少御おもり、御吐血出候由被仰聞せ、奉驚入候、餘々無心元存上候間、一書致進上候、定而早々可為御快氣候、御吉左右追々奉待候、恐惶、

正月廿四日

(入来院) 重國

(北郷) 久加

(喜入) 忠政

(島津) 久賀

川上左將監殿

857の4 『全』

尚々兵糧一刻も早々かうつらのことく可被渡候由、
川彦左衛門尉殿・岩六右衛門尉殿へ以書中申越候間、
其状細々御覽候て御下知尤候、以上、

御書中令披見候、仍米之津へ為御下知之御越之由、御太
儀候、然者御人数七千五百人此地へ渡候哉、相残衆其地
へ三千三百六拾八人候之由承候、其衆此地へ可被渡事ハ、
今程御無用ニ候、嶋原へ御談合申候間、其返事次第注進
可申候、嶋原より山民少老今明日此方へ越可有候間、様
子相知可申候、野州老・三原左衛門佐殿も近日御暇にて
帰陣候へん由被仰越候間、彼是人数可被渡事、御ひかへ
尤候、萬爰元より談合可申入候、恐惶、

正月廿四日

(入米院)
重國

(北郷)
久加

(喜入)
忠政

(島津)
久賀

市米八左衛門尉殿

御報

御書中令披見候、仍其地へ御両所御詰候由御太儀候、其
元へ被残候人数くり渡之儀承候へ共、當分者不入候、嶋
原よりも其物音被仰越候、殊ニ野州老・三原左衛門佐殿
も御暇出候間、可為御帰由被仰越候、然間、彼是人数渡
海之儀ハ被引へ候て、此方之注進御待有へく候、此由市
八左殿へも申越候、兼又米之員数書付給候、慥ニ見申候、
爰元之衆廿日飯米渡候間、米早々此地へ御渡候へん事專
一候、五日過候ハ、可為迷惑候間、一刻も早々追々可被
渡候、人数不入候間、米を其舟ニ而早々可被渡候、無其
儀候ハ、可為笑止候、爰元者かう祢と申所ニ而候、五日
中かうつらへ皆々陣替申候、先千四五百今日より参候間、
かうつらのことくこかせ有へく候、本渡者大船不通候由
申候間、如柳木可被通候、片時も急可被遣、かうつらハ
番手ニ罷成候、日數八日程之逗留不知事候、長く候へん
用意可然候、恐々、

正月廿四日

(入米院)
重國

(北郷)
久加

(喜入)
忠政

久賀 (島津)

岩切六右衛門尉殿 (信濃)

川上彦左衛門尉殿御報 (久康)

858の1

此日出水衆中井尻三郎右衛門祐永も島原に還らしめ、それに持せて、久賀等四將より島津久元・山田有榮・三原重庸に書を復し、軍衆減少の事を議れり、

858の2
〆全

御書中令披見候、仍井尻三郎右衛門尉殿を以被仰越候様子承届候、然者将監殿より其元へ被仰越候趣具ニ承候、米五十石有之由候哉、就其御人数過分ニ被渡候而ハ如何之由御尤候、如仰之三人軍役、外ニ過分之過上之衆ハ可被帰事尤候、乍去村田郷左衛門尉殿へ賦之様子相尋可申由承候間、細談仕候得者、書物被仕候之間、懸御目候様子ハ御使井尻三郎右衛門尉殿江細々申達候、御談合候而早々可被仰越候、御國之軍役之高を以、三人役ニ爰元へ渡候衆賦候へハ、過分ニへり申候、又被召置候へハ、な

かゝ然ハ過上衆成間敷候、御帰候へてハニて候、御佗被申上候する間、出水へ三千三百餘被罷居候衆を、於彼方ニ御吟見候て、可被帰衆・可被渡衆御談合可入と存候、何様口上申達候、恐惶、

(入来院)

重國

(北郷)

久加

(喜入)

忠政

(島津)

久賀

正月廿四日

三原左衛門佐様 (重庸)

山田民部少輔様 (有榮)

下野守様 (島津久元)

斯て島津豊後守久賀・喜入撰津守忠政薩軍二千を將ひて、陣を上津浦の番手に移さんとて、此日帆を甲根に揚げて、其夜は舟を巢本に繋けり、去れど北郷佐渡守久加・入来院石見守重國等はなを甲根に留りて、賊を山々〳〵に狩れり、是も狩つくして、後は與に往て上津浦番手の賦なり、

858の3

院石見守重國等はなを甲根に留りて、賊を山々〳〵に狩れり、是も狩つくして、後は與に往て上津浦番手の賦なり、

859 「忠政從兵小川監物日記」

一廿四日ニ上津浦へ陳直しとて出舟にて、晩ニかろふし

ろと云所へ舟懸、廿五日ニ柳之瀬戸へ舟還り候、

860 「久賀從兵時任氏日記」

一二十四日、かうね御出船にて池之浦と申所ニ船掛、同

廿五日池の浦御出船にて、柳之瀬戸ニ船掛、

二十五日己丑

861 寛明日記云、廿五日 上使本郷庄左衛門有馬へ着、

862 平塞録云、細川越中守(様脱カ)、廿五日、龍田口(行カ)通りヨリ直ニ島

原へ出陣セラレ、熊本ノ城ニハ立寄ラス、其夜ハ川尻ニ

止宿セラレケル事、廿六日ノ下ニ詳也、

863の1 此日、島津久賀・喜入忠政等、巢本より上津浦に番手し

居れる熊本侯の物頭清田石見守へ先状を贈り、代合の日

限等を問ふ、

863の2 『忠政案文留』

態以使札申入候、仍上津浦御番手之事、薩摩より受取可

申候由、有馬之御奉行より被仰出段、嶋津下野守より申

越候間、受取為可申かうねより昨日此方巢本迄罷越候、

今日柳迄順風能候ハ、可罷越候、其元御番手請取可申、

定日為可承合用使札申入候、御返事ニ細々可被仰越候、

尚使者口上ニ申達候間可被仰越候、恐惶、

正月廿五日

(善心)
忠政
(島津)
久賀

清田石見守様

参人々御中

864 此日、忠政等遂に柳瀬戸まで着船なり、

島津久元・三原重庸・山田有榮、島原より鮫島民部左衛

門巢本に遣わして、久賀・忠政等に數件の返答をなせり、

此夜、原の城より來奔するものあり、久しき籠城にて、

薪其外諸色に迫たるよしを語り、
二十六日忠政等
案文ニ見ヘタリ、

猶以今度之御手柄中々可申入様も無之候、其日の御

頼越れたり、此等を觀て、重庸がその頃世に名を振へる事とおもひ知るべし、

衛門にも面謁し給ひなば、誠に外聞よけんとこの事まで

贈物をし、深く其手柄を褒美し、且豆州の營にて三右所に使に下されしを便として、此日賀書を揮て重庸に

大納言様より、彼が子三右衛門を松平伊豆守信綱の陣

ごろ射を學べる吉田一水軒印西も傳聞、一入感賞にて、

去る元日の城攻、寄手殊に敗軍せしに、三原重庸只一騎數萬の中より城の方に引返し、兼て犬追物を修鍊して弓馬の達者なれハ、駈つゝ數箭を射られし事ども、日

一久右衛門様御越被成候而、一日御滞留にて候、

正月末頃、城内より夜に紛れ、式拾五六の女一人抜出うろたへ候を、松倉衆引搦云々、

合戦、味方おくれ合戦之由候処、手柄可申様無之仕

合共ニ候、拙者満足御推量可被成候、以上、

一筆致啓上候、然者肥前表為御使被成御越候之由、御苦勞共ニ候、併於彼表御手柄、殊ニ御弓にて無比類御働キ様子、拙者躰大慶不過之候、當家之弓すたり申間敷故と存候へ共、拙者老人の大悦ニ存候、就其日外赤羽之矢の儀、頃日ハ矢師共調錯亦者染矢なとも無之故、于今出来不申、然共時分柄之儀ニ候間、御用ニ候半欵と山鳥のヲ先下申候、先度重而可被仰付候、若此矢御用ニ無之候ハ、御もとし可被成候、不苦候、次ニ忉三右衛門尉從 大納言様・松伊豆殿為御馳走使被仰付罷下候、定而貴殿豆州江切々御越可被成候間、御對面候而可被下候、外聞ニ候間、拜申入候、猶道是より可申入候、恐惶謹言、

正月廿五日 吉田印西 判

追而うつほの儀、今日も平内上京候、出来次第ニ道是渡可申候、

三原左衛門様

人々御中

同廿五日、池ノ浦御出船ニテ柳之瀬戸ニ船掛、

御使札忝奉存候、如貴意當城御番被仰付候而、二三日以前此地致着船候、然者切支端共未當嶋中隠居候付、山さかし被成候様ニト、松平伊豆守殿・戸田左門殿より被仰入候哉、就夫御人数被差越候由、得其意存候、爰元相當之御用等於御座候者、可被仰聞候、随而御氣色于今然と無御座候由、無御心元存候、猶追而可得貴意候、恐々謹言、

『寛永十五年』

正月廿五日

伊東大和守

祐久(花押)

松平主税助

忠重(花押)

(島津家久)
松平大隅守様

貴報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」二二〇八号文書ト同文ナリ)

一從佐土原参候けり御もたせ候、則致披露候、御葉之儀候間、随分可参候、能々御礼申様ニト被仰出候、御氣色も無然々候、日増御草臥ニテ氣遣迄候、御食もちとおとり候、横寝不被成故、弥御草臥と聞得候、一自有馬鬼塚源太左衛門尉為使被参候、松平伊豆守殿より、軍衆之外諸國よりノ使ハ早々被罷歸候へ、被入衆大勢居候得者軍方之さハリニ被仰出候、野州・左衛門尉殿も 大隅守付置候間、今□□罷居度由被為申候、其御返事ハ未無之候由被仰越候、諸國之使者帰宅にて候ハ、此方之衆も可被歸と存候事、

一天草へ此中越中守殿衆被居候、さつま衆替候様ニト上使被仰付候而、為被為替之由申来候、番手ニテ候ハ、二千三千ノ間可被居かと存候、替儀候ハ、互可申通候、又主計助殿仕合能御下國□成度候、恐々、

正月廿五日

(川上七)
久國

仁禮藏人殿御報

覺

一 鬼塚源太左衛門尉を以被仰越候御条書之趣、精承届候事、

一去十九日ニ諸國之使者、下野守殿・左衛門佐殿、自松

平伊豆守殿被召寄、可被為帰由被 仰出候哉、其旨以

東郷肥前守入 御耳候得者、實々左様ニ被仰、諸國之

衆も被帰□□帰宅被申候様ニと被 仰出候事、

一 嶋原へ御加勢之儀も度々被成御申候、城も仕寄改にて

候ハ、此方ハ遠國にて候間、無道具ニ而他國衆へハ

追付申間敷候条、御加勢御望之儀達而可被申儀者可為

無用之由、御意被成候事、

一天草弥此方之衆番手ニ極候ハ、大勢ニテ狼藉彼是心

遣之儀ニ候間、上使ハ□□三千欸二千かほと被召置候

而能候はんかと、御使衆功者衆なと被申候事、

一 陳へかろき衆可被付置由、上使被仰候哉、以御談合

可被仰付事、

正月廿五日

(川上)

久國

鬼塚源太左衛門尉有馬へ持參の条書也、

覺

一 黄門様御氣色無替儀候、昨日之朝暁御粥を參候処、御
むせ被成候故不參候、それより御ぐしうち、昼の御膳

・晩之御膳も三部一ツ、相殘申候事、

一 昨晚者静ニ御座候、今朝者御粥へ御むせ被成候付、御

めし可參由被成御意、唯今四時分ニ參候、御膳下り候

を我も參候而見申候、早晚の中碗ニ七分程被次候□十

分一ほと參候、御汁・御菜などハ少も不參候事、□末

御末ニ居申内ニ、宮内卿殿被參候而被申候ハ、唯今御意

ニ而候つる次第ニ御食も成かね候、御食を御のミ□□

□可被成御力も無御座候間、頼なく 思召由為被□□

肥前守、我等其外御末ニ被居候衆ニ被申候、何共氣遣奉

存候事、□めうへ御氣色之御様子細ニ尋申候、彼人被

申候ハ、□御熱氣さし候哉、御小袖をうすく召候て、

御扇なと□つかひ被成候、障子も御明させ被成候、御

足者御よるの物の外ニ御出し被成候由被申候、

一如右之御座候処、我等一人罷居、心遣千萬ニ候、御三

人間ニ一人御帰宅候へかしと存候事、

正月廿五日

鬼塚源太左衛門尉殿にて候、

(島津久元)

野州様

(有光)

山田民部少様

(三原重勝)

三左衛門佐様

覚

一爰元久玉よりかう祢と申所へ五里陳替申候事、

但先衆者四日巳前より以海陸遣候事、

右、かう祢へ人衆次第ニ被遣候哉、尤候、人衆之□

□可被仰越候、後日從天下兵糧出儀も可有之候、

一從其元之御下知、又者此方談合衆中以吟味有馬へ渡候

衆之外ニ、無届被越候衆御座候、可為如何之事、

右、自爰元御賦之外氣任ニ可被打立衆者、飯米船間

不被下、其上追而曲事之段可被仰出由候、從御方有

馬へ氣任ニ被参候衆も可為同前哉、有馬之御三老へ

可有御談合候、

□元軍衆氣任、無是非候、我々四人にて可申調事□

成間敷候、御國御為惡事、心遣千萬候事、

右、何共笑止ニ候、國御為之儀候間、涯分稱御下知

被成尤候、嶋原へ御加勢無之候ハ、御番ニ大勢ハ

入ましく存候、

一山田民部少輔殿諸事御談合被成下知候処、為御使有馬

へ被成越候間、萬四人にて下知申候而も、諸人無合点

候事、

右者、御三老へ被仰越可有御談合候、爰元より可被

相越衆無之候、黃門様御氣色もおもり候故、御使

衆なとも自國他國之儀ニ付一切障無之候、

一新納加賀守殿かう祢より直ニ有馬へ昨日渡海之由、承

及候、兩人者談合不承候事、

右之儀も御陳へ可被仰遣事、

一かうつらへ細越中守殿衆清田石見守殿為番手被居候、

薩摩衆可被替由、鬼塚源太左衛門尉殿を以、野州老・

左衛門佐殿より御奉行御下知之由被仰越候、□以談

合可罷越事、

右、天草番手之儀、此方へ御番之様子從江戸も被仰

下候間、早々肥後衆へ被成御替り尤候、就夫次第ニ

874

人数之分量御談合可入候、巨細者鬼塚源太左衛門尉殿へ申合候間、可被聞達候、天草・有馬ハ御蔵入成候やうニ江戸より聞得申候間、弥狼藉無之やうニ可被仰付候、以上、

正月廿五日 鬼塚源太左衛門尉殿
便ニ川上左近将監(久國)

喜入撰津守殿(忠政)

入来院石見守殿(重國)

北郷佐渡守殿(久池)

豊後守殿参(島津久寛)

一國分之山伏存堯坊・本林坊・大鏡坊、爰元御驗者可被仰由候間、一刻も早々帰宅候やうニ可被仰付候、延引候ハ、あしかるへく候、以上、

正月廿五日 鬼塚源太左衛門殿便ニ(久國)
川上将監

喜入撰津守殿(忠政)

入来院石見守殿(重國)
右ハ前ノ条書ニ而被仰候ヘ共、此留ハ如此也

北郷佐渡守殿(久池)

豊後守殿(島津久寛)

文
書
目
録

例言

- 一 本巻に収めた「寛永軍徴」巻一から巻十三までの文書及び記事のすべてを、掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、年紀を欠くもので推定しうるものは（ ）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

番号	年月日	文書名	番号	年月日	文書名
		卷之一			
一	寛永九年 五月廿七日	元寛日記	二二		秋月氏一枚系図長門守伝記
二	寛永九年 五月廿七日	伊勢貞昌披露状	二二		不忘危
三		寛明日記	二四		伊地知季安記事
四		元寛日記	二五	寛永九年 七月十八日	本田親紀指出
五(寛永九年)	六月 五日	島津家久書状	二六	七月廿八日	江田兼吉指出
六 寛永九年	六月十一日	島津家久袖判条書	二七(寛永九年)	朔日	島津氏軍役賦
七 寛永九年	六月十一日	島津久元・伊勢貞昌連署寛	二八	八月 五日	伊地知四郎兵衛尉指出
八 寛永九年	六月 吉日	島津氏出陣賦	二九	八月 五日	島津氏軍役賦
九 寛永九年	六月十三日	水野勝成外四名連署書状	三〇		加久藤衆中乘馬衆・鉄砲衆指出帳
一〇 寛永九年	六月十六日	細川忠利書状	〇1	八月	白坂篤豊指出
一一	六月十七日	白坂篤豊書状	〇2	八月十二日	西田時通・同市左衛門尉指出
一二	六月廿一日	谷口重成・西田時通連署書状	〇3	八月十二日	井上常刀長指出
一三(寛永九年)	六月廿一日	某寛書	〇4	八月十二日	鉄砲衆人数留
一四 寛永九年	六月廿二日	某寛	三一	八月十九日	島津氏軍役賦
一五(寛永九年)	六月廿二日	島津久元・伊勢貞昌連署寛	三二	八月廿二日	島津久元・伊勢貞昌連署書状
一六 寛永九年	七月 吉日	島津家久・同光久麾下人数注文	三三(寛永十八年)	五月十四日	岩井藤兵衛書状
一七(寛永九年)	七月十二日	新納忠清書状	三四		寛明日記
一八	七月十四日	五代友光書状	三五	九月 八日	島津家久袖判寛
一九	七月十八日	五代友光書状	三六	九月 十日	島津家久書状
二〇		無名雜抄	三七		元寛日記
二一		川上氏略系図	三八		山田七郎右衛門尉外二名連署書状
			三九(寛永九年)	十二月十四日	寛明日記
			四〇		

四一 寛永 九年十二月 六日 島津久元外三名連署寛
 四二 泰平年表
 四三 寛永十一年十一月廿六日 島津家久覚
 四四 寛永十二年 四月 三日 島津家久供勢注文
 四五 寛永十二年 四月 三日 島津光久供勢注文
 四六 北郷久加軍役賦
 四七 寛永 七年 七月 四日 石高帳

卷之二ノ上

四八 伊地知季安記事
 四九 伊地知季安古書拔書
 〇一 永禄 三年 十月 吉日 島津忠久下向時役人交名
 〇二 伊地知季安記事
 〇三 永和 元年 八月 十日 今川了俊書状
 〇四 伊地知季安記事
 〇五 山田聖栄日記
 〇六 伊地知季安記事
 〇七 山田聖栄日記
 〇八 伊地知季安記事
 〇九 進上物注文
 一〇 伊地知季安記事
 一〇 島津忠昌社参随兵人数書上
 五一 貴久公記
 一 記事
 二 天文 八年 正月 日 島津貴久・同忠良連署掟書

五二 三島本覚坊日記抄
 五三 九月廿三日 島津日新良書状
 五四 川上久辰日記
 五五 (天正六年カ) 六月 八日 島津忠平義書状
 五六 高麗日記
 五七 肥後合戦陣立日記
 五八 文政十三年十一月廿一日 肥後合戦陣立日記副書
 五九 諸外城武刃功者度々談合衆交名
 六〇 島津義久代老中・使衆交名
 六一 (慶長六年カ) 十一月十一日 伊勢貞成掟書
 六二 (慶長七年カ) 十月 五日 新納忠増覚書
 六三 島津家軍役衆盛書付等拔書
 一 記事
 二 天正 四年 八月 朔日 高原城攻出陣賦
 三 (天正 六年カ) 軍役賦
 四 某覚書
 五 某覚書
 六 天正十九年 朝鮮出兵衆盛
 七 大村重頼日記
 八 (天正十八年) 正月十七日 町田久倍・平田歳宗連署書状
 九 (文禄 二年 五月 廿日) 豊臣秀吉朱印状抄
 一〇 文禄 二年 七月廿七日 豊臣秀吉朱印状
 一一 (文禄 三年 六月カ) 島津義弘覚書抄
 一二 (文禄 三年 八月 五日) 島津義弘書状抄
 一三 九月廿九日 島津義弘書状

の14	某書状	の3	慶安二年 四月廿六日	島津光久袖判条書
の15	某書状	の4	北郷久加譜	
の16	(文祿 四年 正月十五日)	の5	島津久元一代記	
の17	(慶長 二年 二月廿一日)	の6	某記事	
の18	(慶長 二年 五月十一日)	の7	古日記	
の19	慶長 元年十二月 五日	の8	某記事	
の20	(文祿 三年) 九月廿一日	の9	文化 三年 六月十二日	某記事 記録奉行平田貞太郎外四名連署取調上書
の21	七月十五日	の10	寛永十二年 十月 九日	伊地知季安記事 某覚書
の22	七月 二日	の11	七一の1	三枚屏風賛
の23	新納忠増日記	の2	宝永 七年閏八月十二日	三枚屏風賛追記
の24	高麗日記	七二の1	古日記(平田可竹日記カ)	
の25	緒方主殿覚書	の2	伊地知季安記事	
の26	(慶長 五年) 四月廿七日	七三	享保十五年十二月 吉日	木村時央覚書
の27	島津惟新義弘書状抄	七四	某覚書	
の28	庄内軍戰場改日記	七五の1	元文 三年 正月	島津久貫達写
の29	戰場御供衆人数書上	の2	(元文 三年) 正月	島津久貫達写
の30	卷之二ノ中	の3		伊地知季安記事
の31	六六(慶長 五年 八月十九日)	の4	寛政 元年 八月	蘭田与藤次答書写
の32	六七(寛永 九年 八月廿二日)	の5		某口達覚別紙副書写
の33	六八(元和 九年)	の6	十二月十五日	某口達覚
の34	六九(寛永十六年 八月 六日)	の7	天明 七年十二月十五日	岩切嘉藤次申渡書
の35	七〇	七六		譚数筆録
の36	異国方手当一件拔書	七七	慶長 九年閏八月十九日	島津家久・同義久連署法度
の37	伊地知季安記事			
の38	北郷久加譜			

卷之二ノ下

七八	慶長十三年	九月 六日	琉球渡海軍衆提書	九四	元亨 四年	正月廿七日	守護狩夫支配状
七九			琉球渡海軍衆交名	九五	元亨 四年	四月十八日	沙弥円也守護狩夫支配状
八〇			軍衆一紙目錄	九六	元亨 四年	四月廿二日	守護狩夫支配状
八一	慶長十七年十二月	晦日	軍役並兵具注文	九七	元亨 五年後	正月廿二日	島津貞久国廻狩供人注文
八二	慶長十八年十二月	朔日	軍役賦帳	九八			鯨島松岳日記
八三			慶長十九年日記	九九			応永記
八四	寛永十八年	九月廿七日	大阪陣之事某覚書	一〇〇			伊地知重実古日記
の1			記事	一〇一			大村重頼日記
の2	(慶長十九年)	十二月廿二日	本多正純書状	一〇二			島津久馮日記
の3	(慶長十九年)	九月廿三日	豊臣秀頼書状	一〇三	元禄十五年	正月十二日	島津久明外四名連署覚
の4	(慶長十九年)	九月廿三日	豊臣秀頼書状	一〇四		十二月廿九日	評定所覚
の5	慶長十九年	十月十三日	島津家久書状	一〇五	宝永 七年	二月	関狩条書
の6	(元和 元年)	四月 廿日	本多正純書状	一〇六	享保 九年	二月十三日	某達
の7	(元和 元年)	五月 九日	山口直友書状写	一〇七			某関狩日記
の8			記事	一〇八			吉田成芳覚書
八五	慶長 廿年	四月 二日	佐多忠増外三名連署書下	一〇九		四月廿七日	得能造酒之丞覚
八六	慶長 廿年	四月 二日	佐多忠増外三名連署書下	一一〇			某覚写
八七	慶長 廿年	四月 二日	市来家繁書下	一一一			島津氏軍役賦
八八	慶長 廿年	四月 八日	佐多忠増・本田親正連署書下	一一二		十月廿九日	新納又左衛門覚
八九	正応 二年	八月廿一日	守護狩役左手右手書分	一一三	享保 三年	六月 六日	平田以休付書
九〇	正応 二年	八月廿一日	守護狩踏馬役注文	一一四			野村良綱略系
九一	正応 二年	八月廿三日	守護代狩雇狩人注文	一一五		十一月廿一日	肝付主殿伺書拔書
九二	元亨 三年	七月十一日	守護狩步兵差符	一一六		九月 六日	比志島隼人達
九三	元亨 四年	正月廿五日	沙弥円也守護狩夫支配状	一一七	寛文十二年	三月 吉日	雲野玄龍兵書拔書

卷之三

- 一八一 伊地知季安記事
- 一八一 徠翁鈔書
- 一一九 日新菩薩記
- 一一〇 友野甲斐入道申状
- 一一一 上井寛兼日記
- 一一二 勝目兵右衛門聞書
- 一一三 記事
- の1 豊臣秀吉パレン追放令
- の2 記事
- の3 浅野長政・戸田勝隆連署状
- の4 豊臣秀吉朱印状
- の5 島津龍伯義写
- 一二四 島津義弘掟書抄
- 一二五 島津義弘掟書抄
- 一二六 衆中連署起請文
- 一二七 樺山忠真外四十七名連署起請文
- 一二八 伊地知季安記事
- 一二九 文
- 一三〇 めんてす書状
- 一三一 (慶長 九年) 島津惟新義書状
- 一三二 唐土より与へられたる標幟ノ
- 一三三 添書並某覚書
- 一三四 唐土より与へられたる標幟図
- 一三五 徳川家康異国渡海朱印状
- 一三六 某覚書
- 慶長日記
- 一三七 安藤直次外二名連署書状
- 一三八 慶長日記
- 一三九 某日記
- 一四〇 天草覚書
- 一四一 (元和 二年) 酒井忠世外四名連署奉書
- 一四二 元和 三年 徳川秀忠朱印状
- 一四三 八月十六日 本多正純外三名連署書状
- 一四四 八月廿三日 柳營秘鑑
- 一四五 某日記
- 一四六 寛永 十年 土井利勝外四名連署覚
- 一四七 某日記
- 一四八 寛永十一年 三月 日 大迫吉之丞口上覚
- 一四九 旧伝集
- 一五〇 御役元基抄
- 一五一 柳營秘鑑
- 一五二 有馬豊氏書状
- 一五三 寛永十二年 九月廿六日 島津久元・伊勢貞昌連署書状
- 一五四 寛永十二年 九月廿七日 島津久元・伊勢貞昌連署書状
- 一五五 寛永十二年 十月十二日 榑原職直・仙石久隆連署書状
- 一五六 (寛永十二年) 十月十七日 伴天連人数書付
- 一五七 寛永十二年 十月十七日 島津久慶外四名連署達
- 一五八 寛永十二年 十月廿一日 某覚
- 一五九 寛永十二年 十月十七日 島津久慶外四名連署達
- 一六〇 寛永十二年 十一月 一日 島津久慶外三名連署覚
- 一六一 寛永十二年 十一月 朔日 島津久慶外三名連署覚
- 十月 何日 庄屋書物

頁	何日	内容	頁	何日	内容
一六二	十月	当国居付旅人書付	一八六		薩隅日人数改一紙目錄
一六三	寛永十二年十一月朔日	五人組起請文前書	一八七		札改開書
一六四	寛永十二年十一月朔日	当国居付旅人起請文前書	一八八	四月十九日	島津久慶外三名連署書状
一六五	寛永十二年十一月朔日	ころびきりしたん起請文前書	一八九	二月十一日	島津久慶外三名連署書状
一六六	寛永十二年十一月朔日	起請文前書	一九〇	二月廿一日	島津家久寛
一六七	寛永十二年十一月朔日	暖衆起請文前書	一九一		種子島氏記録
一六八		きりしたん所持道具目錄	一九二	四月十八日	島津久慶外三名連署書状
一六九	寛永十二年十一月朔日	島津久慶外三名連署寛	一九三		種子島氏記録
一七〇	(寛永十二年)十一月一日	札改番帳	一九四	五月十九日	土井利勝外四名連署達
一七一	寛永十二年十一月二日	高山衆中五人組指出帳	一九五		某記事
一七二	(寛永十二年)十一月二日	西純政外二名連署書状	一九六	秋月氏旧記	記事
一七三	寛永十二年十一月五日	島津久慶外三名連署寛	の1		
一七四	(寛永十二年)十一月九日	谷口重成・西田和泉守連署達	の2	八月十四日	松平信綱・阿部忠秋連署書状
一七五	十二月六日	島津久慶外二名連署書状	一九七		種子島氏記録
一七六	(寛永十二年)十二月十一日	隠人調届書	一九八	十月十三日	伊勢貞昭外二名連署書状
一七七	(寛永十二年)十二月十一日	隠人調届書	一九九		種子島氏記録
一七八	(寛永十二年)十二月十一日	谷口重成・西田和泉守連署隠人調届書	の1		記事
一七九	(寛永十二年)十二月十一日	谷口重成・西田和泉守連署隠人調届書	の2	二月十一日	種子島久時口上覚
一八〇	(寛永十二年)十二月廿三日	島津久慶外二名連署書状	の3	二月十一日	種子島久時口上覚別紙副書
一八一		加久藤衆中町在郷人数改目錄	の4		記事
一八二	十二月廿九日	市来八左衛門尉覚	二〇〇		幕府差出書付次第書
一八三	四月十六日	大迫尚信書状	二〇一	八月十日	伊勢平右衛門・相良仁右衛門連署書付
一八四		日本後紀	二〇二	七月廿三日	新納又左衛門寛書
一八五	十月廿四日	川上久国外二名連署書状	二〇三	十一月廿五日	島津光久書状
			二〇四	十二月廿八日	久世広之書状

二〇五	延宝 二年十一月廿五日	島津光久書狀	二二三	元寬日記
二〇六	(延宝二年) 十二月廿八日	大久保教勝書狀	二二四	寬明日記
二〇七	延宝 二年十一月廿五日	島津光久書狀	二二五	天草征伐說書
二〇八	(延宝二年) 十二月廿七日	杉浦正昭書狀	二二六	藤掛覺書
二〇九	上年寄日記	上年寄日記	二二七	星野寿庵覺書
の1	記事	記事	二二八	伊地知季安記事
の2	元禄 二年 十月十七日	異国座達	二二九	天草征伐說書
の3	元禄 二年 十月廿一日	町奉行所達	二三〇	藤掛覺書
の4	(元禄 二年) 十月廿一日	上町年寄塩津彦左衛門外三名 連署達	二三一	平塞錄
の5		記事	二三二	星野寿庵覺書
二一〇		伊地知季安記事	二三三	寬明日記
二一一	享保 三年 二月	幕府奉行達	二三四	天草郡覺書

卷之四				
二二二		伊地知季安記事	二二七	天草征伐說書
二二三		元寬日記	二二八	藤掛島原軍記
二二四		平塞錄	二二九	平塞錄
二二五		元寬日記	二四〇	星野寿庵覺書
二二六		天草征伐說書	二四一	寬明日記
二二七		藤掛島原軍記	の1	記事
二二八		星野寿庵覺書	の2	幕府法度
二二九		藤掛島原軍記	の3	記事
二三〇	(寬永十二年) 十月十七日	島津久慶外四名連署書狀	二四二	伊地知季安記事
二三一	寬永十五年 正月 五日	鹿兒島賦所手形	二四三	伊地知季安記事
二二二		伊地知季安記事	二四四	平塞錄

の1	記事	十月廿七日	井上孫兵衛書状	二六四
の2	記事	十月廿七日	田中宗行外二名連署書状	の1
の3	記事	十月廿七日	寛明日記	の2
の4	寛明日記	十月廿七日	藤掛集書	の3
二四五	星野寿庵寛書			二六五
二四六				二六六
二四七				二六七

卷之五ノ上

二四八	伊地知季安記事	十月卅日	小林十右衛門書状	の2
二四九	道家清蔵書状	十月晦日	永良彦太夫書状	の3
二五〇	松井興長外二名連署書状	十月晦日	牧野成純・林勝正連署書状	の4
二五一	松井興長外二名連署書状	十月晦日	平塞録	の5
二五二	松井興長外二名連署書状	十一月朔日	石原太郎左衛門書状	二六八
二五三	藤掛集書			の1
二五四	寛明日記			の2
二五五	天草征伐旧説			二六九
二五六	藤掛集書			二七〇
二五七	平塞録			二七一
二五八	星野寿庵寛書			二七二
二五九	松井興長外二名連署書状	十一月三日	米田是季外二名連署書状	の1
二六〇	平塞録			の2
二六一	薩本島原軍記			二七三
二六二	児玉利昌書状			二七四
二六三	出水古書			二七五

文書目録

の2		十一月 四日	田中宗行外二名連署書状	二八七		十一月 八日	板倉重宗外三名連署書状写	二八七
の3			記事	二八八			平塞録	二八八
の4		十一月 四日	三宅重利書状	二八九			板倉重矩常行記	二八九
二七六			平塞録	二九〇			武野燭談	二九〇
二七七			藤掛集書	二九一			平塞録	二九一
二七八			星野寿庵覚書	二九二			藤掛集書	二九二
二七九			寛明日記	二九三			星野寿庵覚書	二九三
二八〇			平塞録	二九四			寛明日記	二九四
の1			記事	二九五			藩幹譜	二九五
の2	寛永十四年十一月 六日		島津久元外二名連署書状	二九六			平塞録	二九六
二八一			平塞録	二九七			星野寿庵覚書	二九七
の1			記事	二九八			平塞録	二九八
の2	十一月 七日		三宅重利書状	二九九			平塞録	二九九
の3			三宅重利書状別紙添書	三〇〇			寛明日記	三〇〇
の4	寛永十四年十一月 七日		三宅重利書状別紙添書	三〇一			平塞録	三〇一
二八二			伊地知季安記事	三〇二			藤掛集書	三〇二
の2	寛永十四年十一月 七日		三原重庸書状	三〇三			星野寿庵覚書	三〇三
二八三			寛明日記	三〇四			藤掛集書	三〇四
				三〇五			薩本島原軍記	三〇五
				三〇六			伊地知季安記事	三〇六
				三〇七			寛明日記	三〇七
二八四			平塞録	三〇八			島津久慶外二名連署書状	三〇八
二八五			伊地知季安記事	三〇九			島津家久書状	三〇九
の2 (寛永十四年)	十一月 八日		島津家久書状	三一〇			平塞録	三一〇
の1			伊地知季安記事	三一〇			藤掛集書	三一〇
二八六			板倉重宗外三名連署書状写	三一〇				三一〇
の2	十一月 八日			三一〇				三一〇

卷之五ノ下

三二二	星野寿庵覚書	の1	記事
三二三	平塞録	の2	十一月十八日 板倉重昌・石谷貞清連署書状
三二四	寛明日記	の3	記事
三二五	天草郡覚書	の4	□十一月十八日 幕府目付口上書写
三二六	緒方主殿覚書	三三三	平塞録
		三三四	平田宗直万曳付留
		の1	十一月十八日 銀子送状
		の2	十一月十八日 中紙・片折・筆・墨送状
三二七	平塞録	三三五	天草覚書
三二八	星野寿庵覚書	三三六	十一月十八日 町田久則書状
三二九	小川監物日記	三三七	平塞録
三三〇	田代衆中島原立之覚	三三八	藤掛集書
三三一	平塞録	三三九	星野寿庵覚書
三三二	平田宗直案文留帳外表題目録	三四〇	平塞録
三三三	伊地知季安記事	三四一	平田宗直船賦帳表題
三四の1	島津家久書状	三四二	寛明日記
の2	相良長信書状	三四三	天草覚書
の3	寛永十四年十一月十七日	三四四	平塞録
三二五	阿多旧簿	三四の1	伊地知季安記事
三二六	平塞録	の2	有川右近將監・北条時常連署 人馬手形
三二七	小川監物日記	三四六	十一月廿日 島原陣加勢軍衆賦
三二八	旧伝集	三四七	六月 島原立衆人数差出帳
三二九	天草覚書	三四八	十一月廿日 平田宗直案文留帳
三三〇	某覚書	の1	十一月廿日 書状
三三一	某覚書	の2	十一月廿日 書状
三三二	平塞録		

卷之六

の3	(寛永十四年)十一月廿日	船賦状	の5	十一月廿一日	飯米賦渡送状
の4	十一月廿日	すくりわら・ふくさわら引渡 申付状	の6	十一月廿一日	飯米賦渡送状
の5	十一月廿日	小唐竹・唐竹引渡申付状	の7	十一月廿二日	飯米賦渡送状
の6	十一月廿日	ふて竹引渡申付状	の8	十一月廿一日	書状
の7	(寛永十四年)十一月廿日	書状	の9	十一月廿一日	船賦出船申付状
の8	十一月廿日	書状	の10	十一月廿一日	書状
の9	十一月廿日	書状	の11	十一月廿一日	新告送状
三四九		平田宗直諸浦加子相立候曳付 留帳	の12	十一月廿一日	書状
の1	十一月廿日	軍衆乗船加子送状	の13	十一月廿一日	船賦出船申付状
の2	十一月廿日	浦加子送状	の14	十一月廿一日	飯米賦渡送状
三五〇		平田宗直船賦帳	の15	十一月廿一日	大唐竹等引渡申付状
		船賦出船申付状	の16	十一月廿一日	大唐竹等調へ申付状
三五一		天草立軍衆人名書上	の17	十一月廿一日	筈引渡申付状
			の18	十一月廿一日	新告送状
			三五五		平田宗直諸浦加子相立候曳付 留帳
			の1	十一月廿一日	筈送状
三五二		平塞録	の2	十一月廿一日	浦水手送状
の1		記事	三五六		平田宗直銀子米払方留帳
の2	十一月廿一日	米田是季書状	の1	十一月廿一日	飯米賦渡送状
の3		記事	の2	十一月廿一日	飯米賦渡送状
三五三		星野寿庵覚書	の3	十一月廿一日	飯米賦渡送状
三五四		平田宗直案文留帳	の4	十一月廿一日	飯米賦渡送状
の1	十一月廿一日	飯米賦渡送状	の5	十一月廿一日	飯米賦渡送状
の2	十一月廿一日	飯米賦渡送状	の6	十一月廿一日	飯米賦渡送状
の3	十一月廿一日	飯米賦渡送状	の7	十一月廿一日	飯米賦渡送状
の4	十一月廿一日	飯米賦渡送状			

卷之七

の8	十一月廿一日	飯米賦渡送状	の1	十一月廿二日	浦水手送状
の9	十一月廿一日	飯米賦渡送状	の2	十一月廿二日	浦水手送状
の10	十一月廿一日	飯米賦渡送状	の3	十一月廿二日	浦水手送状
の11	十一月廿一日	飯米賦渡送状	三六三	十一月廿二日	平田宗直船賦帳
三五七	十一月廿一日	平田宗直万曳付留帳	三六四	十一月廿二日	船賦出船申付状
三五八	十一月廿一日	飯米請取申付状	三六五		寛明日記
		平田宗直船賦帳	三六六		平塞録
三五九	十一月廿一日	船賦出船申付状	三六七		星野寿庵寛書
三六〇		平塞録	三六八		平塞録
三六一	十一月廿二日	藤掛集書	の1	十一月廿三日	平田宗直案文留帳
の1	十一月廿二日	平田宗直案文留帳	の2	十一月廿三日	飯米賦渡送状
の2	十一月廿二日	書状	の3	十一月廿三日	船賦出船申付状
の3	十一月廿二日	新笥送状	の4		飯米賦渡送状
の4	十一月廿二日	飯米賦渡送状	の5	十一月廿三日	飯米賦渡送状
の5	十一月廿二日	飯米賦渡送状	の6		船回送状
の6	十一月廿二日	飯米賦渡送状	三六九		水手差遣・出船・飯米渡二付達
の7	十一月廿二日	書状			平田宗直諸浦加子相立候曳付留帳
の8	十一月廿二日	証文	三七〇	十一月廿三日	浦水手送状
の9	十一月廿二日	すくり薬等引渡申付状	の1	十一月廿三日	平田宗直銀子米払方留帳
の10	十一月廿二日	すくり薬等引渡申付状	の2	十一月廿三日	飯米賦渡送状
の11	十一月廿二日	すくり薬等引渡申付状	三七一		飯米賦渡送状
の12	十一月廿二日	書状			平田宗直船賦帳
の13	十一月廿二日	書状	三七二		船賦出船申付状
三六二		平田宗直諸浦加子相立候曳付留帳	三七三		土井利勝外三名連署書状
					島津久慶外二名連署書状

文書目録

三七四	の1	平塞録	十一月廿五日	星野寿庵寛書
三七四	の2	記事	十一月廿五日	松井興長外二名連署書状
三七四	の3	某寛書抄		伊地知季安記事
三七五	の4	記事		薩本島原軍記
三七五	の1	松倉重次書状	十一月廿五日	平田宗直案文留帳
三七五	の2	平田宗直案文留帳		書状
三七五	の3	飯米賦渡送状	十一月廿五日	出船申付状
三七五	の4	書状	十一月廿五日	飯米賦渡送状
三七五	の5	飯米賦渡送状	十一月廿五日	飯米賦渡送状
三七五	の6	出船申付状	十一月廿五日	平田宗直諸浦加子相立候曳付留帳
三七六	の1	寛書	十一月廿五日	舟頭・水手送状
三七六	の2	平田宗直諸浦加子相立候曳付留帳	十一月廿五日	水手送状
三七六	の3	筈送状	十一月廿五日	平田宗直銀子米弘方留帳
三七六	の4	筈送状	十一月廿五日	飯米賦渡申付状
三七七	の1	飯米賦渡送状	十一月廿五日	飯米賦渡
三七七	の2	飯米賦渡送状		平田宗直船賦帳
三七七	の3	飯米賦渡送状		出船申付状
三七七	の4	飯米賦渡送状		平塞録
三七八		平田宗直万曳付留帳		記事
三七八		飯米請取申付状		
三七九		寛明日記		
三七九		鹿兒島賦所書状	十一月廿六日	板倉重昌・石谷貞清連署書状
三八〇		天草立軍衆人数書上	十一月廿六日	伊地知季安記事
三八一		平塞録	十一月廿六日	平田宗直案文留帳
三八一		卷之八		書状
三八一		平塞録		書状別紙添書

の3	十一月廿六日	市来湊外别当へ達	の1	十一月廿八日	飯米賦渡申付状
の4	出船申付状		の2	十一月廿八日	飯米賦渡申付状
三九四	平塞録		の3	十一月廿八日	飯米賦渡申付状
の1	記事		の4	十一月廿八日	飯米賦渡申付状
の2	板倉重昌・石谷貞清連署条書		四〇二	十一月廿八日	平田宗直万曳付留帳
の3	板倉重昌・石谷貞清連署達			十一月廿八日	飯米送状
三九五	平田宗直案文留帳		四〇三		平田宗直船賦帳
の1	出船申付状				船賦出船申付状
の2	飯米賦渡送状		四〇四	十一月廿八日	天草立ニ付舟取仕立賦帳
三九六	平田宗直諸浦加子相立候曳付		四〇五		天草立ニ付船加子送状留帳
の1	留帳		の1	十一月廿八日	飯米賦渡送状
の2	浦水手送状		の2	十一月廿八日	飯米賦渡送状
の3	水手送状		の3	十一月廿八日	飯米賦渡送状抄
の4	水手送状		の4	十一月廿八日	飯米賦渡送状抄
の5	水手送状		の5	十一月廿八日	飯米賦渡送状
の6	水手送状		の6 (寛永十四年)	十一月廿八日	飯米賦渡申付状
の7	水手送状		四〇六		平塞録
三九七	平田宗直銀子米払方留帳		の1		記事
三九八	飯米賦渡申付状		の2	寛永十四年十一月廿九日	有吉英貴・米田是季連署覚
三九九	平塞録		の3		記事
四〇〇	寛明日記		四〇七		平塞録
の1	平田宗直案文留帳		四〇八		平田宗直銀子米払方留帳
の2	書状		の1	十一月廿九日	飯米賦渡申付状
四〇一	飯米賦渡申付状		の2		銀子受渡申付状
	平田宗直銀子米払方留帳		の3	十一月廿四日	片折・中紙・墨・筆等引渡申付状

四〇九	平塞録			
四一〇	平塞録			
四一一	小川監物日記			
四一二	天草征伐説書			
四一三	伊地知季安記事			
四一四	平塞録			
四一五	小川監物日記			
四一六	平塞録			
四七の1	伊地知季安記事			
の2	板倉重昌書状	十二月	三日	
四一八	寛永十四年十二月		三日	
四一九	寛永十四年十二月		三日	
四二〇	寛永十四年十二月		三日	
四二一	松平定行覚書			
四二二	薩本島原軍記			
四二三	平塞録			
四二四	藤掛集書			
四二五	天草覚書			
	時任氏日記			
卷之九				
四二六	平塞録			
の1	記事			
の2	松倉勝家書状	十二月	四日	
四二七	平塞録			
四二八	板倉重矩常行記			

四二九	寛明日記			
四三〇	藤掛集書			
四三一	田中綱紀聞書			
四三二	浦の波			
四三三	寛永十四年十二月		四日	
四三四	細川忠興書状			
四三五	松井興長外二名連署書状	十二月	五日	
の1	平塞録			
の2	記事	十二月	五日	
の3	板倉重昌・石谷貞清連署掟書			
四三六	伊地知季安記事			
四三七	島津家久書状	十二月	五日	
四三八	寛永十四年十二月		五日	
四三九	島津氏老臣覚			
四四〇	寛永十四年十二月		五日	
四四一	島津久慶外二名連署書状			
四四二	平塞録			
四四三	小川監物日記			
四四四	寛明日記			
四四五	藤掛集書			
の1	平塞録			
の2	伊地知季安記事			
の3	伊東祐忠外二名連署書状	寛永十四年十二月	七日	
四四六	土井利勝外三名連署書状			
四四七	小川監物日記			
四四八	寛明日記			
	天草征伐説書			

四四九	の1	平塞録	四六四
の2	十二月 八日	細川光利書状	四六五
の3		鉄砲・玉薬拝領目録写	四六六
の4	十二月 八日	細川光利書状	四六七
の5		記事	の1
四五〇		寛明日記	の2
四五一		天草征伐説書	四六八の1
四五二		藤掛集書	の2
四五三	寛永十四年十二月 八日	阿部正次外三名連署書状	四六九
四五四		平塞録	四七〇
四五五		寛明日記	四七一
四五六		天草覚書	四七二
四五七		寛明日記	四七三の1
四五八		平塞録	の2
の1		記事	四七四
の2	十二月 十日	松倉勝家書状	四七五
の3		記事	四七六
の4	十二月 十日	林田外記書状	四七七
の5	十二月 十日	市来宗友書状	四七八
四五九		平塞録	四七九
四六〇		寛明日記	四八〇
四六一		平塞録	四八一
四六二		伊地知季安記事	四八二
四六三		薩本島原軍記	四八三

四六四	寛永十四年十二月十三日	平塞録	四八四
四六五		土井利勝外三名連署書状	
四六六		平塞録	
四六七	十二月十四日	平田宗直案文留帳	
の1	十二月十四日	御物米請取状	
の2	十二月十四日	書状	
四六八の1		伊地知季安記事	
の2		児玉利泰覚書	
四六九		野元為綱奉公状	
四七〇		田代衆中島原立之覚	
四七一		旧伝集	
四七二		平塞録	
四七三の1	十二月十五日	伊地知季安記事	
の2	十二月十五日	鎌田左京亮覚	
四七四	十二月十五日	細川光利書状	
四七五	寛永十四年十二月十五日	細川光利書状	
四七六	寛永十四年十二月十六日	島津久慶外二名連署書状	
四七七		平塞録	
四七八	寛永十四年十二月十七日	島津久慶外二名連署書状	
四七九	寛永十四年十二月十七日	寺沢堅高書状	
四八〇		平塞録	
四八一		寛明日記	
四八二	寛永十四年十二月十八日	松平行隆書状	
四八三	寛永十四年十二月十八日	阿部正次外三名連署書状	
四八四	寛永十四年十二月十八日	牧野成純・林勝正連署書状	

四八五	寛永十四年十二月十八日	牧野成純・林勝正連署書状	の2	寛永十四年十二月廿二日	細川光利条書
四八六	平塞録		の3		記事
四八七	寛明日記		五〇八	板倉重矩常行記	
四八八	伊地知季安記事		五〇九	寛明日記	
四八九	児玉利泰覚書		五一〇	寛永十四年十二月廿二日	島津久賀外四名連署覚
四九〇	元立院覚書		五一一	寛永十四年十二月廿二日	島津久賀外四名連署覚
四九一	島原出征加世田土人名書上		五二二		小川監物日記
四九二	旧伝集		五二三		寛明日記
四九三	緒方主殿覚書		五一四	寛永十四年十二月廿三日	島津久元・川上久国連署書状
四九四	四本助之丞家藏聞書		五一五		藤掛集書
四九五	板倉重昌書状		の1	十二月廿七日	板倉重昌・石谷貞清連署掟書
四九六	馬場利重書状		の2	十二月廿七日	板倉重昌・石谷貞清連署書
四九七	榊原職直書状		五一六	寛永十四年十二月廿七日	新庄直綱書状
四九八	石谷貞清書状				
四九九	板倉重矩常行記				
五〇〇	平塞録		卷之十		
五〇一	寛明日記		五一七		寛明日記
五〇二	天草征伐説書		五一八	寛永十四年十二月廿八日	有馬直純書状
五〇三	藤掛集書		五一九		平塞録
五〇四	野元為綱奉公状		五二〇	寛永十四年十二月廿九日	相良頼寛書状
五〇五	伊地知季安記事		五二一		平塞録
の2	討死・手負衆人名書上		の1		記事
五〇六	平塞録		の2	十二月廿九日	板倉重昌・石谷貞清連署書
五〇七	平塞録		の3		記事
の1	記事		の4 (寛永十四年)	十二月廿九日	多賀次定・岡本政信連署達
			五二二		寛明日記

五三三	藤掛集書	の1					
の2	十二月 晦日	の2	松平行隆・石谷貞清連署注進				
五二四	板倉重昌・石谷貞清連署達	五四五	天草征伐説書				
五二五	児玉利泰覚書	五四六	喜入忠政從臣聞書				
五二六	酒匂幸左衛門覚書	五四七	寛明日記				
五二七	酒匂氏日帳	の1	討死・手負注文				
五二八	藤掛集書	の2	記事				
五二九	児玉利泰覚書	の3	記事				
五三〇	旧伝集	の4	使者討死並働之覚				
五三一	野元氏家状	の5	記事				
五三二	旧伝集	の6	板倉重昌書状				
五三三	三原諸右衛門書状	の7	記事				
五三四	浦の波	の8	松平行隆・石谷貞清連署注進				
五三五	盛香集	五四八	某覚書抄				
五三六	藤掛集書	五四九	平塞録				
五三七	薩本島原軍記	五五〇	伊地知季安記事				
五三八	石谷貞清書状	五五一	緒方主殿覚書				
五三九	田代衆中島原立之覚	五五二	一色昭元書状				
五四〇	元立院覚書	五五三	平塞録				
五四一	旧伝集	の2	伊地知季安記事				
五四二	旧伝集	の2	三原重庸届書				
五四三	天草覚書	の2	猪俣則康筆記				
五四四	伊地知季安記事	五五六	島原軍衆人数差出留				
五四五	平塞録	五五七	帝釈寺等由緒書				
の1	記事						

文書目録

五五八	寛明日記	五七四	寛永十五年	正月	五日	鹿兒島賦所手形
五五九	平塞録	五七五	寛永十五年	正月	五日	鹿兒島賦所手形
の1	記事	五七六	寛永十五年	正月	五日	鹿兒島賦所手形
の2	戸田氏鉄・松平信綱連署寛	五七七	寛永十五年	正月	五日	鹿兒島賦所手形
の3	記事	五七八	寛永十五年	正月	五日	鹿兒島賦所手形
五六〇	藤掛集書	五七九	寛永十五年	正月	五日	鹿兒島賦所手形
五六一	小川監物日記	五八〇	寛永十五年	正月	五日	黒木氏家状
五六二	伊地知季安記事	五八一	寛永十五年	正月	五日	相良頼寛書状
五六三	旧伝集	五八二	寛永十五年	正月	六日	島原陣加勢軍衆賦表題写
五六四	寛明日記	五八三		正月	六日	三原重庸書状
五六五	平塞録	五八四		正月	六日	小川監物日記
の1	記事	五八五		正月	六日	平田宗乘目安
の2	戸田氏鉄・松平信綱連署達	五八六	(寛永十五年)	正月	六日	島原立ニ付乗馬並夫賦帳
の3	記事	五八七				旧伝集
の4	細川光利書状	五八八				李田十左衛門日記
の5	記事	五八九	元九の1			伊地知季安記事
の6	寛永十五年	五九〇	の2			某覚書抄
五六六	某覚書抄	五九〇		正月	六日	川上久国書状
五六七	児玉利泰覚書	五九一				寛明日記
五六八	島津久慶外二名連署書状抄	五九二				平塞録
五六九	白石随筆	の1				記事
五七〇	三原重庸書状抄	の2		正月	七日	細川光利書状
五七一	小川監物日記	五九三				藤掛集書
五七二	喜入忠政申渡書	五九四				原ノ城並寄手陣取図
五七三	鹿兒島賦所手形	五九五				天草覚書

五九六 緒方主殿覚書
 五九七 寛永十五年 正月 七日 川上久国書状
 五九八 寛永十五年 正月 九日 島原立=付万覚書留帳
 の1 (寛永十五年) 正月 七日 賦所達
 の2 (寛永十五年) 正月 七日 賦所達
 五九九 伊地知季安記事
 六〇〇 薩本島原軍記
 六〇一 川上久国書状
 六〇二 川上久国書状
 六〇三 川上久国書状
 六〇四 川上久国書状
 六〇五 川上久国書状
 六〇六 川上久国書状
 六〇七 川上久国書状
 六〇八 寛明日記
 六〇九 平塞録
 六一〇 児玉利泰覚書
 六一一 薩本島原軍記
 六一二 肝付喜右衛門覚書
 六一三 伊地知季安記事
 六一四 川上久国書状
 六一五 川上久国書状
 六一六 川上久国書状
 六一七 平塞録
 六一八 川上久国書状

六一九 川上久国書状
 六二〇 川上久国書状
 六二一 有馬純実系伝
 六二二 川上久国書状
 六二三 島原立=付万覚書留帳
 の1 賦所達
 の2 (寛永十五年) 正月 九日 賦所達
 の3 賦所達
 六二四 寛永十五年 正月 九日 島原立=付軍衆賦帳表題
 六二五 小川監物日記
 六二六 肝付家譜
 六二七 時任氏日記
 六二八 緒方主殿覚書
 六二九 北郷久加世別記
 六三〇 喜入忠政從臣聞書
 六三一 明曆 三年 四月 九日 伊集院与左衛門・田代惣右衛門連署覚書
 六三二 某書状(川上久国書状カ)
 六三三 川上久国書状
 六三四 川上久国書状
 六三五 川上久国書状
 六三六 川上久国書状
 六三七 川上久国書状
 六三八 平塞録
 六三九 伊地知季安記事
 六四〇 喜入忠政從臣聞書

六四一	李田十左衛門・町田甲斐連署 寛写	六六六	正月十二日	川上久国書状
六四二	伊地知季安記事	六六七		小原織部取払留
六四三	時任氏日記	六六八		小川監物日記
六四四	緒方主殿寛書			
六四五	川上久国書状			
六四六	川上久国書状	卷之十一ノ中		
六四七	小川監物日記	六六九	寛永十四年十二月より	有馬立ニ付御賦渡帳
六四八	時任氏日記	六七〇	同十五年二月まで	諸外城天草立軍衆人数究帳
六四九	田代衆中島原立之寛	六七一	寛永十五年三月より	諸外城衆有馬立軍衆人数究帳
六五〇	二階堂定行系伝		同三月まで	
六五一	川上久国書状	卷之十一ノ下		
六五二	薩本島原軍記	六七二	寛永十五年正月より	鹿児島衆天草立軍衆人数究帳
六五三	坂元清長寛書	六七三	同寛永十五年正月より	鹿児島衆有馬立軍衆人数究帳
六五四	今井仁右衛門訴状		三月まで	
六五五	島原立衆人数差出帳	卷之十一		
六五六	伊地知季安記事	六七四	寛永十五年正月十三日	島原城内外明地寛
六五七	山内淡路守自記	六七五		薩本島原軍記
六五八	緒方主殿寛書	六七六		御恩徳記
六五九	馬関田衆中島原立人数賦	六七七		御功恩之次第大概
六六〇	平塞録	六七八		御譜抄
六六一	伊地知季安記事	六七九		伊地知季安記事
六六二	時任氏日記	六八〇	正月十三日	土井利勝外二名連署奉書
六六三	緒方主殿寛書	六八一	寛永十五年正月十三日	島津家久袖判控書
六六四	川上久国書状	六八二		薩本島原軍記
六六五	川上久国書状	六八三		島原軍衆引飯米指出留

六八四	島原軍衆人数指出留	の2	寛永十五年	正月十四日	松平信綱・戸田氏鉄連署条書
六八五	島原軍衆人数指出留	七〇八		正月十四日	吉田久馬助書状
六八六	時任氏日記	七〇九	寛永十五年	正月十四日	松平信綱・戸田氏鉄連署条書
六八七	島津氏法度	七一〇			平塞録
六八八	島津氏掟書	の1			記事
六八九	袖判之写	の2			戰場持口間数定覚
六九〇	緒方主殿覚書	七一			戰場持口間数覚
六九一	北郷久加世別記	七一二			原城卷面々責口間数覚
六九二	島津氏掟書	七一三	寛永十五年	正月十四日	松平信綱・戸田氏鉄連署条書
六九三	川上久国書状	七一四			小川監物日記
六九四	川上久国書状	七一五			入来院重國譜
六九五	川上久国書状	七一六			時任氏日記
六九六	川上久国書状	七一七			有川喜左衛門覚書
六九七	川上久国書状	七六の1			伊地知季安記事
六九八	川崎正直・佐々長次連署書状	の2			某覚書
六九九	牧野成純書状	七九の1			伊地知季安記事
七〇〇	馬場利重書状	の2		正月十四日	吉田久馬助書状
七〇一	土井利勝外二名連署書状	七二〇		正月十四日	川上久国書状
七〇二	林勝正書状	七二一		正月十四日	川上久国書状
七〇三	松平行隆書状	七二二			本田十左衛門日記
七〇四	榑原職直書状	七二三			伊地知季安記事
七〇五	松平定綱書状	七二四			伊地知季安記事
七〇六	戸田氏鉄書状	七二五			島原軍衆人数差出留
七〇七	寛明日記	七二六			寛明日記
の1	記事	の1			記事

文書目録

の2		正月十五日	天草四郎時貞矢文	の4	寛永十八年	二月十二日	有馬陣立人数差出
の3			記事	の5	寛永十八年	二月十二日	有馬陣立人数差出
七二七			平塞録	の6			伊地知季安記事
七二八			藤掛集書	の7			小原織部取払留
七二九		正月十五日	天草四郎時貞矢文	七四八			伊地知季安記事
七三〇			伊地知季安記事	七四九			緒方主殿寛書
七三一			李田十左衛門日記	の1			記事
七三二			国分賦所日記	の2			天草御供人数
七三三			島原立人数賦	七五〇			北郷久加世別記
七三四	寛永十五年	正月十五日	島原立人数賦	七五一		正月十六日	川上久国書状
七三五		正月十五日	川上久国書状	七五二		正月十六日	川上久国書状
七三六		正月十五日	川上久国書状	七五三		正月十六日	川上久国書状
七三七		正月十五日	川上久国書状				
七三八		正月十五日	川上久国書状				
七三九		正月十五日	川上久国書状				
七四〇			島原軍衆人数差出留	七五四			寛明日記
七四一			時任氏日記	七五五			平塞録
七四二			北郷久加世別記	七五六			藤掛集書
七四三			谷口氏書留	七五七			薩本島原軍記
七四四			寛明日記	七五八		正月十七日	伊地知季安記事
七四五			平塞録	の3		正月十七日	天草陣中法度
七四六			島原軍衆人数差出留	七五九	(寛永十五年)	正月十七日	小川監物日記
七四七			伊地知季安記事	七六〇			島原立人数差出
七四八			島原立供人数	七六一		正月十七日	小原織部取払留
の1			有馬陣立人数差出	七六二			某指出
の2							有川貞亮寛書
の3	寛永十八年	二月十二日					

卷之十三

七六三	伊地知季安記事	正月十八日	七八四	川上久国書状
七六四	緒方主殿日記	正月十八日	七八五	川上久国書状
七六五	某指出	正月十八日	七八六	川上久国書状
七六六	某寛書	正月十八日	七八七	川上久国書状
七六七	川上久国書状	正月十八日	七八八	川上久国書状
七六八	川上久国書状	正月十八日	七八九	川上久国書状
七六九	川上久国書状	正月十八日	七九〇	寛永十五年 立花忠茂書状
七七〇	川上久国書状	正月十八日	七九一	寛永十五年 細川立孝書状
七七一	伊地知季安記事	正月十八日	七九二	平塞録
の1	島津光久書状	正月十八日	の1	記事
の2	島原軍衆人数差出留	正月十八日	の2	幕府上使衆達
七七二	平塞録	正月十八日	七九三	伊地知季安記事
七七三	幕府上使衆達	正月十八日	七九四	島原軍衆人数差出留
の1	記事	正月十八日	七九五	伊地知季安記事
の2	幕府上使衆達	正月十八日	七九六	天草立軍衆賦
の3	記事	正月十八日	七九七	緒方主殿日記
七七四	川上久国達書	正月十八日	七九八	浜田半左衛門寛書
七七五	川上久国書状	正月十八日	七九九	榊原職信書状
七七六	黒川民部左衛門尉外二名連署 手形留	正月十八日	八〇〇	寛永十五年 榊原職直書状
七七七	小川監物日記	正月十八日	八〇一	寛永十五年 松平行隆書状
七七八	小原織部取払留	正月十八日	八〇二	寛永十五年 天草立軍衆人数賦
七七九	島原軍衆人数差出留	正月十八日	八〇三	寛永十五年 天草立軍衆人数賦
七八〇	某寛書	正月十八日	八〇四	川上久国書状
七八一	緒方主殿日記	正月十八日	八〇五	平塞録
七八二	北郷久加世別記	正月十八日	八〇六	山元甚左衛門訴状
七八三	川上久国書状	正月十八日		

八六一	の2	正月廿三日	川上久国書状	八六九	寬永十五年	正月廿五日	松平忠重・伊東祐久連署書状
八五二		正月廿三日	川上久国書状	八七〇		正月廿五日	川上久国書状
八五三		正月廿三日	戸田氏鉄書状	八七一		正月廿五日	川上久国書状
八五四		正月廿三日	細川光利書状	八七二		正月廿五日	某覚書(川上久国覚書カ)
八五五		寛明日記		八七三		正月廿五日	川上久国書状
八五六		平塞録		八七四		正月廿五日	川上久国書状
八五七		伊地知季安記事					
八五八	の1	正月廿四日	島津久賀外三名連署書状				
八五九	の2	正月廿四日	島津久賀外三名連署書状				
八六〇	の3	正月廿四日	島津久賀外三名連署書状				
八六一		正月廿四日	島津久賀外三名連署書状				
八六二		正月廿四日	島津久賀外三名連署書状				
八六三		伊地知季安記事					
八六四		島津久賀外三名連署書状					
八六五		伊地知季安記事					
八六六		小川監物日記					
八六七		時任氏日記					
八六八		寛明日記					
		平塞録					
		伊地知季安記事					
		島津久賀・喜入忠政連署書状					
		伊地知季安記事					
		星野寿庵覚書					
		國分賦所日記					
		吉田印西書状					
		時任氏日記					

	調査課史料課長	総務課長	副館長	委員	顧問											
尾形	伊集院	荒田	尾口	荒木	末吉	徳永	九万田	石橋	今吉	柳原	三木	原口	安藤	鹿兒島女子大学教授	尚古集成館館長	東京大学史料編纂所所長
ひろ子	祐子	邦子	義男	公紘	浩一	幸子	登	征幸	敏弘							
長嶺	上野	有三	宅	窪	牛ノ濱					山田	宮下	日隈	晋味	五芳	芳宮	
泉	みどり	一		清	達					尚	満	正	哲	克	即	正
子	り	緑	誠	隆	信					二	郎	守	哉	夫	正	人

鹿兒島県史料編さん関係者

鹿兒島県史料 旧記録拾遺伊地知季安著作史料集一

平成9年1月10日 印刷
 平成9年1月31日 発行
 非売品

編集 鹿兒島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿 児 島 県

印刷所 株式会社 ぎょうせい